

平成24年度 第三者評価

大垣女子短期大学 自己点検・評価報告書

平成24年6月

目次

| | |
|----------------------------------|-----|
| 自己点検・評価報告書 | 1 |
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 | 2 |
| 2. 自己点検・評価報告書の概要 | 22 |
| 3. 自己点検・評価の組織と活動 | 23 |
| 4. 提出資料・備付資料一覧 | 25 |
| | |
| 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 | 29 |
| 基準Ⅰ-A 建学の精神 | 30 |
| 基準Ⅰ-B 教育の効果 | 33 |
| 基準Ⅰ-C 自己点検・評価 | 39 |
| ◇ 基準Ⅰについての特記事項 | 40 |
| | |
| 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 | 42 |
| 基準Ⅱ-A 教育課程 | 44 |
| 基準Ⅱ-B 学生支援 | 55 |
| ◇ 基準Ⅱについての特記事項 | 68 |
| | |
| 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 | 69 |
| 基準Ⅲ-A 人的資源 | 71 |
| 基準Ⅲ-B 物的資源 | 77 |
| 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 | 81 |
| 基準Ⅲ-D 財的資源 | 83 |
| ◇ 基準Ⅲについての特記事項 | 86 |
| | |
| 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 | 87 |
| 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ | 88 |
| 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ | 89 |
| 基準Ⅳ-C ガバナンス | 92 |
| ◇ 基準Ⅳについての特記事項 | 95 |
| | |
| 【選択的評価基準 1. 教養教育の取り組みについて】 | 96 |
| 【選択的評価基準 2. 職業教育の取り組みについて】 | 101 |
| 【選択的評価基準 3. 地域貢献の取り組みについて】 | 105 |

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、大垣女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成24年6月20日

理事長

中 野 哲

学長

中 野 哲

ALO

石 川 隆 義

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人大垣女子短期大学は、歴史の街・文化の街として知られる岐阜県西濃地方に位置する水都・大垣市の北の郊外にあり、学内に小川が流れ、木々に囲まれるというキャンパス、自然に恵まれた環境下で、女子のみが学ぶ大垣女子短期大学と、約 400 m の近隣にある日本中央看護専門学校（男女共学）をも経営する法人である。

第二次世界大戦後、大垣市では豊かな地下水を利用した繊維企業が栄えた。一方、西濃地方に高等教育機関が無いという状況もあり、学びながら働く高等教育機関の設立を目指し、昭和 42 年 2 月、大垣女子短期大学設立期成同盟会が結成された。その後、西濃地方の繊維企業の各社後援により、昭和 43 年に大垣女子短期大学設立準備委員会が発足し、昭和 44 年 2 月に学校法人大垣女子短期大学が設立認可され、同年 4 月幼児教育科第一部（入学定員 100 名）からなる一法人一短大が開設された。

昭和 45 年に幼児教育科第三部（昼間二交代制、入学定員 200 名）の学科増、昭和 46 年には、音楽科（入学定員 50 名、現音楽総合科）と、美術科（入学定員 50 名、現デザイン美術科）の学科増を行い 3 学科となった。

続いて昭和 49 年に、保健科第一部（入学定員 50 名、現歯科衛生科）の学科が増設され、さらに昭和 51 年には幼児教育科第三部の 350 名への定員増、昭和 52 年には保健科第三部（入学定員 100 名）を増設し、現在の大垣女子短期大学の 4 学科構成が固まっていた。

しかし、平成に入り社会情勢の変化、とりわけ経済不況の繊維業界への直撃により、西濃地方の各企業は規模の縮小、合理化、人員削減等がすすみ、本学の中心を成してきた第三部教育は抜本的見直しを迫られた。

ピーク時には 700 名を超えた第三部の入学生も、平成元年には 450 名となり、更に平成 6 年には 270 名にまで減少した。一方、こうした状況下において平成 3 年には、当時の全国的な国際化・国際交流の推進を背景にして国際教養科（入学定員 100 名）の新設、音楽科・デザイン美術科の期限付き定員増（両学科とも入学定員 30 名増）等を行ってきた。

このような時代背景のもと、地方小都市の短期大学としては、18 歳人口の減少を見据えての将来を展望して、地域に密着し地域に愛される短期大学づくりを目指そうとの理念のもと、第三部の定員減を経て、国際教養科・歯科衛生科第三部の廃止（平成 12 年 3 月までに）と、幼児教育科第三部の廃止（平成 17 年 3 月）を行った。

学科の将来を見越し、平成 15 年度に歯科衛生科を、また平成 19 年度に幼児教育科を 3 年制制度に変更することで時代を先取りした改革を实践し、現在の 4 学科構成（幼児教育科・デザイン美術科・音楽総合科・歯科衛生科）のもとで、総合女子短期大学として発展してきた。

さらに平成 24 年度から、学校法人日本中央学園より日本中央看護専門学校（入学定員 40 名）の経営を引継ぎ、時代の要請に応じるために本学において新たに看護学科を設置し、安定した法人経営を目指すこととした。

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数（平成24年5月1日現在）

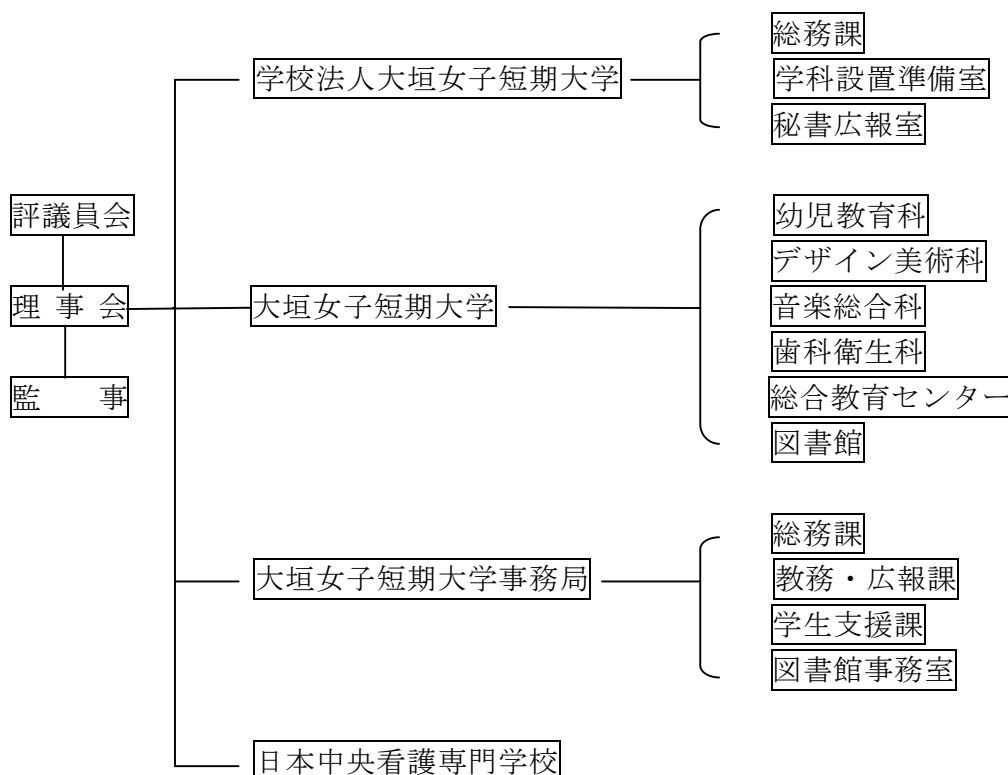
| 教育機関名 | 所在地 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|------------|------------------------|------|------|------|
| 大垣女子短期大学 | 岐阜県大垣市西之川町 1丁目109番地 | 200 | 500 | 446 |
| 日本中央看護専門学校 | 岐阜県大垣市河間町 3丁目77番地 | 40 | 140 | 131 |

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 専任教員、非常勤教員、専任事務職員、非常勤事務職員数（平成24年5月1日現在）

| 短期大学名 | 専任教員数 | 非常勤教員数 | 専任事務職員数 | 非常勤事務職員数 |
|----------|-------|--------|---------|----------|
| 大垣女子短期大学 | 32 | 83 | 17 | 7 |

- 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

人口・・・単位：百人 趨勢・・・単位：%

| 地域 | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | |
|-----|--------|-----|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 人口 | 趨勢 | 人口 | 趨勢 | 人口 | 趨勢 | 人口 | 趨勢 | 人口 | 趨勢 |
| 大垣市 | 1,670 | 100 | 1,654 | 99.0 | 1,647 | 98.6 | 1,646 | 98.6 | 1,643 | 98.4 |
| 岐阜県 | 21,010 | 100 | 20,904 | 99.5 | 20,828 | 99.1 | 20,779 | 98.9 | 20,697 | 98.5 |

■ 学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）

平成19年度より平成21年度にかけて、入学者数の減少が認められたが、これは平成19年度に幼児教育科を従来の2年制から3年制に変更した影響と考えている。これからの幼児教育を担う保育士・幼稚園教諭を育成するためにより充実した教育課程を編成するには3年間の教育期間が必要であると考え、高校サイドや受験生・保護者には説明をし、一定の理解を得られているが、学費が嵩むことと教育期間が2年制より1年長いことが、入学者減につながっている。

また、平成22年度より全国的に歯科衛生士養成校は3年以上の教育年限のもとに行うことが決定されたため、特に前年度の平成21年度において、本学のようにすでに3年制となっている養成校より、2年制の養成校に入学者が流れたためと考えている。

全ての歯科衛生士養成校が3年以上になった平成22年度からは、歯科衛生科への入学者数は今年度を含め3年連続定員以上を確保している。

しかし、4学科の将来性を含めた本学全体の学生の確保を考え、西濃地域での看護師不足による地域のニーズに照らし、平成25年度より看護学科を設置することを計画し、現在文部科学省に認可申請をしている。この看護学科の設置による学生の確保と各学科の自己責任のもとでの定員充足のための戦略をもとに、本学の学生数の回復、定員充足を目指している。

| 地域 | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | |
|------------|------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) |
| 岐阜県 | 119 | 47.8 | 86 | 45.5 | 69 | 50.0 | 95 | 47.5 | 98 | 52.7 |
| 静岡県 | 9 | 3.6 | 6 | 3.2 | 2 | 1.5 | 5 | 2.5 | 4 | 2.2 |
| 愛知県 | 71 | 28.5 | 51 | 27.0 | 35 | 25.4 | 49 | 24.5 | 36 | 19.4 |
| 三重県 | 13 | 5.2 | 13 | 6.9 | 10 | 7.3 | 8 | 4.0 | 7 | 3.8 |
| 滋賀県 | 25 | 10.1 | 19 | 10.0 | 8 | 5.8 | 10 | 5.0 | 15 | 8.1 |
| 富山県 | 2 | 0.8 | 1 | 0.5 | 1 | 0.7 | 4 | 2.0 | 1 | 0.5 |
| 石川県 | 2 | 0.8 | 1 | 0.5 | 1 | 0.7 | 1 | 0.5 | 4 | 2.2 |
| 福井県 | 2 | 0.8 | 2 | 1.1 | 2 | 1.5 | 3 | 1.5 | 1 | 0.5 |

| | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 長野県 | 6 | 2.4 | 4 | 2.1 | 3 | 2.2 | 8 | 4.0 | 7 | 3.8 |
| その他 | 0 | 0.0 | 6 | 3.2 | 7 | 5.1 | 17 | 8.5 | 14 | 7.5 |
| 合計 | 249 | 100 | 189 | 100 | 138 | 100 | 200 | 100 | 186 | 100 |

■ 地域社会のニーズ

本学は、田園が広がる自然豊かな環境下で昭和44年4月に開学して以来、43年の歴史を有し、女子の総合短期大学として、全国各地に約25,000人の卒業生を輩出してきた。

この間、一貫して地域に開かれた、かつ地域と一体化した短期大学づくりを柱に運営を進めてきており、各分野において地域には一定の評価を得ている。

地域社会のニーズに応えたその主な取り組みの一部を列挙する。

- ・地元大垣市が推奨する子育て支援事業に協調し、地域の親子が参加する「子育てサロン」を学内に設置。それら子育て支援事業を教育活動と結びつけていく取り組みが、文部科学省の平成20年度教育GPに選定された。なお平成24年度からは、それまでの隔週開催から毎週開催することとしている。

- ・地域ぐるみ、親子ぐるみで子どもたちの健全な教育を目指した「おにごっこ運動」を推進し、本学学生、教員とともに地域で「おにごっこ大会」を毎年開催している。

- ・学内に「ギャラリーみずき」を常設し、在学生や卒業生の美術作品展示、企画展を開催しており、地域住民も自由に見学できるようにしている。また、平成24年度からの大垣市ごみ分別方法変更に関する広報紙特集号すべてを、本学教員と学生がマンガで担当するなど、市町村をはじめ地域社会から、デザイン関係の委託業務を数多く受託している。

- ・小中学校や地域の催事における音楽演奏（ウインドアンサンブル等）に頻繁に招聘されるなど、県内における音楽演奏の地位は確固たるものとなっている。現に平成24年度開催のぎふ清流国体のテーマ曲演奏を本学が担当し、式典での演奏が決定している。

- ・毎年6月に開催される、地域住民を対象とした歯の健康フェスティバル（主催：大垣歯科医師会、西濃歯科技工士会、西濃歯科衛生士会）に、学生と教員が積極的に参加し、歯科衛生士の卵としてフェスティバル成功の一翼を担っている。

- ・地域住民を対象とした、全学挙げての本学学術シンポジウムを年1回開催しており、平成23年度も12月に第4回を開催した。また、地域の子どもたちを対象に「こども祭」を毎年1月に開催しており、毎回1,000名を超える参加者を得て、平成24年度で第8回を迎える。どちらも地域に定着してきており、毎年来学するリピーターも増えてきた。

- ・キャンパスは小さな公園のようになっており、一角には緑と水が融合した遊歩道と地下水が噴出する「みずきの郷」を設置。季節を問わず地域住民が訪れている。

このように、永年の歴史と前述の数々の取り組みにより、本学の存在は大垣市をはじめ、大垣市を中心とした西濃圏域（2市9町）及び岐阜県において、女子の総合短期大学としてその地位を確固たるものにしてきている。

本学では、設置学科の総合性を生かしながら教育にあたり、即ち4学科の授業や課

外活動を介しての交流の促進によって、高等教育における職業教育と、特定分野の知識・技能の教育を幅広く実践し、これらをとおして地域社会にしっかりと結び付きながら貢献している。

このように、本学は建学の精神に沿った教育によって短期大学に求められている役割を確実に果たしていくことを今後も目指していく。

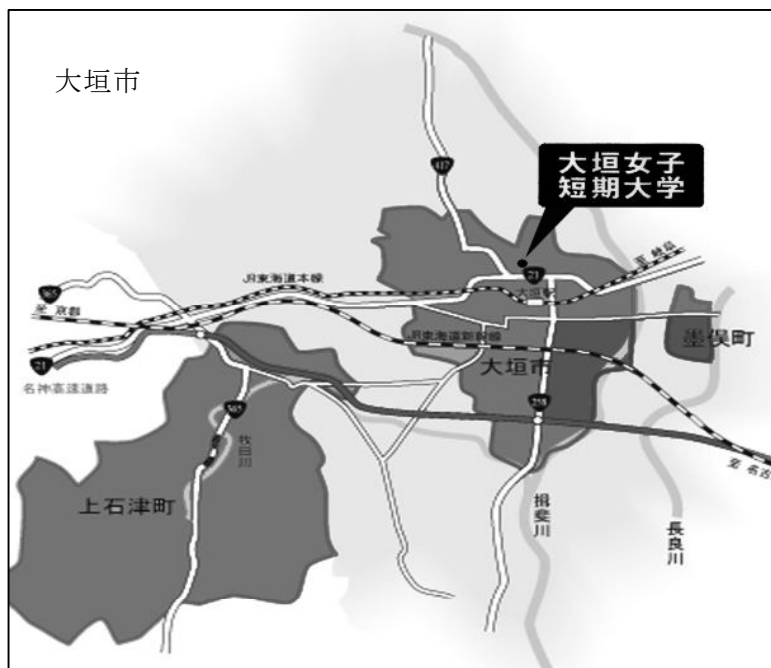
■ 地域社会の産業の状況

大垣市は豊富な地下水と東西交通の要衝という地の利を生かし、繊維、化学、電気機械など製造業の集積を背景に県下第一の工業都市として発展してきたが、生産拠点を海外に移転するなど企業活動のグローバル化に伴い、古くから創業してきた紡績工場の閉鎖あるいは縮小を余儀なくされ、産業の空洞化が進んでいるが、基幹産業は健在である。

そうした中、IT関連産業を中心に、地域経済をけん引する新産業の創出・育成、既存産業の高度化、優良企業の誘致やベンチャー企業の集積が行われている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図





(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

| 改善を要する事項 (向上・充実のための課題) | 対策 | 成果 |
|---|--|---|
| <p>本学の魅力をもっと広く知らせるために、建学の精神や教育理念、教育の目的や目標を、入学前の高校生に伝える努力をさらにすることが望ましい。また、建学の精神は、地域住民の学習ニーズや新興の産業集積地の教育ニーズを掘り起こし、地域の生涯学習拠点として発展するなかで、新たな展開も期待できる。現在も公開講座や発達相談室を設けたりしているが、女子教育を広めるために、保育施設などとの連携による子育て支援の充実も望ましい。また、例えば近隣事業者と連携することにより、</p> | <p>1. 高校生への対応については、入学前教育を実施するなど本学の建学の精神や教育理念、教育の目的や目標を具体的に伝えている。また、入学試験要項にもアドミッションポリシーを示すなど本学の教育を広く伝える努力を継続してきている。 2. 幼児教育科を中心として発達相談室、音楽総合科による音楽療法のセッション等様々な子育て支援活動を継続してきたが、平成20年度に地域の子育て支援の拠点にと「子育てサロン」を開設</p> | <p>1. 新入生の本学に対する様々な理解が深まり、入学後の学習への取組が非常にスムーズになった。目的意識も明確になり本学の学生であることに対する帰属意識も高まっていると思われる。 2. 特に「子育てサロン」については、専門の教員が勤務するサロンであることで地域からの期待は大きく開催が待たれる施設になっている。また、「こども祭」とともに学生にとっても学内にある保育実習の場としても活用でき、子どもと親の両</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>地域の生涯学習の集積地としての新たな発展を模索されたい。</p> | <p>した。また、「こども祭」を平成17年度から大学祭とは別に開催し地域の子育て支援に貢献してきている。</p> <p>3. 市民を対象とした学術シンポジウムを毎年開催し、生涯学習の場として提供している。</p> <p>4. 「おにごっこ運動推進委員会」の事務局が本学に設けられ、毎年開催される「おにごっこ大会」は子どもの心身の健全発達に貢献している。</p> | <p>方から様々な体験が得られ、教育的な効果は計り知れない。こうした全学を挙げて取り組む「公開講座」「出前講座」「シンポジウム」「おにごっこ運動」等が地域に広く認められ、地域の生涯学習の集積地として、本学の存在意義が確立されてきている。地域と一体となった取組が評価され、平成20年度の「質の高い大学教育推進プログラム(教育GP)」に文部科学省より選定された。</p> |
| <p>シラバスをインターネットで公開している点は評価できる。製本版のシラバスは図書館や事務室に備えられているが、希望する学生には配布することが望まれる。また、授業計画の授業内容の記述をもっと詳しくして、学生が内容を豊かにイメージできるようにすることが望ましい。また、これを学科別に分冊することで、個性ある資料になると思われる。</p> <p>学生による授業アンケートの調査結果は教員だけでなく、学生たちにもわかりやすくフィードバックすることが望ましい。</p> <p>総合的な女子短大を目指しているので、複数学科の特色を活かした共通科目の提供が望まれる。たとえば理系科目は歯科衛生科で多く開</p> | <p>1. シラバスについては科目ごとに検索のうえプリントアウトが可能なように改め、希望する学生に対しては必要な科目ごとに配布することを平成18年度には実現した。同時に、授業内容の記述もわかりやすく詳しいものに改め進度や次の課題が把握できるように改編した。</p> <p>2. 学生による授業評価のアンケートについては学生からの意見に対して全教員が目を通したうえで教員が答えるものに改め、掲示により学生に公表するように改めた。</p> <p>3. 理系科目である「生命科学」を全学科において受講できるようにした。また、現在は届け出によ</p> | <p>1. 自分の必要な科目ごとにシラバスが確認でき、また授業内容も概要が把握できるようになったことから学生も教員も授業の進め方や準備が格段に改善された。</p> <p>2. 学生にとって自分の評価が教員にどのように受け止められ、どのように評価されているのかがよく理解でき、その後の授業も意欲的に取り組めるようになった。</p> <p>3. 一般教養科目ばかりではなく、興味のある専門科目についても受講が可能であり、例えば、幼児教育科の学生が自分の専門性を高めるためにデザイン美術科の造形関係科目を受講することも可能となっている。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>講されているが、一般教養としての理科を他学科の共通科目として設定するなど、工夫されたい。</p> | <p>り他学科の開講科目が受講できるように改めた。</p> | |
| <p>F S Cや清掃の時間、総合演習、学園祭などを利用して学生の中に縦の関係を築くことで、2年生や研究生が下級生の学習面や精神面をサポートすることができると思われる。これは、学習支援ルーム(教室のサロン)での談話で、T Aとしての授業の補助で、さらに Remedial 教育の支援でも役立つと期待できる。さらに、同窓会組織の基盤形成にもつながるだろう。</p> | <p>1. 現在でも上級生と下級生が一緒になって行う F S Cや清掃の時間は縦の関係を築き学生相互間のサポート体制が醸成されている。幼児教育科では全学年合同で実施される夏休みの宿泊研修において、学年を超えた交流が図られている。デザイン美術科の学生間の関係については、全学年が一緒に春、秋の学外研修に参加し、夏のマンガ持ち込み研修では、一泊して編集者に作品を持ちこむことを毎年行い交流を図っている。音楽総合科でも全学年が合同で合宿研修を開催し、演奏技術を高めることで互いに切磋琢磨しつつ交流を図っている。歯科衛生科でも全学年合同の学内実習の時間を設け、上級生・下級生双方の学習成果の向上を図っている。また、学外実習報告会では、3年生から後輩に臨床・臨地実習での体験等を伝え、学生間に縦の関係を築いている。</p> <p>2. 授業の中でも演習科目においては学生と教員との双方向の質疑応答などに今はT Aによる補助は</p> | <p>1. 学生は体験を通じて物事を考える力、コミュニケーション能力を身に付けてきた。一例として平成20年度に文部科学省により選定された「質の高い大学教育推進プログラム(教育G P)」にいかされていると考える。</p> <p>2. 本学では4学科それぞれが教員と学生が協働で教室等の清掃活動や花壇の手入れを行うなど、労作教育、情操教育をめざした取組も展開されている。</p> <p>3. また、卒業生も巻き込んだ異世代間交流も行われ、特に音楽総合科における Rondoburilante (卒業生で組織された演奏家団体) との交流等が盛んに行われている。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>行っていない。</p> <p>3. 最近は同窓会組織の協力を図るためにいろいろな企画がされるようになっている。</p> | |
| <p>学生が短期大学で教育を受けたことによる学習成果を入学直後の時点、1年生終了時点、そして卒業時点や卒業後に職業人となった時点と、追跡するような調査や、雇用主や保護者を対象とした調査、そして学生による授業アンケートなど、こうした調査をすべてひとつの短期大学が継続的に実施することは負担が大きい。そこで、たとえばコンソーシアムを活用した調査の共同化が一案として考えられる。これは、大学の調査の負担を軽減する観点だけでなく、個人情報保護の観点からも有効で、各短期大学は地区全体と自分の短期大学について調査結果を入手できる。九州地区では九州大学が調査を担当して各私立短期大学は卒業生調査などを共同化している。</p> <p>4年制大学と単位互換などの提携を強化すれば、大学教育の前期2年間は地元で履修し、第3年次以降は編入して都市部に移動するような学生の教育ニーズにも応えられると思われる。</p> | <p>1. 学習成果については、入学時の学生の学力をみる試験結果により、学科別にチューターが教育指導を行っているが、今、卒業時に行ってその成果を比較してみる試案が作られている。</p> <p>2. 雇用主や卒業生のアンケート調査は毎年行っており、それを教育にフィードバックしている。</p> <p>3. コンソーシアムは岐阜県下22の大学・短大が加盟して行われているが、こうした共同でのアンケート調査並びに研究の取り組みには未だ至っていない。今後も本学並びに他の大学等の教育の向上・充実のために引き続き提言をしていきたい。</p> <p>4. 4年制大学との単位互換などの提携については具体的に計画され、本学も参画している。他大学からの受講生は過去にあったがここ数年はない。また、本学から他大学での受講は実現していない。これは1科目を受講しようとするれば近隣の大学に行っても前後2コマの本学での授業に支障が</p> | <p>1. コンソーシアムは岐阜県でも組織され、本学でも参画している。共同で申請した「岐阜駅を基盤とした駅前サテライト型教育システムの構築」は戦略的大学連携支援プログラム(GP)として文部科学省から平成21年度に選定を受けた。本学もマンガ講座を開催し参加して一定の評価を得ることができた。</p> <p>2. 4年制大学との単位互換制度は、岐阜県におけるコンソーシアムでは連携できている。他の都道府県の大学等との間には連携の経験はない。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>出る。資格取得を目指す 本学の学科においては受 講が難しい。他大学への3 年次編入は少数ではある が実現している。最近 は放送大学との間に協定 を結び、在学中、ある いは将来4年制大学卒 業の資格が得られるよ うにしたい。</p> | |
| <p>就職の公募資料などを 閲覧するスペースが事 務室の受付と同じフロ アにある。就職支援の 部屋は、独立させれば 、学生は気軽に入室で きるようになる。また 、4年制大学との連携 による編入学指導は、 新たな短期大学の在り 方の一つになるかもし れない。</p> <p>建物1階のバリアフリー 化は評価できるが、エ レベーターのない建物 もある。車椅子でも利 用できるようなキャン パス設計がもたらされ よう。</p> <p>優秀な上級の学生を教 育補助者(TA)として 活用すれば、チュータ ーの教育負担が軽減さ れるだけでなく、学内 のアルバイト提供とい う形で奨学金とは異な った勤労修学による就 学支援ができる。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成21年度から別室を 設けて就職支援に取 り組んでいる。学生 が気軽に入室できる 配慮をしており、 キャリアサポーター による指導が行われ ている。 2. 4年制大学との連 携による編入学指導 は機会があれば実施 しようとしている。 3. 現在2棟の建物に エレベーターを設 置している。今後 建設される建物に は順次エレベーター を設置していきたい。 4. 優秀な上級学生 をTAとして活用す るのは授業時間割上 非常に難しい。音 楽総合科とデザイン 美術科には卒業後 学びを深めるため に研究生の制度を 設けており、こう した人材が音楽総 合科では指導助手 という形で授業に 関わっている。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生にとっては事務 室にある就職支援課 並びに就職支援コー ナーに入ることに 抵抗がなくなった。 気軽に相談や情報 収集に取り組んで いる。 2. 4年制大学編入を 目指す学生は平均 して年間に1名程 度である。幼児教 育科と歯科衛生科 の学生は資格取得 が可能であり、ほ ぼ100%の就職を 誇る。音楽総合科 とデザイン美術科 では、表現力と技 術を深めるため に4年制大学で はなく本学の研 究生として残る ことが多い。 3. 音楽総合科の優 秀な卒業生は指 導助手として実 技指導に携わ ることが多い。 学生のうちほと どの学科にお いても自己の 研鑽に集中し ているので、 TAとして活 躍する者は いないのが 現状である。 |
| <p>科研費の申請・採 択状況や国際的 活動は、過去3 年間について、 活発ではない。 そし</p> | <p>科研費の申請につ いては盛んに働 きかけ各学科 における研究 活動が教育</p> | <p>科研費の申請につ いては、盛んに 働きかけ、平 成23年度には 4件の応募</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>て、各教員の研究業績も少ない。その点、授業と研究の一体化を図る学術論文を著すなどの工夫をされたい。また現在も夏期休暇中の就労時間の軽減をしているが、研究活性化のためにさらに対策が必要であろう。たとえば、学内特別研究費の制度を利用したり、研究費や海外旅費の追加的な支給をしたり、授業持ちコマ数の軽減や教育研究休暇を提供したりして、研究活動に資源配分をすることで本短期大学の研究活動の活性化が期待できる。</p> | <p>活動に直結することを説いている。また、学内の研究費について、算定基礎は個人であっても学科に配分することによって、各学科での個人・共同を問わない研究の活性化が図られている。</p> <p>また、教員の研究促進のために1週間のうち研究のために1日を限度として勤務を免除している。春期・夏期・冬期の休暇については、勤務を免除し、研究の機会を増やすこととした。</p> | <p>で3件の採択をみた。24年度は2件の応募があったが、残念ながら採択には至らなかった。研究活動については、研究費について算定基礎は個人であっても学科に配分している。各学科では個人・共同を問わず研究活動の活性化を図り、学会誌等や本学紀要への投稿を呼びかけている。その結果、ここ数年紀要への投稿が10編を下らない状況にまできている。</p> |
| <p>今は休止している国際交流や協力の再開が急務である。前述した特別研究費の制度を利用したりして、学生や教員の海外派遣を再開することが望まれる。また、地域社会に貢献する女子短大として一層の発展をするには、子育ての負担の軽減を図る環境づくりが望まれる。それには、行政と協力して、市民や教職員が利用できる託児所の整備など、子育て支援策を充実させる必要がある。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際交流は本学に国際教養科があった時代には実施していたが、今回の指摘を受け交流を模索してきた。その結果本学音楽総合科とデザイン美術科に関して具体的な交流が実現した。今後も国際化の時代において交流を促進させるべく、平成24年度には国際交流センターを学内に立ち上げた。 2. 地域の子育てを支援していくことは以前からの課題であったが、学内に「子育てサロン」を平成20年度に開設することで実現した。 3. 大垣市から本学が「知の拠点」に選定され、幼児教育科を中心として研究活動に取り組んでいる。大垣市では本年度「保 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 音楽総合科に関しては平成22年度よりハンガリーのリスト音楽院との交流が始まり、平成23年度には本学のウインドアンサンブルが先方の教員に指導を受けた。また、中国の大学に出向き、指導をする機会に恵まれた。デザイン美術科においては、平成22年度よりフランスのユーラジウム校(専門学校)との学生、教員の交流が始まり、先方の学生10名がマンガコースに半期間学んだ。平成23年度には4名が来日、また本学の学生、教員が先方の学校を訪問し、教員が授業を行ったり、学生が授業を受けたりし、またワークショップにも取り組んだ。 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>育所・幼稚園・小学校の連携」を模索し、新たな施策を立ち上げることとなったが、これについては本学幼児教育科が取り組むこととなった。また、大垣市に纏わる歴史上の偉人を顕彰しようという大垣市の施策について、デザイン美術科が協力し、このほどマンガで表現した冊子が出版され、市内の小中学校に配布されている。</p> | <p>2. 地域の子育て支援に関しては従来から「発達相談室」「音楽療法のセッション」を実施してきたが、総合的な支援体制が社会からも求められ、平成 20 年度に「子育てサロン」を開設し、地域の子育て支援に取り組んでいる。</p> |
| <p>教育負担の大きさが教員の研究活動に影響を与え、職務の高度化が職員の業務執行の難度を高くしている。教職員の専門性が生かせるよう適切な処遇が必要であろう。たとえば、生涯学習の一環として、教育研究休暇やリカレント教育の制度を設けることがあげられる。また、各委員会の数を適切な数に縮減し、有効な運営を図る工夫をされたい。</p> <p>年金受給との関係では、65 歳までの雇用延長はあるとしても、60 歳定年では不安かもしれない。また、年功制の賃金体系を基礎に置きつつも、多様な生活設計に合わせて柔軟に対応できるような勤務時間の短縮や、選択定年制の導入なども考えられる。</p> | <p>1. 教員並びに職員に対する処遇に関しては理事会において不断の検討を重ね、本学として考えられることは実施してきている。教員の教育研究活動については、学内での F D 活動や学外においては研究会や学会、研修会や社会的活動を通じて様々な方策を実践してきている。職員についても学内での S D 活動や事務局の各課ごとの研修会、学外では研修会やセミナー等を通じて専門性が生かせるよう業務執行能力を高めるための手だてを講じている。</p> <p>2. 各委員会についても、統廃合を含め毎年度見直しを継続してきている。</p> <p>3. 雇用の状況では 60 歳の定年後、65 歳までは毎年契約更新とはなるものの</p> | <p>1. 本学の処遇(給与体系)は国家公務員俸給表をそれぞれの職務に合わせて取り入れ支給している。勤務時間についても、教員は学生の教育を第一義に考え、原則週あたり 5 日の勤務になってはいるが、研究活動等の事情により、1 日を限度として研究日が取得できる。また、長期休暇を研究活動に十分利用できるよう配慮している。教職員は週 5 日勤務となっている。また、各自の事情により、勤務日数、勤務時間を短縮することも可能となっている。</p> <p>2. 各委員会は、必要最低限におさえ、教員の負担の軽減を図っている。</p> <p>3. 60 歳の定年を迎えると給与は改定されるが、本人の希望も考慮して引き</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>本人の希望も考慮して契約を更新してきている。 また、個別雇用制度の導入により、事情により雇用を継続しながら、勤務時間の短縮など各自の生活の実情に合わせた勤務体系を準備している。</p> | <p>続き雇用を65歳まで継続は可能となっている。年金支給年齢の引き上げもあるが、本人の勤務に関して、勤務時間や勤務日数を短縮する希望もあり、前述の個別雇用契約を継続し実施している。</p> |
| <p>建物の改築をしたため第2号基本金が0円になっている。今後、短期大学の新たな経営展開を推進するにあたり、中長期的に基本金を積み立てていく必要がある。</p> | <p>指摘を受けた時点で、中長期計画において、本学の進むべき方向を定め、基本金の積み立てを始めるべきであったが、平成16年度決算以降、学生数の減少による資金収支差額のマイナスが続いている現状の中、積み立てはできなかった。</p> | <p>成果としてはなかった。短期大学の置かれている環境は急速に変化し、将来の経営展開は読み難いが、平成25年度の看護学科開設を機に、本学の進むべき方向を明確にし、基本金の積み立てを検討したい。</p> |
| <p>学生による授業アンケートや雇用主による卒業生調査などは実施されている。ただし、評価校1校による調査であるので、今後は、他の短期大学との共同による評価の実施や、卒業生調査の実施が課題であろう。</p> | <p>学生による授業アンケートや雇用主によるアンケート調査については指摘を受け、他の短期大学との共同での調査について話題にしたが、各大学での事情が異なることもあり、実現できていない。</p> | <p>今後とも継続して岐阜県私立短期大学協会等とも連携して実現に向けて検討を重ねていきたい。</p> |
| <p>演習科目の履修者については、50人以下とすることが望ましい。</p> | <p>授業時間割の見直しと講師の手配に取り組んだ。</p> | <p>音楽総合科における合奏に関する科目等以外については、50人以下で実施できている。</p> |
| <p>現在、募集している教員の欠員に関しては速やかに補充されることが必要である。なお、教員の平均年齢が高めであることを配慮して採用することが望ましい。本領域を否としたのは教員の欠員のためであり、その他は合格のレベルにある。</p> | <p>欠員教員が出るたびに募集をしているのであるが、結果として欠員を生じた。しかし、現在は基準を満たしている。また、教員の年齢のバランスは、退職後の補充で考えるが、数年の期間が必要となり、順次進めていく</p> | <p>年齢構成も含めてほぼ満足のいく教員配置になっている。</p> |

| | | |
|--|--------------------------|--|
| | こととする。近年は若い教員の採用が目立っている。 | |
|--|--------------------------|--|

② 上記以外で、改善を図った事項について
特記事項なし。

③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。
特記事項なし。

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

| 学科等の名称 | 事項 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 備考 |
|---------|-------------|------|------|------|------|------|----|
| 幼児教育科 | 入学定員 | 100 | 100 | 100 | 50 | 50 | |
| | 入学者数 | 55 | 24 | 23 | 39 | 39 | |
| | 入学定員充足率 (%) | 55 | 24 | 23 | 78 | 78 | |
| | 収容定員 | 200 | 200 | 300 | 250 | 200 | |
| | 在籍者数 | 160 | 74 | 90 | 82 | 100 | |
| | 収容定員充足率 (%) | 80 | 37 | 30 | 32 | 50 | |
| デザイン美術科 | 入学定員 | 80 | 80 | 80 | 50 | 50 | |
| | 入学者数 | 73 | 85 | 54 | 46 | 36 | |
| | 入学定員充足率 (%) | 91 | 106 | 67 | 92 | 72 | |
| | 収容定員 | 160 | 160 | 160 | 130 | 100 | |
| | 在籍者数 | 129 | 157 | 137 | 100 | 83 | |
| | 収容定員充足率 (%) | 80 | 98 | 85 | 76 | 83 | |
| 音楽総合科 | 入学定員 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | |
| | 入学者数 | 69 | 46 | 42 | 60 | 61 | |
| | 入学定員充足率 (%) | 138 | 92 | 84 | 120 | 122 | |
| | 収容定員 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| | 在籍者数 | 117 | 114 | 86 | 102 | 121 | |
| | 収容定員充足率 (%) | 117 | 114 | 86 | 102 | 121 | |

| | | | | | | |
|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 歯科衛生科 | 入学定員 | 80 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 入学者数 | 52 | 34 | 19 | 55 | 50 |
| | 入学定員 充足率 (%) | 65 | 68 | 38 | 110 | 100 |
| | 収容定員 | 240 | 210 | 180 | 150 | 150 |
| | 在籍者数 | 187 | 138 | 97 | 102 | 112 |
| | 収容定員 充足率 (%) | 77 | 65 | 53 | 68 | 74 |

② 卒業生数 (人)

| 区 分 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幼 児 教 育 科 | 102 | 0 | 44 | 21 | 19 |
| デザイン美術科 | 55 | 72 | 80 | 50 | 43 |
| 音 楽 総 合 科 | 46 | 67 | 42 | 40 | 59 |
| 歯 科 衛 生 科 | 74 | 53 | 41 | 34 | 13 |
| 合 計 | 277 | 192 | 207 | 145 | 134 |

③ 退学者数 (人)

| 区 分 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幼 児 教 育 科 | 8 | 5 | 1 | 0 | 7 |
| デザイン美術科 | 3 | 2 | 3 | 2 | 1 |
| 音 楽 総 合 科 | 3 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 歯 科 衛 生 科 | 9 | 8 | 7 | 6 | 8 |
| 合 計 | 23 | 17 | 13 | 10 | 19 |

④ 休学者数 (人)

| 区 分 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幼 児 教 育 科 | 0 | 0 | 0 | 3 | 7 |
| デザイン美術科 | 0 | 0 | 2 | 6 | 3 |
| 音 楽 総 合 科 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 |
| 歯 科 衛 生 科 | 1 | 3 | 3 | 0 | 2 |
| 合 計 | 1 | 3 | 7 | 9 | 15 |

⑤ 就職者数（人）

| 区 分 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 幼 児 教 育 科 | 95 | 0 | 41 | 20 | 17 |
| デザイン美術科 | 27 | 18 | 25 | 21 | 21 |
| 音 楽 総 合 科 | 32 | 36 | 23 | 23 | 40 |
| 歯 科 衛 生 科 | 67 | 50 | 39 | 33 | 13 |
| 合 計 | 221 | 104 | 128 | 97 | 91 |

⑥ 進学者数（人）

| 区 分 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 幼 児 教 育 科 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| デザイン美術科 | 1 | 0 | 1 | 3 | 1 |
| 音 楽 総 合 科 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 歯 科 衛 生 科 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 3 | 1 | 4 | 3 | 3 |

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要（24年5月1日現在）

① 教員組織の概要（人）

| 学科等名 | 専任教員数 | | | | | 設置基準 で定める 教員数 | | 助手 | 非 常 勤 教 員 | 備 考 |
|---------|-------|-----|----|----|----|---------------------|-----|----|-----------------------|--------|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 | 〔イ〕 | 〔ロ〕 | | | |
| 幼児教育科 | 3 | 2 | 4 | | 9 | (8) | — | | 18 | |
| デザイン美術科 | 3 | | 2 | | 5 | (5) | — | | 15 | |
| 音楽総合科 | 2 | 2 | 1 | | 5 | (5) | — | | 40 | |
| 歯科衛生科 | 3 | 3 | 3 | 2 | 11 | (10) | — | | 10 | |
| (小計) | 11 | 7 | 10 | 2 | 30 | (28) | — | | 83 | |
| 〔ロ〕 | 1 | 1 | | | 2 | — | (4) | | | |
| (合計) | 12 | 8 | 10 | 2 | 32 | (28) | (4) | | 83 | |

② 教員以外の職員の概要（人）

| | 専任 | 兼任 | 計 |
|----------------------|-----|----|----|
| 事務職員 | 17 | 2 | 19 |
| 技術職員 | 0 | 0 | 0 |
| 図書館・学習資源センター等の専門事務職員 | ※ 0 | 5 | 5 |
| その他の職員 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 17 | 7 | 24 |

〔注〕 ※印に示した「図書館・学習資源センター等の専門事務職員〔専任〕」は0人となっているが、現在他の部署に所属する司書資格を持つ専任職員2人が図書館事務室業務を兼務している。

③ 校地等（㎡）

| 校地等 | 区分 | 専用（㎡） | 共用（㎡） | 共用する他の学校等の専用（㎡） | 計（㎡） | 基準面積（㎡） | 在学生一人当たりの面積（㎡） | 備考（共有の状況等） |
|-----|-------|--------|-------|-----------------|--------|---------|----------------|------------|
| | 校舎敷地 | 16,834 | 0 | 0 | 16,834 | 5,000 | 80.6 | |
| | 運動場用地 | 13,916 | 0 | 0 | 13,916 | | | |
| | 小計 | 30,750 | 0 | 0 | 30,750 | | | |
| | その他 | 5,201 | 0 | 0 | 5,201 | | | |
| | 合計 | 35,952 | 0 | 0 | 35,952 | | | |

④ 校舎（㎡）

| 区分 | 専用（㎡） | 共用（㎡） | 共用する他の学校等の専用（㎡） | 計（㎡） | 基準面積（㎡） | 備考（共有の状況等） |
|----|--------|-------|-----------------|--------|---------|------------|
| 校舎 | 20,027 | 0 | 0 | 20,027 | 6,150 | |

⑤ 教室等（室）

| 講義室 | 演習室 | 実験実習室 | 情報処理学習室 | 語学学習施設 |
|-----|-----|-------|---------|--------|
| 12 | 37 | 9 | 2 | 0 |

⑥ 専任教員研究室（室）

| |
|---------|
| 専任教員研究室 |
| 35 |

⑦ 図書・設備

| 学科・専攻課程 | 図書 〔うち外国書〕 | 学術雑誌〔うち外国書〕 (種) | | 視聴覚資料 (点) | 機械・器具 (点) | 標本 (点) |
|---------|--------------------|--------------------|----------------|--------------|--------------|-----------|
| | (冊) | | 電子ジャーナル〔うち外国書〕 | | | |
| 幼児教育科 | 28,632 〔1,174〕 | 21 〔0〕 | 0 〔0〕 | 598 | 2,864 | 28 |
| デザイン美術科 | 19,271 〔726〕 | 15 〔0〕 | 0 〔0〕 | 294 | 938 | 0 |
| 音楽総合科 | 18,338 〔532〕 | 16 〔0〕 | 0 〔0〕 | 856 | 1,528 | 0 |
| 歯科衛生科 | 36,257 〔1,324〕 | 19 〔0〕 | 0 〔0〕 | 376 | 3,211 | 17 |
| 合計 | 102,498 〔3,777〕 | 71 〔0〕 | 0 〔0〕 | 2,124 | 8,541 | 45 |

| | | | |
|-----|--------|-----------------|----------------|
| 図書館 | 面積 (㎡) | 閲覧席数 | 収納可能冊数 |
| | 1,013 | 96 | 110,000 |
| 体育館 | 面積 (㎡) | 体育館以外のスポーツ施設の概要 | |
| | 1,928 | テニスコート 4,632 | グラウンド 5,902 |

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

| | 事項 | 公表方法等 |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 建学の精神 | 大垣女子短期大学ホームページ http://www.ogaki-tandai.ac.jp/education/ |
| 2 | 教育理念 | |
| 3 | 設置目的 | |
| 4 | 教育方針 | |
| 5 | 設置学科 | |
| 6 | 各学科の設置目的 | |
| 7 | 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 | |
| 8 | 入学者に関する受入方針及び入学者数、収容定員、在籍者数、卒業・就職等 | |
| 9 | 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 | |

| | | |
|----|---------------------------|--|
| 10 | 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準 | |
| 11 | 校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育環境 | |
| 12 | 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用 | |
| 13 | 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 | |

② 学校法人の財務情報の公開について

| 事項 | 公開方法等 |
|--|---|
| 事業報告書、財産目録、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、監査報告書、学生数 | 大垣女子短期大学ホームページ http://www.ogaki-tandai.ac.jp/report/ |

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

各学科の学習成果は、学習成績(各科目成績評定・取得単位数)、G P A (Grade Point Average) および観点別達成状況の3点を指標として評価している。

特に観点別達成状況における各学科の達成すべき成果の観点は、以下のとおりである。

幼児教育科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術科では「表現力、技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」といった各学科4つの能力について学習成果を測定している。

また、本学では学習成果の向上、充実のため4学科共通して、次のような手法を施している。即ち、授業担当者は各科目の成果として、学生はどの部分の能力が一定レベル(60%)以上達成され、あるいは達成不十分だったかというチェックをし、次回からの授業の取り組みを改善し、向上させている。チューターは、各学生が受講科目を総じて身に付けた能力を評価し、一人ひとりの学生に対する個別的な教育・指導に繋げている。学科長は各学年の前期、後期における学習成果を総合的に評価し、専門科目や教養科目のカリキュラム編成や内容について改善のための検討を行っている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

実施していないが、地域との連携を視野に入れ検討を続けていく。

(11) 公的資金の適正管理の状況

本学においては、平成 20 年 4 月 1 日付にて、「大垣女子短期大学公的研究費補助金取扱いに関する規程」を制定し、適正な管理体制をとっている。

(12) その他

特記事項なし。

2. 自己点検・評価報告書の概要

大垣女子短期大学は、『中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成』を建学の精神に掲げている。この独自の建学の精神に基づく教育を通じて、実社会および実生活の役に立つ人間性豊かな人材の養成を行うことを教育基本理念とし、創立以来43年間、教職員の基本姿勢となっている。

この建学の精神は、各教室をはじめ学内のほとんどの「建学の精神」の文言を額に入れて配置し常に目に入るように掲げている。新生には入学式直後のオリエンテーションの中で、在学生には年度始めに行う各学科でのオリエンテーション等において、学長、各学科長より具体的な教育内容を示しながら、建学の精神が理解できるよう努めている。その建学の精神に基づき、教育方針を定め、各学科において教育目標を策定し、本学の特色ある教育が推進されてきている。

建学の精神に基づく本学の独自性を社会に示していくためには、確固とした建学の精神を指針としつつ、時代とともに変化する社会からの要請に応えるべくその実践計画を見直し、社会から認められる本学の存在感を十分に発揮していくことが何より必要であると考え。そのためには自己点検・評価の活動が必要不可欠である。

本学では、平成22年度に「見える化プロジェクト」にそって自己点検・評価委員会において全学及び各学科における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学受け入れの方針を検討し、決定し学則上に明文化するとともに、学生要覧、入試要項、ホームページをはじめとして学内外に広く公開した。

現在は、教育の質の保証が求められ、社会的にもそれによって評価がなされている。こうした時代に本学の取組の成果がどうであったかを各項目にわたり検証し、評価・点検することで、次代の教育の充実に資することが可能になることを考えるとき、理事、教職員、学生と本学を取り巻く社会とが一体となった歩みをする必要があることが見えてくる。

まず、本学の教育研究活動を推進し、あらゆる成果を高めていくためには社会のニーズを的確に捉えたうえで、それに応えられる教育を推進するために教職員の様々な能力の開発向上と施設設備の整備が充実していくことが必要だと考える。そのためには、教授会をはじめとして教学関係の諸活動を審議し実施する各種委員会、並びにそれを支える事務局の充実が図られなければならない。

本学でもFD、SD活動は重要な研修と位置づけ、積極的に取り組んでいる。学内の構成員が共通認識を持ち、同じレベルの活動ができるように考慮されている。こうした教職員の活動を支援し、さらに教学関係の諸活動を充実させるためには、理事長、学長をはじめ役員等経営者のリーダーシップが重要になってくる。

学校法人大垣女子短期大学の理事会は中長期的な将来計画を策定し、その実現のために方策を打ち立て、教学部門との連携のなかで様々な事業を展開している。そういう環境のなかで理事会は評議員会との良好な関係を保ち、学内の組織との意見交換も積極的に実施し、学内の全組織、全教職員と意思の疎通を図ってきている。

以上のように本学の全体像を各領域において検証し、細部にわたり自己点検を進め、評価した結果が本報告書である。

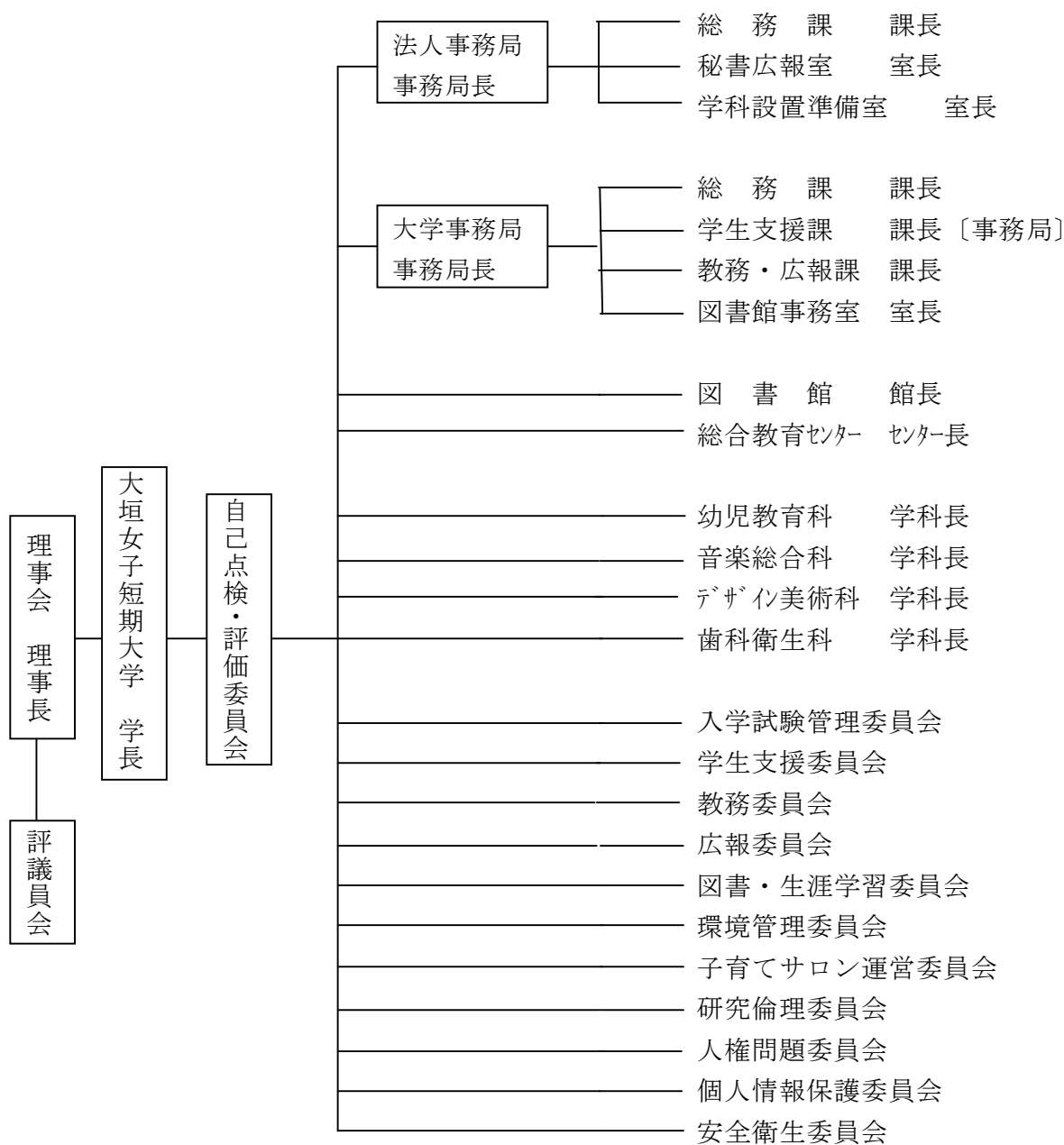
3. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

構成員・・・学長、副学長、各学科長、ALLO、図書館長、総合教育センター長、事務局長、各課長・各室長

担当者・・・学生支援課長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料3）



学科、委員会、各事務局部署からの報告等を「自己点検・評価委員会」において点検し、その結果を学長に報告し大学の活動を評価する。ここには「教授会」「学科長会」「管理職会議」が置かれている。その後、学科、委員会、各事務局部署に指示、諮問されることになる。内容によっては理事会、評議員会への提案がなされ、本学の教育研究活動が推進されている。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

年度中の活動を総括して「自己点検・評価報告書」を作成し、その実績や報告を点検している。各事務部署、学科、委員会、各事務局部署の年度中の活動がどうであったかを書類で点検し、次年度以降の目標の設定や活動の指針となるものについて多角的な検討を加えている。この点検結果については学長に報告し、学長が主催する各種会議において評価をしている。〔提出資料 3〕〔備付資料 103〕

こうした自己点検・評価が学内者に留まり、客観性を欠くことが懸念されることもあり、平成21年度には他の大学との間に「相互評価」を実施した（ただし、「財務」の分野を除く）。これにより、本学の活動が外部の機関により評価を受けることで一定の本学の組織が機能していることが認められたと考えている。〔備付資料 104〕

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

- 平成 23 年 8 月 23 日（火） 平成 24 年度第三者評価 A L O 対象説明会〔東京〕
- 平成 23 年 10 月 14 日（金） 報告書作成発議〔自己点検・評価委員会〕
以降報告書作成取り纏め部署との打ち合わせ、質疑応答を継続的に実施
- 平成 24 年 2 月 29 日（水） 第一次報告書〔記載事項〕の提出
以降報告書作成取り纏め部署との打ち合わせ、質疑応答を継続的に実施
- 平成 24 年 5 月 11 日（金） 第二次報告書〔データ等〕の提出
以降報告書作成取り纏め部署との打ち合わせ、質疑応答を継続的に実施
- 平成 24 年 6 月 8 日（金） 報告書の点検〔自己点検・評価委員会〕
以降事務局に意見を集約
- 平成 24 年 6 月 20 日（水） 報告書の完成〔自己点検・評価委員会〕
- 平成 24 年 6 月 28 日（木） 報告書の送付
短期大学基準協会・評価チーム各評価員

4. 提出資料・備付資料一覧

| 記述の根拠となる資料等 | 提出資料 | 備付資料 |
|--|--------------|--------|
| 基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果 | | |
| A 建学の精神 | | |
| 建学の精神・教育理念についての印刷物 | 資料 1 | 資料 101 |
| 創立記念、周年誌等 | | 資料 102 |
| B 教育の効果 | | |
| 教育目的・目標についての印刷物 | 資料 1 | |
| 学生が獲得すべき学習成果についての印刷物 | 資料 2 | |
| C 自己点検・評価 | | |
| 自己点検・評価を実施するための規程 | 資料 3 | |
| 過去 3 年の間にまとめた自己点検・評価報告書 | | 資料 103 |
| 第三者評価以外の外部評価についての印刷物 | | 資料 104 |
| 基準Ⅱ：教育課程と学生支援 | | |
| A 教育課程 | | |
| 学位授与の方針に関する印刷物 | 資料 1 | |
| 教育課程編成・実施の方針に関する印刷物 | 資料 1 | |
| 入学者受け入れ方針に関する印刷物 | 資料 1 | |
| カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧（教員名、担当授業科目、専門研究分野） | 資料 1 資料 4 | |
| シラバス | 資料 5 | |
| 単位認定の状況表（評価実施年度の前年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について） | | 資料 105 |
| 学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物 | | |
| B 学習支援 | | |
| 学生便覧等（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物 | 資料 1 | |
| 学生支援の満足度についての調査結果 | | 資料 106 |
| 就職先からの卒業生に対する評価結果 | | 資料 107 |
| 卒業生アンケートの調査結果 | | 資料 108 |
| 短期大学案内・募集要項・入学願書 | 資料 6 | |
| 入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等 | | |
| 入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等 | | 資料 109 |
| 学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料 | | 資料 110 |
| 学生支援のための学生の個人情報記録する様式 | | 資料 111 |
| 進路一覧表等の実績（過去 3 年）についての印刷物 | | 資料 112 |

| 記述の根拠となる資料等 | 提出資料 | 備付資料 |
|--|-------|--------|
| GPA 等成績分布 | | 資料 113 |
| 学生による授業評価票及びその評価結果 | | 資料 114 |
| 社会人受け入れについての印刷物等 | | 資料 115 |
| 海外留学希望者に向けた印刷物等 | | 該当なし |
| FD 活動の記録 | | 資料 116 |
| SD 活動の記録 | | 資料 117 |
| 基準Ⅲ：教育資源と財的資源 | | |
| A 人的資源 | | |
| 教員の個人調書（専任教員については教員履歴書、過去 5 年間の業績調書。非常勤教員については過去 5 年間の業績調書） [大学の設置等に係る提出書類内の様式を準用する（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）] | | 資料 118 |
| 教員の研究活動について公開している印刷物等（過去 3 年） | | 資料 119 |
| 専任教員等の年齢構成表 | | 資料 120 |
| 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 | | 資料 121 |
| 研究紀要・論文集（過去 3 年） | | 資料 122 |
| 事務職員の一覧表（氏名、最終学歴） | | 資料 123 |
| B 物的資源 | | |
| 校地、校舎に関する図面（全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等） | | 資料 124 |
| 図書館、学習資源センターの概要（平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等） | | 資料 124 |
| C 技術的資源 | | |
| 学内 LAN の敷設状況 | | 資料 125 |
| マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図 | | 資料 124 |
| D 財的資源 | | |
| 「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去 3 年）」[書式 1]、「貸借対照表の概要（過去 3 年）」[書式 2]、「財務状況調べ」[書式 3] 及び「キャッシュフロー計算書」[書式 4] | 資料 7 | |
| 資金収支計算書・消費収支計算書（過去 3 年） | 資料 8 | |
| 貸借対照表（過去 3 年） | 資料 9 | |
| 中・長期の財務計画 | 資料 10 | |
| 事業報告書（過去 1 年） | 資料 10 | |
| 事業計画書／予算書（評価実施年度） | 資料 11 | |
| 寄附金・学校債の募集についての印刷物等 | | 資料 126 |

| 記述の根拠となる資料等 | 提出資料 | 備付資料 |
|--|-------|--------|
| 財産目録及び計算書類（過去3年） | | 資料 127 |
| 教育研究経費（過去3年）の表 | | 資料 128 |
| 基準IV：リーダーシップとガバナンス | | |
| A 理事長のリーダーシップ | | |
| 理事長の履歴書 | | 資料 129 |
| 現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載） | | 資料 130 |
| 理事会議事録（過去3年） | | 資料 131 |
| 寄附行為 | 資料 12 | |
| 諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準 財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程 教学関係 学則、学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取り扱い規程、公的研究費補助金取り扱いに関する規程、公的研究費補助金の不正取り扱い防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに関する規程 | | 資料 132 |
| B 学長のリーダーシップ | | |
| 学長の履歴書・業績調書 | | 資料 133 |
| 教授会議事録（過去3年） | | 資料 134 |
| 委員会等の議事録（過去3年） | | 資料 135 |
| C ガバナンス | | |
| 監事の監査状況（過去3年） | | 資料 136 |
| 評議員会議事録（過去3年） | | 資料 137 |

| 記述の根拠となる資料等 | 提出資料 | 備付資料 |
|---|------|--------|
| 選択的評価基準 | | |
| 選択的評価基準 1 平成 24 年度教育に関する基本方針 教養ミニトーカー一覧 2 キャリアセミナー等に関するシラバス 3 公開講座パンフレット デザイン美術科各種作品 [地域連携分] | | 資料 138 |

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**(a) 基準 I の自己点検・評価の要約**

学校法人大垣女子短期大学は、『中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成』を建学の精神に掲げている。この独自の建学の精神に基づく教育を通じて、実社会および実生活の役に立つ人間性豊かな人材の養成を行うことを教育基本理念とし、創立以来 43 年間、教職員の基本姿勢となっている。

この建学の精神は、各教室をはじめ学内のほとんどの部屋に「建学の精神」の文言を額に入れて配置し、常に目に入るようにしている。新入生には入学式直後のオリエンテーションの中で、在学生には年度始めに行う各学科でのオリエンテーション等において、学長、各学科長より具体的な教育内容を示しながら、建学の精神が理解できるよう努めている。

建学の精神の対外的表明としては、ホームページ・大学案内・広報誌等への記載はもちろんのこと、全教職員の名刺の裏面にも刷り込んでいる。また事務局の毎日の朝礼においては、建学の精神を唱和している。

こうして本学では、建学の精神に基づいた教育理念と学科の教育目的に沿って教育を進めてきたが、平成 20 年 4 月に改正された短期大学設置基準の施行にあわせ、教育力向上と教育の質保証に関わる基準をより明確にするために、各学科の教育課程見直しや評価方法の改善、FD の一層の推進をはじめ、学科の教育目的を学則へ明記したり、成績評価基準等を明示するなどして、これらをホームページやシラバス等をとおして内外に公開している。

そして本学の教育の効果に関して、教育目的や目標を踏まえつつ教員の教育力向上と教育の質保証をさらに確実なものとするため、平成 22 年度に学長の指示によって総合教育センターが「見える化プロジェクト」計画を作成し、自己点検・評価委員会に報告した。この計画では①建学の精神に基づく教育理念とこれに沿った三つの方針についても全面的見直しを行い、これまで十分とはいえなかった各学科の教育目標と具現化を図るための到達指標と各授業科目の到達目標を確実に設定する、②目標等によって明らかとなった学習成果について、評価方法を含めて確かめる方法を設定する、③上記①及び②の明文化を図り、これを学生をはじめとしてステークホルダーはもとより社会全体に対し、本学ホームページやシラバス、広報紙等をとおしてこれまで以上に公開していくこととした。

自己点検・評価のための規程は本学学則に基づき「自己点検・評価委員会規程」を平成 7 年 7 月に定めている。組織は委員長を学長とし、構成員は副学長、各学科長、ALO、図書館長、総合教育センター長、事務局長、各課長・各室長となっている。

自己点検・評価については日常的にはないが、年度末をめざして学科、委員会、各事務局部署からの事業報告を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、その計画や実績を点検している。学科、委員会、各事務局部署の年度中の活動がどうであったかを書類で点検し、次年度以降の目標の設定や活動の指針となるものについて多角的な検討を加えている。この点検結果については学長に報告し、学長が主催する各種会議において評価をしている。

(b) 基準 I の自己点検・評価に基づく行動計画

「建学の精神」は創立以来変わらないものであるが、それに基づく実践計画や具体的な教育指針は時代の趨勢とともに変化していかなければ、時代に即した有為な人材の養成は叶わない。理事会においても教授会においても継続的な検討を重ねてきているが、今後も時代に対応できる人材の養成はもちろん、学内外に広く「建学の精神」を示しつつ、本学の独自性を発信し続けなければならないと考えている。そして、「建学の精神」を基にした本学全体の具体的な教育方針を、必要に応じて見直す事を計画として立てている。

また、平成 25 年度実施を目指して、社会の変化に対応できる女性の育成と、地域への貢献を目指す質の高い高等教育の実践に向けた全学的総合計画に取り組んでいるところである。この計画では看護学科の設置をめざし、既設学科もその教育目的に応じて特色ある教育課程への見直しと、豊かな人間性の涵養に向けた特色ある教養教育づくりと、異なる学科の学生交流等を柱として進められている。

[テーマ]

基準 I -A 建学の精神

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

学校法人大垣女子短期大学は、『中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成』を建学の精神に掲げている。この独自の建学の精神に基づく教育を通じて、実社会および実生活の役に立つ人間性豊かな人材の養成を行うことを教育基本理念とし、創立以来 43 年間、教職員の基本姿勢となっている。

この建学の精神は、寄附行為第 3 条（目的）の中で明確に謳われているとともに、各教室をはじめ管理部門も含めた学内のほとんどの部屋に「建学の精神」の文言を額に入れて配置し、常に学生や教職員の目に付きやすいようにしている。新入生には入学式直後のオリエンテーションの中で、学長より建学の精神についての講話を行っている。

また年度始めに行う各学科でのオリエンテーションにおいても、各学科長より具体的な教育内容を示しながら、建学の精神が理解できるよう努めている。

建学の精神の対外的表明としては、ホームページ・大学案内・広報誌等への記載はもちろんのこと、全教職員の名刺の裏面にも刷り込んでいる。

学内においては、教授会・学科長会議・管理職会議・教職員懇談会・課長会議等で随時、建学の精神を確認し合い共有するとともに、日々の業務に反映するよう努めている。また事務局の毎日の朝礼においては、建学の精神を唱和している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

「建学の精神」は創立以来変わらないものであるが、それに基づく実践計画や具体的な教育指針は時代の趨勢とともに変化していかなければ、時代に即した有為な人材の養成は叶わない。理事会においても教授会においても継続的な検討を重ね、今後も時代に対応できる人材の養成はもちろん、学内外に広く「建学の精神」を示しつつ、本学の独自性を発信し続けなければならないと考えている。

これまで教育の実効性を高めるために取り組んできたが、社会の変化に対応した特色ある女子の高等教育の充実や本学が積極的に進めている地域貢献の観点から、なお一層充実した教育課程を目指すための見直しとともに、本学が目指している教育の効果について、その質保証の観点からも、なお改善の必要があると考えている。

このため、平成 25 年度実施を目指して、社会の変化に対応できる女性の育成と地域への貢献を目指す質の高い高等教育の実践に向けた全学的総合計画に取り組んでいる。

この計画では、平成 22 年度の「見える化プロジェクト」をさらに高度化し、全学科で科目の学びの系統と、そこでつけていくべき力を明確に示したカリキュラム・マップの作成、これと関連してルーブリック等を活用して明示していくなどの学習評価の改善を行う「見える化プロジェクトⅡ」に取り組んでいるところである。

本学は地方にある小規模な短期大学であり、教職員は所属する部署の業務のほかに委員会や地域活動など他の業務も担当しながら教育活動の推進に努力を続けている。そうしたなかであってもスタッフの全員が P D C A サイクルの循環が自己点検・評価だという認識を高いレベルで共有し、F D・S D 活動を今後とも充実させながら、「自己点検・評価」の理解を深めていくことを考えている。

[区分]

基準 I -A-1 建学の精神が確立している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

学校法人大垣女子短期大学は、『中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成』を建学の精神に掲げている。この独自の建学の精神に基づく教育を通じて、実社会および実生活の役に立つ人間性豊かな人材の養成を行うことを教育基本理念とし、創立以来 43 年間、教職員の基本姿勢となっている。

建学の精神の中核を成すものは「中庸」である。その意味は「不偏・不易」すなわち、かたよることなく、かわることなく、常に調和が取れている人のあり方を目指すものである。この徳目の奥深い意義は、世界人類史上すぐれた偉人によって明らかにされている。

近年、知・徳・体の教育が論じられているが、偏差値重視教育は知を最優先にした考え方である。知識の習得が徳育の上に位置していることに対して、本学では徳・知・体と徳育を最も上部に位置付けた教育を行っている。徳育を軽視した知育の教育理念は如何に有害であるかは東京地下鉄でサリンを撒いた殺人事件を引用するまでもなく明らかである。フランスのノーベル生理学賞の受賞者であるアレキシス・カレルは知育より徳育が重要であること、さらに日本でも新渡部稲造はすでに「品性は人の主なり、学は人の僕なり」と既に 100 年も前に学の上位に品性を掲げている。このように、

調和のとれた人格の形成が教育の基本であることは論をまたない。

一方、労働に励むという勤労は、現在の世相では軽視されているように見える。経済市場となり、額に汗することなく株の売買で大きな財を得るような昨今の気風は残念である。ある宗教でみられるような労働は下級の人間がやるとするような、人間の労働を下にみる考え方は、日々大自然を相手として互いに労働を提供して仲良く暮らしてきた歴史を持つ民族、すなわち農耕文化を起源とする日本人の精神構造は労働を人間の成長に必須のものとして受け止めている。次世代を担う若い女性教育を担っている本学としては、この勤労の重要性を伝えていきたいと考えている。

さらに総合能力を有する人間性豊かな人材の養成については、とくに詳しい説明は不要と思われるくらい、一般社会ではごく常識的な考え方である。近年、大学を卒業し一般企業に就職した若者に共通の欠点として、指示待ち人間が多く、コミュニケーション力が弱く、新卒の会社員が3年以内に30%が離職すると言われている。ここに偏差値重視教育の欠点が出てきていると思われる。限られた領域で豊富な知識があっても、それを活用する能力がなければ意味がなく、TPOによって臨機応変な対応が可能な総合的な能力が必要と思われる。

知性と感性のバランスによって醸成される人間性は左脳と右脳の機能的な協調に基づく精神活動が基本になければならない。これは授業以外の課外活動や日々のキャンパスライフを含めた生活によって培われるものであり、本学では横断的な教育をしたり、できる限り文化クラブ、運動クラブに入って学科を超えた学生の交流や、ボランティア活動を推進している。本学の学生は入学時に今までの学校での教員からの一方的な授業 Passive Learning な態度から、問題点を見つけてそれを探求するという自ら学ぶ姿勢 Active Learning への転換を指導されている。

このように、「中庸」に続く「勤労の尊さ」や「総合能力の大切さ」や「豊かな人間性」は、すべて「中庸」の徳目と密接な関わりを持ちながら、それぞれ独自の価値観を有している。

建学の精神は、寄附行為第3条（目的）の中で、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、中庸を旨とし勤労を尊び職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成を目的とする。」と明確に謳われているとともに、各教室をはじめ管理部門も含めた学内のほとんどの「建学の精神」の文言を額に入れて配置し、常に学生や教職員の目に付きやすいよう掲げている。新入生には入学式直後のオリエンテーションの中で、学長より建学の精神についての講話を行っている。また年度始めに行う各学科でのオリエンテーションにおいても、各学科長より具体的な教育内容を示しながら、建学の精神が理解できるよう努めている。

建学の精神の対外的表明としては、ホームページ・大学案内・広報誌等への記載はもちろんのこと、全教職員の名刺の裏面にも刷り込んでいる。

学内においては、教授会・学科長会議・管理職会議・教職員懇談会・課長会議等で随時、建学の精神を確認し合い共有するとともに、日々の業務に反映するよう努めている。また事務局の毎日の朝礼においては、建学の精神を唱和している。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

建学の精神は当然不変なものであり、これを学校法人の構成員（学生・保護者・教職員・役員等）全てが十分に理解して、はじめて私立学校としての存在価値がある。

例えば『勤労を尊び…』とあるが、本法人が設立された43年前の「勤労」と、現代社会に於ける「勤労」は本質的には変わりがないが、勤労スタイルという点では大きな変化が生じて来ている。このように文言は不変であっても、その時代時代に合った解釈の仕方をするには何ら問題ないと考えられ、むしろそうすべきである。

未来永劫、建学の精神を脈々と引き継いで行くために、全構成員がその時代に合った柔軟な解釈をし、共通認識できるかが課題である。

[テーマ]

基準 I-B 教育の効果

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本学では建学の精神に基づいた教育理念と学科目的に沿って教育を進めてきたが、平成20年4月に改正された短期大学設置基準の施行にあわせ、教員の教育力向上と教育の質保証に関わる基準をより明確にするために、各学科の教育課程見直しや評価方法の改善、FDの一層の推進をはじめ、教育課程の学科目的の学則への明記や成績評価基準等の明示を進めるとともに、これらをホームページやシラバス等とおして内外に公開してきた。

そして本学の教育の効果に関して、教育目的や目標をふまえつつ教員の教育力向上と教育の質保証をさらに確実なものとするため、平成22年度に学長の指示によって総合教育センターが「見える化プロジェクト」計画を作成し、自己点検・評価委員会に報告した。この計画では①建学の精神に基づく教育理念とこれに沿った三つの方針についても全面的見直しを行い、これまで十分とはいえなかった各学科の教育目標と具現化を図るための到達指標と各授業科目の到達目標を確実に設定する、②目標等によって明らかとなった学習成果について、評価方法を含めて確かめる方法を設定する、③上記①及び②の明文化を図り、これを学生をはじめとしてステークホルダーはもとより社会全体に対し、本学ホームページやシラバス、広報誌等を通してこれまで以上に公開していくこととした。

この計画は平成23年度からの完全実施を目指し、自己点検・評価委員会はもとより各学科、関係する委員会がALOの調整のもとで推進したが、取組状況や結果を自己点検・評価委員会でとりまとめるとともに評価も行い、以下の区分項目で示す内容についておおむね達成できたと判断している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

これまで教育の実効性を高めるために取り組んできたが、社会の変化に対応した特色ある女子高等教育の充実や本学が積極的に進めている地域貢献の観点から、なお一層充実した教育課程を目指すための見直しとともに、本学が目指している教育の効果について、その質保証の観点からも、なお改善の必要があると考えている。

このため、平成25年度実施を目指して、社会の変化に対応できる女性の育成と、地

域への貢献を目指す質の高い高等教育の実践に向けた全学的総合計画に取り組んでいるところである。この計画では看護学科の設置をめざし、既設学科もその教育目的に応じて特色ある教育課程への見直しと、豊かな人間性の涵養に向けた特色ある教養教育づくりと、異なる学科の学生交流等を柱として進められている。

この計画では、教育の効果に関しても現行の量的なものとともに質的なものも充実させるための学習成果の査定方法の見直しとともに、平成 22 年度の「見える化プロジェクト」をさらに発展させ、全学科で科目の学びの系統と、そこでつけていくべき力を明確に示したカリキュラム・マップの作成、これと関連して各授業において学習成果の評価基準をルーブリック等を活用して明示していくなどの学習評価の改善を行う「見える化プロジェクトⅡ」に取り組んでいる。

「教育目的・目標」という区分において、幼児教育科では、教育目的・目標に関して社会が求める保育者の資質向上のために定期的に学科内での点検、検討を行っていくことが重要であると考えている。

デザイン美術科では、コミュニケーション能力の必要性を学生に説き、その展開を授業や学生生活のなかで指導していくことを考えている。

音楽総合科では、入学時に異なる能力の学生たちに、均一ではなくそれぞれが成長できる課題を適宜与えて最大限の教育効果をあげることと、可能な限り学生の希望する就職支援を継続することを考えている。

歯科衛生科では、教育目的・目標については歯科医学の進歩や国民の健康へのニーズ等に合わせて、定期的に学内での点検、検討を行っていくことを考えている。

「学習成果」という区分において、幼児教育科では、どの観点が保育者養成において学科として重点を持つものであるのかの議論を進めていきたい。

デザイン美術科では、学内での点検を進めながら、問題点があれば検討の上、非常勤教員を含め教員の共通の認識へと導いていくことを考えている。

音楽総合科では、到達すべき教育目標のさらなる明確化、および教員内での評価基準の共有を図ることを進めていきたい。

歯科衛生科では、各科目の授業内容の改善を行って、各科目の中で「コミュニケーション能力」の測定をする項目を設定する。現在、専門科目の中で「コミュニケーション演習」（1年次後期・選択）があるが、2年次・3年次においても「歯科医療面接技法」などコミュニケーション能力向上に関する科目を増設していく事を考えている。

[区分]

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

平成 22 年度の「見える化プロジェクト」に基づく自己点検・評価委員会を中心とした取組によって、建学の精神を明確化した教育理念と学科の設置目的、これらを具体的に示した三つの方針、即ち入学者受け入れの方針（A P）、教育課程編成・実施の方針（C P）、学位授与の方針（D P）を定めることができた。そしてさらに、こうした基本的な方針に沿って各学科の教育目標と到達指標も明確になり、各授業における到達目標とともに、本学の教育によって育成していく人材像とその具体的内容が、建学の精神から各授業にまで目的・目標に沿って確実に結びつけることができるようになった。

即ち、幼児教育科の教育目的を「専門的な知識と技能に基づいて、教育・保育と子育て支援にあたることのできる保育者の養成」とし、教育目標を「豊かな教養と人間性を備え、幼児教育・保育における専門的な知識と技能を身につけ、これに基づいて社会が必要とする保育者として、教育・保育と子育て支援にあたることのできる人材を育成する」こととしている。具体的には、1. 子どもに深い愛情を持ち、その健やかな成長を見守り、支援できる保育者の育成、2. 社会的な課題への問題意識を持ち、その解決のために努力する保育者の育成、3. コミュニケーション能力を備え、子育て支援のできる保育者の育成、4. 保育現場における実務能力を有し、実践力のある保育者の育成の 4 点を掲げている。また、デザイン美術科の教育目的を、「造形表現力の助長と、すべての学生生活を通して個々人の人間性の涵養」とし、教育目標を「美術の理解と表現指導を通し、思考、感受、行動に反映できる個人を育成する」こととしている。具体的には、1. 基礎表現技能の修得及び基礎理論、美術史概要の理解、2. 個人の能力と特性を見据えた造形表現力の育成、3. 美意識に基づく社会、自然観の養成の 3 点を掲げている。そして、音楽総合科の教育目的を「広範囲な教養及び高度な専門知識、技術を身につけた有能な人材の育成」とし、教育目標を「音楽の専門知識と技術を修得し、さらには音楽を通して教養と豊かな人間性を養い、音楽活動を通じて人とコミュニケーションをとることができる人材を養成する」こととしている。具体的には、1. 基礎的な音楽知識の習得、および専門楽器の技術をもつ人材の育成、2. 音楽に関する学びを通して関連する歴史や自然に対する学びを同様に深め、豊かな教養と人間性を持つ人材の育成、3. 音楽活動や演奏を通じて人とコミュニケーションをとることができる人材の育成の 3 点を掲げている。さらに、歯科衛生科の教育目的を「口腔保健・医療・福祉における専門的知識および技術をもった人材の育成」とし、教育目標を「豊かな教養と人間性を備え、口腔保健・医療・福祉の立場から人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識および技術をもって広く社会貢献し、さらに他医療職種とも連携を取ったチーム医療を実践できる人材を育成する」こととしている。具体的には、1. 全身に関わる医学的知識をもった歯科衛生士の育成、2. 口腔の健康を支援できる歯科衛生士の育成、3. コミュニケーション能力を備えた歯科衛生士の育成の 3 点を掲げている。

そして、こうした目的・目標等に基づいた教育課程を教育の質保証に結びつけていくための学習成果の内容を明らかにした。即ち、各学科の学習成果は、学習成績（各科目成績評定・取得単位数）、G P A (Grade Point Average) および観点別達成状

況の3点を指標として評価している。特に観点別達成状況における各学科の達成すべき学習成果の観点は以下のとおりであり、各学科の教育目的・教育目標に基づいたものである。幼児教育科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術科では「表現力、技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」といった各学科4つの能力について学習成果を評価している。

また、本学及び各学科の目的を学則に定めたことは前述とおりであるが、その他の方針等についても学生要覧やシラバス、入試要項、ホームページ上に他の教育情報とともに積極的に公開するなど、学内外に示している。

さらに、各学科の教育目的・教育目標は、4学科ともに学科別に学科会議で必要に応じて見直しの検討を行っており、4学科長等が一同に集まる自己点検・評価委員会において定期的に点検を行っている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

建学の精神に基づくものであっても、教育目的や目標などは不変のものではなく、公的な教育機関としての存在である本学においても社会的な変化や社会的な要請を感知しながら、その時代に即応した見直しを図っていく必要がある。

例えば日本が第二次世界大戦によって国土が壊滅的な打撃を受けた後、奇跡的と思えるような経済復興を遂げた時期では、国民の多くはすべてのものが不足していたことで、自動車産業に例をとると大量生産によってどんどんと製品を市場に売り出していった。いわゆるその戦略は Product Out である。しかし国民の経済状況が好転、安定化するにつれてそのニーズは多様化、複雑化してくるにつれマーケット戦略を変えざるをえなくなった。どのようなニーズを持った人々がどのあたりにいるのかを視野に入れる必要が出てきた。いわゆる Market In の思想の導入である。

もちろん、産業界と教育界とは違うが Product Out から Market In という考え方の基本は変わらない。従来は高等教育機関を卒業した若い世代はいろいろな企業に就職し、それぞれ新入社員として教育をされ企業人に成長していったが、いまやグローバル化した経済環境のなかで企業も新入社員を教育する時間も余裕もなくなっている。時代は即戦力の人材を求めるようになっている。

すなわち、われわれ教育機関は社会のニーズ、ステークホルダーのニーズが何か、どのような人材を求めているかを十分に理解し、すなわち Market In の感覚で社会に役立つ人材を養成する必要がある。この点、本学の建学の精神の真髄は不変であるものの具体的な教育戦略として自己点検・評価を見直す必要がある。昨今の指示待ち人間が多く、コミュニケーション能力が低いという世間の風評を払拭するような人材の養成が急務と思われる。立派な建学の精神によって教育していてもそれが社会が求めているものになっているのかを、チェックする必要がある。本学では毎年卒業生が働いている企業にアンケート調査を行い、何が不足しているのかを知って教育現場にフィードバックする体制を採っている。当然ながら本学の教育について満足していると

の返事が多いなかで不満足という返答がある。これらの調査結果は直ちに学長、学科長に報告され次年度の教育方針・教育方法の改善に反映していくことが課題である。

各学科の課題として、幼児教育科では、学生に教育の目的・目標をさらに明確に認識させるとともに、それにより更なる学びを深めていくことが課題である。

デザイン美術科では、制作上一人で行う事が多いため、人とのコミュニケーションの機会が少ない学生がいる。したがって、各方面における学生のコミュニケーション能力のより一層の育成が課題となっている。

音楽総合科では、芸術系学科では避けられない問題ではあるが、すでに入学時に実力レベルが異なっている学生たちへの個別の教育方法が課題となっている。

歯科衛生科では、市民公開講座等を通して口腔保健の啓発を行うとともに、それを担う人材養成をする教育機関として、歯科衛生士学生教育の目的・目標を積極的に発信していくことも今後の課題としてあげられる。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

本学では目的や目標、方針や指針等に基づいて、教育の効果を具体的に図るためにつけていくべき学習成果を確実に査定していくことは重要であると考えており、その方法として、①学習成績(成績評定・取得単位数)、②観点別達成状況、③科目の成績から後述する方式によって算出された学生の成績評価値であるG P A (Grade Point Average)、④G P Aの授業ごとの平均であるG P C (Grade Point Class Average)の4つを全学として確認している。しかし、授業形態のちがいによるとらえ方等で共通認識における課題があることから、④のG P Cについては平成24年度から教育指標の一つとして活用することとしており、平成23年度は、①～③を指標としてその数値化を図って学習成果の査定を実施した。

特に観点別達成状況において、幼児教育科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術科では「表現力、技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」といった各学科4つの能力について学習成果を評価している。これら観点別の学習成果は、建学の精神に基づいており、各学科の教育目的や教育目標に沿って

示されたものである。

また、4学科共通の学習成果として示している学習成績(成績評定・取得単位数)、観点別達成状況、GPAはいずれも数量的に測定する仕組みを持っている。

これらの指標は厳格に運用されるとともに、内容のすべてを学生及び保護者に公開して各自が修得できた内容やさらに努力が必要な内容等を確認できるようにしている。また、必要に応じて各学科のチューター(教員)が個別の面談によって指導や支援を行うこととしている。

さらに、この学習成果について、4学科ともに学科別に学科会議で必要に応じて見直しの検討を行っており、4学科長等が一同に集まる自己点検・評価委員会において定期的に点検を行っている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

幼児教育科では、保育者として必要な資質能力を育成する視点で、学習成果を設計できたことは意義深い。しかし、学科の観点別達成状況にある「知識・技能」「保育者観」「保育実践力」「社会人基礎力」のすべての視点が、学生の履修するすべての科目でまんべんなく測定されているかどうかの検証が十分ではないことが課題である。

デザイン美術科では、美術教育(特に短期成果を示す)評価の数量化には分別に明瞭さを欠くものがあるので、非常勤教員を含めた教員には学習成果観点の理解と運用に関して不慣れな点があると思われることが課題となっている。

音楽総合科では、入学時の学生の技量、知識レベルに差がある場合、基準を一点に定める絶対的評価ではなく、学生がどれだけ期間内に成長したかを個々にきめ細かく見ていく相対的な評価を行う場合がある。また、担当教員によっても評価の観点が異なることが起きうることが課題である。

歯科衛生科では、観点別達成状況の学習成果において「知識・思考力」「基本的技術能力」「コミュニケーション能力」「自律性」の4つの観点から評価しているが、「知識・思考力」「基本的技術能力」の両方で全体の約7割を占め、「自律性」が約2割、「コミュニケーション能力」が約1割の評価配分であり、4つの観点の学習成果の配分に偏りが認められる事が課題である。

全学的には、今後は、上記④のGPCについても適切に数値化し、指標の一つとして活用していくことと、量的な測定だけでなく質的な測定方法を取り入れるとともに、学習成果に不足するところがあった場合の特設講座の開講などの仕組みづくりが課題であり、教務委員会を中心として組織的な検討が行われているところである。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

[以下の観点到に基づき現状と課題を記述]

(1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。

(2) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。

(3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

教育の質保証のための学生に対する指導や支援の観点から、授業における学習状況に関する情報交流については、これを日常的に行っている。各学生について、欠席や受講状況などを各学科の教務委員が中心となってとりまとめ、学科会議で必要な内容は報告している。また、学習成果に関しては各期・学年ごとに集計したものを、学科長をとおして各学科で共通理解を図り、あわせてチューターによる学生への指導や支援に活用している。

社会的要請を受けてなされる教育の質保証に関連した関係法令の改正等については、教務委員会をとおして学科ごとに教員に確認されるとともに、関係する機関で規程等の改正について検討されることとなっている。とりわけ、免許、資格に関わる学科においては、そうした改正について適確に対応するとともに、これに関わる実習等を含めて資格要件については厳格に運営できるよう組織的な対応を行っている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

教育の質保証については、学科ごとに対応することがほとんどだったが、今後は全学的な学習成果の結果について、組織的に分析して評価を行い、課題や今後の取り組み内容等を教務委員会や学生支援委員会も含め、最終的に自己点検・評価委員会へ報告、提案して、各学科や関係委員会等と連携して組織的に内容の検討や見直しを行っていくことが改善に向けた課題である。

[テーマ]

基準 I-C 自己点検・評価

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

自己点検・評価のための規程は、本学学則に基づき「自己点検・評価委員会規程」を平成7年7月に定めている。組織は委員長を学長とし、構成員は副学長、各学科長、AL O、図書館長、総合教育センター長、事務局長、各課長・各室長となっている。

自己点検・評価については日常的にはないが、年度末をめざして学科、委員会、各事務部署からの事業報告を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、その計画や実績を点検している。学科、委員会、各事務部署の年度中の活動がどうであったかを書類で点検し、次年度以降の目標の設定や活動の指針となるものについて多角的な検討を加えている。この点検結果については学長に報告し、学長が主催する各種会議において評価をしている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

本学は地方にある小規模な短期大学であり、教職員は所属する部署の業務のほかに委員会や地域活動など他の業務も担当しながら教育活動の推進に努力を続けている。そうしたなかであってもスタッフの全員がPDCAサイクルの循環が自己点検・評価だという認識を高いレベルで共有し、「今実施していることをどう改善に結びつけていくのか」を継続的に意識できるようにFD・SD活動を今後とも充実させながら、「自己点検・評価」の理解を深めていくことが求められている。

[区分]

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

自己点検・評価のための規程は本学学則に基づき「自己点検・評価委員会規程」を平成7年7月に定めている。この規程は、大垣女子短期大学の授業内容及び方法の改善を図るための方策並びに教育・研究水準の向上・活性化のための自己点検・評価に関する事項を審議する自己点検・評価委員会に関して必要な事項で構成されている。組織は委員長を学長とし、構成員は副学長、各学科長、ALO、図書館長、総合教育センター長、事務局長、各課長・各室長となっている。自己点検・評価については日常的にはないが、年度末をめざして、学科、委員会、各事務部署からの事業報告を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、その計画や実績を点検している。学科、委員会、各事務部署の年度中の活動がどうであったかを書類で点検し、次年度以降の目標の設定や活動の指針となるものについて多角的な検討を加えている。この点検結果については学長に報告し、学長が主催する各種会議において評価をしている。

定期的ではないが、「自己点検・評価報告書」を作成し、近隣の短期大学等に公表している。

自己点検・評価活動には、学科、委員会、各事務部署から報告が提出される必要があり、その報告の作成等には全教職員が関与している。また、自己点検・評価のあり方や意義については理解が進み、全教職員の手によって改革改善が進められている。

自己点検・評価の成果は次年度以降における教育研究活動の目標として位置づけ、全教職員が理解し取り組む努力を続けている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

本学では、教職員全員が「今実施していることをどう改善に結びつけていくのか」という自己点検・評価の意識を継続的に業務に反映させ、高めていけるようにFD・SD活動等を通じて今後とも「自己点検・評価」に対する認識、理解を深めていくことが求められている。

◇ 基準 I についての特記事項

本学においては「建学の精神」を全ての教室の前面に掲示し、教職員と学生とが日常的に触れることができる環境を作り上げている。建学の精神は教育活動のなかで教員にも学生にも意識付けられ、諸活動にその精神が生きており、教育研究活動におけ

る指針として日常的に全構成員に息づいている。

本学では、キャンパス全体をCHARMING Campus（チャーミングキャンパス）と称し、学びの場としてのイメージを醸成している。教職員や学生には「建学の精神」とともに意識づけられ、学ぶ姿勢を育んでいる。

| | |
|-----------------------------|-----------------------|
| C clean & communication | 交流場所として絶好・清潔で明るいキャンパス |
| H healthy & hearty | 健康的で温かいところが育つキャンパス |
| A attractive & active | 魅力的で、活動的なキャンパス |
| R remedial & responsibility | 再教育で責任感が自覚できるキャンパス |
| M moral & manner | 社会規範が自然と身に付くキャンパス |
| ing | 継続的改善 |

平成 21 年度において九州造形短期大学（福岡市）との間で相互評価が実施できた。自己点検・評価を学内関係者の間だけではなく、外部から評価を受けることができた点において、日常の教育研究活動を点検・評価する意義ある取り組みになったと考えている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約**

平成 22 年度に「見える化プロジェクト」に沿って自己点検・評価委員会での検討を重ね、全学及び各学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を定めて学則上に明文化するとともに、学生要覧、入試要項、ホームページをはじめとして学内外に広く公開した。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うために行う就業力を育成するための科目である「キャリアセミナー」を平成 23 年度から開講して、キャリア教育も教育課程に位置づけることとし、教務委員会と学生支援委員会が有機的に連携して推進することとなった。

また教員は学習成果を観点別達成状況の他に、学習成績（各科目成績評定・取得単位数）、GPA（Grade Point Average）3 点を指標として評価し把握している。

毎年 8 月にFD研修会を開催し、授業・教育方法について検討を行い、授業・教育方法の改善に繋げている。

事務職員は全員が本学の「建学の精神」を理解したうえで、「教育方針」に沿って職務を遂行している。学生への関わりに関して直接、間接の職務の違いはあっても、SD研修をはじめとした、各種研修により、学習成果の状況によって学生の動向がどうなっていくのかを認識し、理解している。

学生の学習成果を高めていくため、教職員は学内の施設や設備はもちろん、あらゆる教育資源を有効に活用しようと考えている。

学習成果の基盤となる各学科のディプロマポリシーを含め、三つのポリシーなど本学の教育に関する基本方針は学生要覧に掲載し、常に意識化できるように支援している。また、シラバスにおいても、到達目標をすべての科目において明記し、ネット上でいつでもどこでも確認できる環境を整えている。

入学生を対象に、毎年基礎教養テストを行い、その結果をクラスアワーなどで活用し、学力の向上をめざす取り組みを組織的に行っている。

チューター制度は、学生一人ひとりの学習課題や分析を的確に行う環境として有効であり、日常的に学生の指導を実施している。

授業形態も小集団学習や討論、カンファレンスなど多様なものへと、学生が主体的に学びを展開するアクティブラーニングを取り入れている。

平成 22 年度よりユージアム校（フランス）から留学生を受け入れている。異国の学びのスタイルや文化の実際を肌で感じることは、広い意味で学習成果の意味を学生一人ひとりが問い直す機会となっている。

本学では「学生支援委員会」を組織し、各学科から委員の教員と学生支援課が学生の厚生補導を中心に問題点や課題を討議し、各学科にその内容をフィードバックしながら全学での対応を実施している。

同時に学生の組織として「学友会」を組織し、「学生支援委員会」の指導のもとでクラブ活動、大学祭、新入生歓迎会等に主体的に取り組んでいる。これも厚生補導の重要な活動だと本学では位置づけている。

また、学生にとって先輩、友人や教職員と語り憩える場所も必要だとの考え方か

ら、構内には学生食堂（カフェテリア）、売店、サロン、ギャラリーみずき、和室等、また建物外には前庭（みずきの郷）の緑化や中庭にベンチを配したりキャンパスアメニティも整備している。

社会人の経験を持つ学生は、学習意欲も日常の生活も他の学生の模範となる学生が多く、逆に他の学生の方が学ぶことが多い現状である。

障がい者の受け入れのための施設は、十分とは言えないが、今後整備を進めていく。

長期履修学生を受け入れる体制については、学則に定め「長期履修学生規程」により整備し受け入れる体制は整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対する評価は、その活動内容、状況に応じて評価し在学期間を通じて1単位を認定している。

学生の就職支援のために「学生支援委員会」を組織し、学生支援課と連携を図り、進学も含めて検討、業務を進めている。

全学及び各学科の入学者受入れの方針は、入試要項の1ページに記載し、受験生に明確に示している。これにより、多様な入学試験方法を取り入れている。

入学手続き者には、入学後の学習につながる「入学前課題」と称して全科共通の課題と各学科の専門性を高めるための課題を準備し、入学後の学習へのスムーズな導入を考慮している。

入学後は、F S C（First Step Campus）に続く各種ガイダンスにより、大学生活に早く馴染めるように考慮している。

（b）基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画

目的・目標に基づく方針に沿った教育課程の編成・実施に向けて、不断に見直しを図り、「短期大学士力」を身につける必要がある。平成25年度に向けた本学改革の総合計画に沿って、全学をあげて教養科目を含めすべての学科で教育課程について、社会を支えるより「高度な専門性」、より一層の「地域貢献」、「学科間の交流」をキーワードに、その一部見直しを図ることが課題であると考えている。

今後、教員が学生の学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学習評価の改善が求められる。早急に教育課程に関するマッピングを行い、学生自らが主体的に学ぶ環境を整備し、系統立てた学びの質を高めるための履修が可能な条件を整えたい。

また、学位授与の方針により短期大学士の学位を授与された者は、外国の大学に留学する場合などにおいて、国際的な通用性が確保されることが期待されている。本学では国際的に学位を授与する機関として認められるように、教育の水準の維持向上に向けて努めていくことや学位授与の方針を定期的に見直す体制の構築を考えている。

さらに、全学共通の認識として、入学後の自己の思いと実際の教育との間のギャップを埋めるために、入学前までの期間にさらなる意欲の向上をめざして、入学前教育の充実を図ることが重要だと考えている。

また事務職員においても常に他の部署との連携を図り、カリキュラムの動向に対応できる能力を維持し高めていくことが求められる。

教育資源の有効活用については、図書館の充実やコンピュータ等の整備等を進めて

いきたい。

履修登録においては、学習の動機付けおよび興味・関心の持続性が課題となる。

学習成果についての説明はあらゆる機会を通して行っているが、シラバス上では記載されていない。今後は、常に学生が学習成果を意識できる一助として、手軽に閲覧・確認できるシラバスへの記載を検討していく。

学力調査を基にした指導は、卒業時の学力調査実施なども視野に入れ、計画的な取り組みを行う必要がある。

学習成果の数値化は行っているが、学生への適切な学習指導に活かしていくための方法や手順がまだまだ未成熟である。今後、学習成果の結果を、学生指導に反映させるための構造化と機能化が求められる。

留学生の学びのスタイルの発見やキャンパスライフでの交流は、限られた学科や一部の学生に限られている。学習成果を見直し、新たな価値観を主体的に学生が再構築する環境としての留学制度の在り方を、今後検討していく必要がある。

留学生の学習プログラムは十分とは言えず、キャンパス内での他の学生との交流は今まではあまり活発とは言えなかったが、今後、留学生にも積極的に学科の行事に参加してもらい学生生活をより豊かに過ごして欲しいと考える。例えば、学生が毎年行っている巨大壁画作成への参加、留学生独自の企画や本学学生と共同で考えるブースへの出展参加などを通して、日本の大学祭を肌で感じ体験してほしいと考える。

学生の厚生補導に関しては、特に「学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制」と「障がい者受け入れのための施設整備」の充実を進めていきたい。

学生の就職指導に関しては、「働く力」や「就業力」の育成を重要課題とする取り組みを、さらに進展させていきたい。

入学前課題は、入学後の授業と関連付けた内容で提供しているが、学生生活については、幼児教育科が平成23年度に在学生との交流会を行ったが、今後各学科においても、同様の取組ができるように検討を進めたい。

[テーマ]

基準Ⅱ-A 教育課程

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

平成22年度に「見える化プロジェクト」に沿って自己点検・評価委員会での検討を重ね、全学及び各学科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を定めて学則上に明文化するとともに、学生要覧、入試要項、ホームページをはじめとして学内外に広く公開した。これらの方針に基づいて教育目標及び到達指標を定め、これらに沿って編成した教育課程についても、これまで組織的にやってきた。学生による授業評価の取組やFD活動とともに、本学教育の質を保証する観点から学習成果の査定を行う仕組みづくりを行った。そしてその仕組みのもとで平成23年度から新たに観点別達成状況とGPAを評価に取り入れるなど、目的・目標に基づく方針に沿って学習成果の確実な定着を図っている。

こうした教育の質保証に向けた改善の実効性を高めるため、各科目担当教員は学生による授業評価と学習成果の状況をもとに、自己点検をして授業内容の改善に努め、

必要に応じて学科等と連携して指導や支援を実施するとともに、チューターは科目担当教員と共同で学習支援も行うなど、学習成績やGPAが不振な学生や観点別未達成が多い学生の指導と支援に努めている。また図書館・自習室・レッスン室の開放時間の延長や、専任教員による授業時間外での補習（個人指導を含む）なども行い、学生の学習環境を整えるよう努めている。さらに、目的・目標を明示する一環として、シラバスのあり方を見直し、授業内容と方法に加えて、学科到達指標に基づく科目ごとの到達目標、成績評価の方法と基準、授業時間外で行う学習内容を明記することとした。

学生に社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う就業力を育成する科目として「キャリアセミナー」を平成23年度から開講して、キャリア教育も教育課程に位置づけることとした。そして教務委員会と学生支援委員会が機能的に連携して推進することとなった。このように、教育の質を保証していける教育課程を編成し実施していくためには、組織間の連携も含めて、組織づくりが重要であると考えられる。そこで、教育課程の体系化、教育方法の改善、成績評価の厳格化、教員の教育力の向上、学習成果の把握などに総合的多角的に取り組むために、学長のもとで自己点検・評価委員会を中心として、総合教育センター、各学科、FD専門部会、教務委員会、学生支援委員会がより一層連携しながら、組織的に質の高い教育を目指していきたい。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

「学位授与の方針」の区分では、この学位授与の方針により短期大学士の学位を授与された者は、外国の大学に留学する場合などにおいて、国際的な通用性が確保されることが期待されている。本学では国際的に学位を授与する機関として認められるように、教育の水準の維持向上に向けて努めていくことや学位授与の方針を定期的に見直す体制の構築を考えている。

「教育課程編成・実施の方針」の区分では、幼児教育科において、早急に教育課程に関するマッピングを行い、学生自らが主体的に学ぶ環境を整備し、学びの質を高めるための履修が可能な条件を整えたい。

デザイン美術科においては、「発表と批評」に関して自作の作品についての言葉での表現が必要と思える。作品表現と同じく、言葉での作品表現を指導する。

音楽総合科においては、学位授与の方針に対応しながらも、社会や時代のニーズに即応した魅力ある教育課程を編成していくことを推進していく。

歯科衛生科の授業科目によっては、シラバスに毎回の準備学習を明確に示したものを示し、事前に一定レベルの知識を持ったうえで、問題解決型学習を促進していきたいと考えている。

「入学者受け入れの方針」の区分では、全学共通の認識として、入学後の自己の思いと実際の教育との間のギャップを埋めるために、入学前までの期間にさらなる意欲の向上をめざして、入学前教育の充実を図ることが重要だと考えている。

「学習成果の査定（アセスメント）」の区分では、幼児教育科としては、保育実習、幼稚園教育実習、保育実務研修などの参加条件としてGPAを活用し、既存の「実習の指針」（幼児教育科実習指導センター）に明記していけるようにしていきたい。

デザイン美術科では、「共同制作による他者とのコミュニケーションがとれ作品向上に協力できる。」ことを指導し、共同制作の意義を考させていく。

音楽総合科では、主観による評価であっても、細かい観点を具体的に他の教員と情報共有することにより、客観的で厳正な評価へとつながるのではないかと考える。また、基準に達しないと思われる学生については複数の教員で慎重に協議することが必要であると考ええる。

歯科衛生科では、授業スタイルでチーム基盤型学習（TBL：Team Based Learning）を積極的に導入し、学習成果の柱の一つであるコミュニケーション能力の獲得に力をいれていく。

目的・目標に基づく方針に沿った教育課程の編成・実施に向けて、不断に見直しを図り、「短期大学士力」を身につける必要がある。平成25年度に向けた本学改革の総合計画に沿って、全学をあげて教養科目を含めすべての学科で教育課程について、社会を支えるより「高度な専門性」、より一層の「地域貢献」、「学科間の交流」をキーワードに、その一部見直しを図ることが課題であると考えている。また学習成果に関しても、確実に成果が得られる学習の指導・支援に向けた改善と、その査定方法の改善が必要であると考えられるので、組織的にその具現化を図っていこうと考えている。

[区分]

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

(1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。

(3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。

(4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。

(5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

建学の精神と教育理念のもとに、全学における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）を定め、これに基づいて学科ごとに学科DPを定めている。即ち、幼児教育科では1. 保育者として専門的知識・技能を持ち、子どもの健全な成長を見守り、子育て支援ができる。[知識・技能]、2. 子どもの健やかな成長のために様々な分野における教育・指導ができる。[保育者観]、3. 保育現場における実務能力を身につけ、実践できる。[保育実践力]、4. 豊かな教養と人間性を備え、社会人としての幅広いコミュニケーション能力を身につけている。[社会人基礎力]としている。またデザイン美術科では、1. 美術分野における表現力と表現技術に向上が見られる。[表現力/技術、技能の習得]、2. 理論と実技を通し、美術分野への理解と関心に深まりがある。[理解力、探究心]、3. 集中力、持続力に向上がある。[集中力、持続力]、4. 美術表現より育まれた個の自信を基に、他者への尊重と交流、また社会認識に深まりがある。[発表、

批評]としている。そして音楽総合科では、1. 音楽の専門知識と技術を修得する。[基礎的知識・技能]、2. 芸術に対する優れた感受性を持つ。[感受性]、3. 音楽を通じて学んだ豊かな教養と人間性を備え持つ。[教養・人間性]、4. 音楽を通じて人とコミュニケーションをとることができる。[コミュニケーション能力]としている。さらに歯科衛生科では、1. 全体的観点から口腔の健康支援ができるための必要な知識を修得し、理解できる。[知識・思考力]、2. 歯科衛生士としての基本的な操作的技術能力やプレゼンテーションする力がある。[基本的技術能力]、3. 歯科衛生士として他職種と協働・連携するチーム医療が理解でき、患者や地域社会とも関わるコミュニケーション能力がある。[コミュニケーション能力]、4. 医療人としての自己管理ができ、将来に向けての職業的使命感を持てる。[自律性]としている。

これらDPを明確化するために学科ごとに教育目標を掲げるとともに、具体的な学習成果と結びつけるように学科ごとに到達指標を体系的に示している。教養教育の基盤となる教養科目についても、教育目的と学科ごとの教育目標を定め、到達指標を設定している。そして、これらに基づいて編成された各学科の教育課程においては、卒業要件及び免許や資格取得の要件を明示するとともに、成績評価についても明確に示している。こうしたDPと学習成果に関する内容については、学則及び教務規程に明記して、学生に対してはもちろん、これを学内外に公表しているところである。

「卒業の要件」、「成績評価の基準」、「資格取得の要件」についても学則等に明確に定め、具体的には学生要覧に掲載して学生が十分に理解できるように示している。幼児教育科では3年間で95単位を取得することを卒業の要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば学則に定める「幼稚園教諭二種免許状」、「保育士資格」が卒業時に取得できる。歯科衛生科においては3年間で100単位を取得することを卒業の要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば学則に定める「歯科衛生士国家試験受験資格」が卒業時に取得できる。また、デザイン美術科では2年間で65単位を取得することを卒業の要件とし、音楽総合科では2年間で67単位を取得することを卒業の要件としている。この2学科においては卒業時に取得できる資格について特に学則に定めて示してはいないが、音楽総合科音楽療法コースにおいては単位の取得状況に応じて「音楽療法士2種」の資格が取得でき、学生要覧に明確に示している。この「音楽療法士2種」の資格は幼児教育科においても必要な科目を履修して単位を取得すれば取得できる。また、これも学則には示していないが、幼児教育科、音楽総合科音楽療法コース、歯科衛生科においては「社会福祉主事任用資格」が必要な科目を履修して単位を取得することによって取得できるように環境を整えている。

「成績評価の基準」については、教務規程に定め学生にも明確に示している。これは各学科の別によらず全学で共通の基準を定め適用している。具体的に示すと、成績は、100点満点とし、60点以上を合格、それに満たないものは不合格としている。成績の評価は、課題への対応状況、授業への取り組み状況、授業期間中、授業期間以外に期間または定期試験期間中に行われる筆記試験、実技試験または口述試験、レポート、論文、作品等提出物の内容を適宜シラバスに明記された基準に基づいて評価のうえ決定している。また、一度合格点を得た科目については、いかなる事情があっても再度履修することはできないとしている。成績の表示については、100点満点のうち、

「90～100点を秀(AA)」、「80～89点を優(A)」、「70～79点を良(B)」、「60～69点を可(C)」、「59点以下を不可(D)」としている。

またこれらの内容は、法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請等をふまえて、各学科、教務委員会、自己点検・評価委員会等で年度ごとに検討し、見直しの必要がある場合には、学長に報告することとしている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

この学位授与の方針により短期大学士の学位を授与された者は、外国の大学に留学する場合などにおいて、国際的な通用性が確保されることが期待されている。学位授与の方針は平成23年4月に制定したばかりで、定期的な点検は行われていないのが現状である。

現在デザイン美術科では、フランスの専門学校「ユーラジウム校」と提携関係にある。教育課程内容等の互換ができる科目等について具体的な対応を検討する機会が得られている。今後は他の学科においても国際的な視野に立って交流を図る機会を増やすことが課題となっている。

平成25年度実施に向けた本学の看護学科の設置を見据えた教育体系改編計画の趣旨に沿って、DPと学習成果に関する内容についても、各学科、教務委員会、総合教育センター、自己点検・評価委員会等でその見直しを行っており、建学の精神と教育理念に基づく人材育成に向けて、さらに改善を進めていきたい。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ① 学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。
 - ② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③ シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

全学及び学科DPに対応して、全学における教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）を定め、これに基づいて学科ごとに学科CPを、教養教育については教養科目のCPを、それぞれ定めている。即ち、幼児教育科では豊かな教養と人間性を備え、子どもへの深い愛情を育むとともに幼児教育・保育における専門的な

知識と技能を身につけ、これらと実習や保育実務研修との往還で、より一層社会が必要とする保育者として、教育・保育と子育て支援にあたることのできる人材の育成を目的とし、教育課程を編成している。具体的には、1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育を実施する。2. 子どもの健やかな成長、幸せのために社会的課題の解決や支援できる専門教育を実施する。3. 実習や保育実務研修とかかる授業との往還によって、保育現場で必要とされる実務能力や実践力が身につく教育を実施する。4. 保育のスペシャリストとして、自らの持つ能力を伸ばすことのできる特化教育である専修クラスを設置するとしている。またデザイン美術科では、生涯にわたる素養として「美術」の知らしめる価値観、更に自らを表現できる技能を定着させたい目標の下、美術の全体像を見失うことなく、基礎から応用発展へと繋がる科目及び科目群相互の連携を意図し、教育課程を編成している。具体的には、1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育を実施する。2. 一年次前期に基礎領域全般を学ぶことにより、「美術」の概要を体験し、自己の適性を知る。3. 描写系科目を造形表現の基本と捉え、関連科目を充実させ所定の単位数を必修とする。4. 学生は関心に応じて他コース関連科目の受講が可能で、個性的履修計画を作成できる。5. 広範囲なコンピュータ使用科目の開講に並行して、手を用い、素材を扱う体感教育も重視する。6. 各科目担当者は学生との対話に努め、能力に応じた個別指導を行い、学生一人ひとりの成長を支援するとしている。そして音楽総合科では、音楽の専門知識と技術を修得し、さらには音楽を通しての豊かな教養と人間性を養い、音楽活動を通じて人とコミュニケーションをとることができる人材を育成するために、以下の教育課程を編成している。具体的には、1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育を実施する。2. 音楽を通して人間的な成長と専門的な知識と技術を学ぶために専門教育を実施する。3. 地域社会に貢献し、コミュニケーション力を養うための学外演奏の充実と実施をはかる。4. 音楽関係、心理関係等の資格取得を支援する教育を実施するとしている。さらに歯科衛生科では、豊かな教養と人間性を備え、口腔保健・医療・福祉の立場から人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識および技術をもって広く社会貢献し、さらに他医療職種とも連携を取ったチーム医療を実践できる人材を育成するため、次のような教育課程を編成している。具体的には、1. 豊かな人間性、コミュニケーション能力、社会性を育むための教養教育を実施する。2. 全身の医学的観点から口腔の健康支援ができるための基礎教育と専門教育を実施する。3. 専門化する歯科医療に対応するため、専修クラスを含めた臨床・臨地実習を実施する。4. 国家資格取得を支援するための教育を実施するとしている。

そして、これらDPに対応するCPと学習成果の内容的な指針となる到達指標に対応して学科ごとの教育課程が編成されている。教育課程においては、目的や目標に沿って人材育成がなされるよう体系的なシーケンスと、わかりやすく適切なスコープに配慮するよう心がけている。また、成績評価についても明確な基準を設けて厳格に適用するよう努めているが、科目ごとに授業の時期・形態・単位数・担当者・ねらい・到達目標・時間数・具体的内容・評価方法と基準・授業外での学習・教科書と教材等をシラバスで示すとともに、授業の最初にこれらを説明することで、効果的な教育が

なされるようにしている。さらに教育課程における授業担当教員についても、業績や資格等に基づいて適切な配置がなされるよう配慮している。そして教育課程の方針、編成内容、実施状況については、法令等の改正はもちろん、その教育効果や学生の実態等も考慮しながら、各学科、教務委員会、自己点検・評価委員会等で見直しを持って検討し、見直しの必要がある場合には、学長に報告している。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

幼児教育科では、カリキュラムポリシーを実現するための、科目間連携のあり方、クラスター化が可能な科目などを精査するための、カリキュラムマップの策定が実現していないことが課題である。

デザイン美術科では、「発表と批評」に関して自作の作品について、言葉で表現できることが必要だと考える。実際の作品表現と同様に言葉で作品を表現する能力を高めていくことが課題である。

音楽総合科では、専門科目において、学位授与の方針に対応しながらも、時代に合った魅力ある教育課程を編成していくことが課題である。

歯科衛生科では、学生が主体的に学ぶ態度の育成に重点をおくことを考えている。特に、問題解決能力の育成においてPBL (Problem Based Learning)が有効的な手段であり、一人ひとりの学生へ具体的な準備学習のシラバスへの明示が課題である。

全学の教育課程編成については、学科ごとにさらにわかりやすいカリキュラム・マップを作成して教育効果を高める努力や、平成25年度実施に向けた本学改革の総合計画の趣旨を受けた見直しの必要があり、より体系的で効果的な内容とするためにも学内関係組織で改善を進めていきたい。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

DP及びCPとともに、建学の精神と教育理念に基づいて全学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）と学科APを定め、適切に入学者を受け入れるようにしている。即ち、教養を基盤とした専門知識と技術をもって広く社会貢献することに積極的に取り組み、自己の知性と感性を磨いて、自律性を持った品格ある女性になろうと思う人の入学を求めるとした全学のAPのもとに、幼児教育科では子どもへの深い愛情と理解にもとづいて、保育者になる強い希望と自覚を持っている人、また常にあたたかい気持ちを持ち、社会貢献に努めようとする人としている。またデザイン美術科では、「自分」を見つめる人、描く・作る行為に充実感（自己の存在）を感じる人、他人に思いを至らせることのできる人、自然を愛する人としている。そし

て音楽総合科では、自然と音楽の結びつきを感じながら感性豊かな音楽を奏で、将来音楽関連の職業につきたいという強い希望を持っている人、または音楽が大好きで勉強を続けたいと思う人としている。さらに歯科衛生科では、歯科衛生士として保健・医療・福祉の分野で貢献する意欲を持ち、また医療人になるための社会性や協調性を備えた人間性豊かな人としている。全学及び学科のAPでは、本学における全学と学科の人材育成の方針と概要をわかりやすく示すことで学習成果を把握できることと入学者の望む学びの内容と合致するかどうかが入学前にわかるよう配慮している。また、入学者選抜の方法やその内容についても、全学及び学科APに基づいて、入学者本位でかつ学科の特性に沿うものとなるよう考慮している。

具体的には幼児教育科では、個人面接や集団面接を課して、幼児教育科志望の動機、保育者に対する理解度を聞いている。これにより、幼児教育を目指すものとしての意欲が把握・評価でき、また面接担当者との応答や集団でのコミュニケーションをみることにより、入学者の人間性を一定程度の評価できると考えている。

デザイン美術科では、原則作品制作を課している。課題に対する個々の解釈と技能、表現力に基づく制作作品は入学者受け入れの方針に叶うものである。

音楽総合科では、ピアノ電子オルガンコースやウインドアンサンブルコース、音楽療法コースでは、実技や面接を課している。管楽器リペアコースでは、さらに適正検査、小論文を加え、志望の動機、音楽総合科や、各コースに対する理解度を聞いている。

歯科衛生科では、個人面接や集団面接を課して、歯科衛生科志望の動機、歯科衛生科や歯科衛生士に対する理解度を聞いている。これにより、歯科衛生士としての意欲が把握・評価でき、また面接担当者との応答や集団でのコミュニケーションをみることにより、入学者の人間性を一定程度評価できると考えている。

あわせて、これらを含めて本学について総合的に紹介するオープンキャンパスと、入学試験後の入学予定者に配慮した入学前教育を重視して、積極的に実施している。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

幼児教育科では、入学者受け入れの方針に基づいて入学試験で判定したにもかかわらず、入学後に保育者に対する自分のイメージと実際との違いや保育実習や教育実習など現場において自分を過小評価し自信を失う場合もあり、保育者としての目標を持たせ学生たちが将来設計を立てていけるように支援できる体制づくりが課題である。

デザイン美術科では、入学者受け入れの方針において特に課題はない。

音楽総合科では、入学者受け入れの方針に基づいて入学試験で判定したにもかかわらず、入学後に、演奏家、演奏指導者、管楽器リペアマン、音楽療法士に対する自分のイメージと実際との違いが判明し、進路選択を再考される学生のケースがある。

歯科衛生科では、同様に入学後に歯科衛生士に対する自分のイメージと実際との違いが判明し、進路選択を再考される学生のケースがある。

APについて、平成25年度の看護学科の設置を見据えた教育体系の全学改編を目指した見直しと改善を図るとともに、オープンキャンパスの内容や入学前教育の内容についても、各学科、教務委員会、総合教育センター、自己点検・評価委員会等で実施

後に総括を行い、改善に向けた見直しを不断に図っていきたい。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

〔以下の観点に基づき現状と課題を記述〕

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

教育の質を保証する観点から、学習成果の査定については重視しているところであるが、建学の精神と教育理念、三つの方針、教育目標及び到達指標に基づく授業の到達目標に沿って、4学科ともに①学習成績(成績評定・取得単位数)、②観点別達成状況、③学生の成績評価値であるGPAをもとにして査定を行っている。

①の学習成績は、5段階（上位からAA、A、B、C、D：Dは不合格）の評定とし、このもととなる素点は、全体を100点満点としている。この学習評価は、各学科の到達指標をもとにしながら、科目ごとに具体的な到達目標や評価するための方法、配点をあらかじめシラバスに明記して学生に示すとともに、授業開始時に科目担当教員が、具体的な説明を行った上で実施している。この学習評価の基盤となる各学科の到達指標は以下のとおりである。幼児教育科では、1. 保育者として専門的知識・技能を持ち、子どもの健全な成長を見守り、子育て支援ができる。(1)子どもの年齢による発達の特徴を理解し、それに基づいた指導計画を作成できる。(2)保護者と共に子育てしていく姿勢を基に、適切な保育相談支援ができる。(3)幼児教育・保育に関わる課題に気づき、それを分析し判断することができる。2. 子どもの健やかな成長のために様々な分野における教育・指導ができる。(1)豊かな感性と表現力を養い、理想の保育者像を常に描き、研鑽に努めることができる。(2)子どもの成長発達に応じた遊びや生活の課題について、その指導や保育技術を活用して支援ができる。(3)これまでの学びの集積を自覚し、成長したことを具体的に示すことができる。3. 保育現場における実務能力を身につけ、実践できる。(1)一人ひとりの子ども理解に応じた援助や環境構成ができる。(2)実践の後に常に自らの言動を振り返り、新たな方法や手だてを行うことができる。(3)様々な価値観に対応できる柔軟性を身につけることができる。4. 豊かな教養と人間性を備え、社会人としての幅広いコミュニケーション能力を身につける。(1)社会人基礎力を備え、社会的課題や時事問題に関心を持ち、理解しようとする。(2)社会に貢献する使命感と責任感を持って、積極的に行動することができる。(3)職業や社会生活に必要なコミュニケーション能力を身につけ、誰とでも柔軟に関わることができるとしている。また、デザイン美術科では、1. 美術分野における表現力と表現技術に向上が見られる。(1)作品制作、文章表現の中で工夫や努力がなされ、表現物に質的向上が認められる。(2)技能が修得され、表現技術の向上がある。(3)目的を自覚でき、授業外での学習や資料収集の習慣が育っている。2. 理論と実技を通し、美術分野

への理解と関心に深まりがある。(1)知識の吸収に努めることができる。(2)理論的理解ができる。(3)制作にあたり物事の判断を安易にせず、試行錯誤ができる。(4)柔軟且つ客観的に「美術」を解釈でき、日常の思考や感性に生かされている。

3. 集中力、持続力に向上がある。(1)集中力を持って学習に臨める。(2)主体性を持ち、継続して課題に取り組める。

4. 美術表現より育まれた個の自信を基に、他者への尊重と交流、また社会認識に深まりがある。(1)課題について自己の主張を作品又は文章上で表わせる。(2)課題について自己の主張を口頭で説明できる。(3)他者の作品を評価できる。(4)学習が個人にもたらす意味、及び社会的意味を理解できるとしている。

そして、音楽総合科では、

1. 基礎的な音楽知識の習得、および専門楽器の技術を持っている。(1)音楽史、楽典、聴音と視唱（ソルフェージュ）など基礎的な音楽知識を身につけている。(2)個々の音楽性が表現されたソロ、アンサンブルができる。(3)自身の技術について客観的な視点を持ち、継続的な努力ができる。

2. 芸術に対する優れた感受性を持っている。(1)幅広い分野の音楽に触れ、偏らない広い視点から学ぶことができる。(2)音楽分野全般の理解と関心に深まりがみられる。

3. 音楽に関する学びを通して関連する歴史や自然に対する学びを同様に深め、豊かな教養と人間性を持つ人材の育成

(1)自分の専攻以外の楽器にも触れ、多角的に音楽を理解することができる。(2)音楽の生まれた背景や時代について学び、深く作品を理解、表現することができる。

4. 音楽活動や演奏を通じて人とコミュニケーションをとることができる。(1)演奏を指導される体験あるいは指導する体験から音楽を通じて人とコミュニケーションをとることができる。(2)学外演奏、ボランティアなどの機会を積極的に持ち、音楽が人に与える影響を理解し、演奏や音楽活動によって人と関わるることができる。(3)他者の演奏についても問題点と同時に評価を与えることができる客観的な視点を持つとしている。

さらに、歯科衛生科では、

1. 全体的観点から口腔の健康支援ができるための必要な知識を修得し、理解できる。(1)全身と口腔の健康の関連を医学的に説明できる。(2)口腔疾患を予防し、口腔保健を向上させるために必要となる基本的な知識を身につけることができる。(3)歯科衛生士としての専門性に繋がる教養の基本的知識を修得し、応用できる。

2. 歯科衛生士としての基本的な操作的技術能力やプレゼンテーションをする力がある。(1)口腔の健康やリスクを評価し指導計画を立て、対象者に説明できる。(2)口腔疾患の予防のための基本的な施術や適切な口腔衛生指導が実施できる。(3)安全な歯科医療を提供するため、基本的な手技を行うことができる。

3. 歯科衛生士として他職種と協働・連携するチーム医療が理解でき、患者や地域社会とも関わるコミュニケーション能力がある。(1)歯科医療におけるチームワークの重要性を理解し、他の医療従事者との連携ができる。(2)地域歯科保健の維持・向上のため、地域住民の視点に立ちコミュニケーションがとれる。(3)職業や社会生活で必要なコミュニケーション能力を身につけ、幅広く柔軟に対応できる。

4. 医療人としての自己管理ができ、将来に向けての職業的使命感を持てる。(1)人の口腔健康を守ることで、人の心と体を守ることに寄与する歯科衛生士の職責への十分な自覚を持ち、医療人としての自己管理のもとに患者本位の立場で対応ができる。(2)歯科医療において自ら問題点を探し出し、自己学習によってそれを解決するための能力を培うことができる。(3)社会に貢献する歯科衛生士の使命感を持って積極的に行動できるとしている。

②の観点別達成状況については、到達指標、科目ごとの達成目標に基づいて学科DPに定めた観点ごとに担当教員が配点を定めて配点表を作成し、学習成績とともに、60%に満たない観点のある学生を、到達した観点と併せて提出することとした。即ち、幼児教育科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術科では「表現力、技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」といった各学科4つの能力について観点別の学習成果を評価している。これによって、学生の学習成果について評定だけでなく、質的なものも含めて詳細に示していこうとするものである。

③のGPAは一般的に多くの大学や短期大学で用いられているものであり、学生一人ひとりを全体的かつ相対的に評価していこうとするもので、素点をもとにして、次の方式によって数値化した。

GPAの計算方式

$GPA = (GP \times \text{その科目の単位数}) \text{の総和} / \text{履修登録した単位数の合計}$

$GP = (Pt - 50) / 10$ ※Ptは素点

(Pt < 60のときは、GP = 0とする)

(b) 自己点検・評価を基にした課題

幼児教育科では、学習成果を査定するためのルーブリックの策定など未整備な部分が少なくない。また、GPAを活用方法が定まっていないため、学生への認知度も低い現状が課題である。

デザイン美術科では、学習成果の査定を行ううえで、特に「表現力、技術・技能の習得」をより高めることが課題である。

音楽総合科では、芸術系科目の評価は教員の主観を交えた評価とならざるを得ないことが課題である。

歯科衛生科では、チーム医療、多職種連携医療が重要な課題であり、そのためには観点別学習成果の一つであるコミュニケーション能力の育成が求められる。しかし一方、この人間関係の構築に関する能力は測定による見える化が大変困難であることが課題である。

学習成果を数値化して査定を行い、量的及び質的に成果を検証してその結果を学生に認識させるとともに、不足する場合には個別の学習指導も実施している。

こうした学習成果の査定方法について、教育効果を検証しながらさらに見直しを図っていくことが不可欠であり、量的なものとともに質的なものについて査定していく方法的な研究が必要である。こうした改善に向けての取組を、各学科、教務委員会、総合教育センター、自己点検・評価委員会等で組織的に進めていきたい。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

本学では卒業生の就職・就業状況に関して、すべての進路先に対して毎年「雇用者に対するアンケート」を実施しており、学生支援委員会及び学生支援課がこれを取りまとめて全学に回覧するとともに、その結果のうち課題であると考えられる内容について学科、関係する委員会等で検討を行っている。さらに実習がある学科については、実習先からの評価や意見について、学科において同様の検討を実施している。これによってDPについて点検するとともに、学習成果についても点検を行い、関係する科目の授業内容の改善等に活用している。

われわれ教育機関は社会のニーズ、ステークホルダーのニーズが何か、どのような人材を求めているかを十分に理解し、すなわち Market In の感覚で社会に役立つ人材を養成する必要がある。この点、本学の建学の精神の真髄は不変であるものの具体的な教育戦略として自己点検・評価を行っていく必要がある。昨今の指示待ち人間が多く、コミュニケーション能力が低いという世間の風評を払拭するような人材の養成が急務と思われる。立派な建学の精神によって教育していてもそれが社会が求めているものになっているのかを、チェックする必要がある、本学では毎年卒業生が働いている企業にアンケート調査を行い、何が不足しているのかを知って教育現場にフィードバックする体制を採っている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

調査対象が直近の卒業生であり、過去の卒業生すべて対象としてアンケート調査を実施することは困難であるとしても、3年・5年・10年などの卒業後一定期間において調査を行い、これを学習成果の点検に活用していけるよう改善を図りたい。

[テーマ]

基準Ⅱ-B 学生支援

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

全学の学位授与の方針に基づき、各学科において学位授与の方針を定め、本学教員はその方針に対応した成績評価基準により、学習成果を評価している。

また教員は、学習成果について観点別達成状況の他に、学習成績（各科目成績評定・取得単位数）、GPA（Grade Point Average）3点を指標として評価し把握している。

授業内容については、専任教員と非常勤教員との打ち合わせ会議を各学科別に設けており、また専任教員では学科会議、個別の授業担当者会議を持ち、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

さらに、毎年8月にFD研修会を開催し、授業・教育方法について検討を行い、授業・教育方法の改善に繋げている。

そして、各学科の教員は教育目的・教育目標に基づいて具体化した到達指標にしたがって、各授業における到達目標を定めシラバスに明記し、全体や個別指導により学

習成果の獲得に繋げている。

事務職員は全員が本学の「建学の精神」を理解した上で、「教育方針」に沿って職務を遂行している。学生に対して直接、間接の職務の違いはあっても、SD研修をはじめとし、各種研修により学習成果の状況により学生の動向がどうなっていくのかを認識し理解している。

学生の学習成果を高めていくために教職員は学内の施設や設備を含め、あらゆる教育資源を有効に活用しようと考えている。例えば授業を教室以外の図書館を使用したり、シラバスに示された参考図書については教務委員会と図書・生涯学習委員会が緊密な連携のもとに準備するなどして、より良い環境整備を図っている。またコンピュータの活用にも努めている。

新年度の履修ガイダンスにおいて、成績評価と併せて行われる学習成果について、ディプロマポリシーをもとに具体的な説明を行っている。

学習成果の基盤となる各学科のディプロマポリシーを含め、三つのポリシーなど本学の教育に関する基本方針は、学生要覧に掲載し、常に意識化するように支援している。また、授業のシラバスにおいても、到達目標をすべての授業において明記し、ネット上でいつでもどこでも確認できる環境を整えている。

入学生を対象に、毎年基礎教養テストを行っている。その結果から学生のどの分野の能力が高く、また低いかなどを経年変化や学科別などで分析を行っている。その結果をクラスアワーなどで活用し、学習支援の取り組みを組織的に行っている。

チューター制度は、学生一人ひとりの学習課題や分析を的確に行う環境として有効であり、日常的に学生の指導を実施している。

授業形態も小集団学習、討論やカンファレンスなど多様なものへと、学生が主体的に学びを展開するアクティブラーニングを取り入れている。

平成22年度よりユウラジウム校（フランス）から留学生を受け入れている。異国の学びのスタイルや文化の実際を肌で感じることは、広い意味で学習成果の意味を学生一人ひとりが問い直す機会となっている。また、平成23年度は短期間ではあるが、本学学生をユウラジウム校に派遣することとなり、今後の往還的關係の醸成によってさらに学習成果の獲得を図っていく予定である。

本学には「学生支援委員会」が組織され、各学科から委員の教員と学生支援課が学生の厚生補導を中心に問題点や課題を討議し、各学科にその内容をフィードバックしながら全学での対応を実施している。

同時に学生の組織として4学科の代表から組織される「学友会」を組織し、「学生支援委員会」の指導のもとでクラブ活動、大学祭、新入生歓迎会等に主体的に取り組んでいる。

また、学生にとって先輩、友人や教職員と語り憩える場所も必要だとの考え方から、構内には学生食堂（カフェテリア）、売店、サロン、ギャラリーみずき、和室等、また建物外には前庭（みずきの郷）の緑化や中庭にベンチを配したりキャンパスアメニティも整備している。

社会人学生の学習を支援する体制については、人数も少なく、他の学生と同じ環境のなかで学んでいる。一般に社会人を経験した学生は、学習意欲も日常の生活も学生

の模範となる学生が多く、逆に他の学生の方が学ぶことが多い現状である。

障がい者の受け入れのための施設は十分とは言えないが今後整備を進めていく。

長期履修学生を受け入れる体制については、学則に定め「長期履修学生規程」により整備し受け入れる体制は整えている。しかし今までに実績はない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対する評価は、在学期間を通じて1単位をその活動内容、状況に応じて評価し認定している。

学生の就職支援のために「学生支援委員会」を組織し学生支援課と連携しながら進学も含めて検討し、業務を進めている。キャリアサポートセンターの指導も受けている。

全学及び各学科ごとの入学者受入れの方針は、入試要項の1ページに記載し、受験生に明確に示している。また、相談会やオープンキャンパスでの各科の説明においても、受入れの方針や入学後の具体的な取組を説明し、理解を図っている。

入試方法は、多様な選抜方法を取り入れ行っている。

入学手続き終了者には、入学後の学習につながる「入学前課題」を全学科共通の課題と各学科の専門性を高めるための課題を準備し、入学後の学習へのスムーズな導入を図り、入学後は、各種ガイダンスにより大学生活に早く馴染めるように考慮している。

(b) 自己点検・評価を基にした改善計画

今後、教員が学生の学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学習評価の改善が求められる。即ち、全学科で科目の学びの系統化とそこでつけていくべき力を明確に示したカリキュラム・マップの作成、これと関連して各授業において学習の評価基準のルーブリックを活用して明示していくことが課題である。

また事務職員においても常に他の部署との連携を図り、カリキュラムの動向に対応できる能力を維持し高めていくことが求められる。

教育資源の有効活用については、図書館においては学生の学びを支える図書資料の継続的な充実が求められているし、コンピュータについては、全ての学生に教室での授業でインターネットを活用できるようにすることを進めていきたい。

履修登録においては、学習の動機付けおよび興味・関心の持続性が課題となる。今後は、学習成果の獲得の視点に立ち、履修登録の方法や期間などについて再考していく必要がある。

学習成果についての説明はあらゆる機会を通して行っているが、シラバス上では記載されていない。今後は、常に学生が学習成果を意識できる一助として、手軽に閲覧・確認できるシラバスへの記載を検討していく。

学力調査を基にした指導は、各クラスやチューターに任される部分が多く、継続的・計画的な補充授業の実施には至っていない。今後は、卒業時の学力調査実施なども視野に入れ、計画的な取り組みを行う必要がある。

学習成果を数値化し、それを学生への適切な学習指導に活かしていくことをめざしているが、数値化が難しい芸術系の科目については方法や手順がまだ未成熟である。学習成果の結果を、学生指導に反映させるための構造化と機能化が求められる。

留学生の学びのスタイルの発見やキャンパスライフでの交流は、限られた学科や一部の学生に限られている。学習成果を見直し、新たな価値観を主体的に学生が再構築する環境としての留学制度の在り方を今後検討していく必要がある。

学生の厚生補導に関しては、生育環境、家庭環境が複雑な学生もおり、今後きめ細かい指導が求められる。特に「学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング」を行っていききたい。また、「障がい者受け入れのための施設整備」の充実を進めていききたい。

現在、学生の就職指導に関しては「働く力」や「就業力」の育成をチューター、キャリアサポーターとともにやっているが、さらに進展させていきたい。

入学前課題は、入学後の授業と関連付けた内容で提供しているが、学生生活については、幼児教育科が平成23年度に在学生との交流会を行ったが、今後各学科においても検討をすすめたい。

[区分]

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
 - ④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
 - ⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
 - ⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑦ 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - ⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。
- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ④ 事務職員は、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
 - ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

全学の学位授与の方針に基づき各学科において学位授与の方針を定め、本学教員はその方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。即ち、各学科の達成すべき成果の観点は学位授与の方針に基づいており、以下のとおりである。即ち、幼児教育科では「知識・技能」、「保育者観」、「保育実践能力」、「社会人基礎力」を、デザイン美術科では「表現力、技術・技能の習得」、「理解力・探究心」、「集中力・持続力」、「発表・批評の能力」を、音楽総合科では「基礎的知識・技能」、「感受性」、「教養・人間性」、「コミュニケーション能力」を、そして歯科衛生科では「知識・思考力」、「基本的技術能力」、「コミュニケーション能力」、「自律性」といった各学科4つの能力について学習成果を測定している。授業担当者は各科目の成果として、学生はどの部分の能力が一定レベル(60%)以上達成され、あるいは達成不十分だったかというチェックをし評価している。

また教員は学習成果を観点別達成状況の他に、学習成績(各科目成績評定・取得単位数)、GPA(Grade Point Average)3点を指標として評価し把握している。

一方、教員は学生による授業評価を前期末と後期末のどちらかで受けており、そのデータの集計・分析は総合教育センターで行われている。その結果は各教員にフィードバックされ、授業評価へのコメント、平成24年度の授業に対する目標、学生への要望の3点においてまとめ、各教員はもちろん学生にも提示して授業改善のために活用している。

授業内容については、専任教員と非常勤教員との打ち合わせ会議を各学科別に設けており、また専任教員は学科会議、個別の授業担当者会議を持ち、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

さらに、毎年8月にFD研修会を開催し、授業・教育方法について検討を行っている。このFD研修会での各教員の成果を、「目標の達成度合い」、「話題提供の内容についての感想」、「FDや教育改善、授業改善等に関して新たに得られた知見」、「本学における今後のFD活動のあり方、来年度のFD研修会のあり方や内容」についてまとめ、職員に公表し実際の授業・教育方法の改善や展望に繋げている。また、前期・後期の2回にわたり授業交流会を開催し、各教員が課題意識を持って他の授業を参観し、互いに長所や課題を指摘し合うことで、自己の授業の在り方について振り返るとともに、授業改善に向けた参考事例として活用している。

そして、各学科の教員は教育目的・教育目標に基づいて具体化した到達指標にしたがって、各授業における到達目標を定めシラバスに記載している。到達目標を達成したかどうかは、観点別達成状況に基づいて評価している。また学生の履修指導については、必修科目、選択科目、教養科目、専門科目などへの理解、講義、演習、実習などの授業形態や単位制度、GPA制度、観点別の学習成果などについて、これまでの

高等学校時代とは大きく異なる履修の方法に対し、各学科の教員が説明、指導する体制を整えている。学生の履修状況については、各科目の担当教員はもちろん、各学科の教務委員が一人ひとりの学生の状況について把握し、チューターにその情報を伝えて学生への個別対応などを行っている。特に各期ごとに定期試験の結果も踏まえて、学科別の全体指導やチューターによる個別指導が行われている。このように本学教員が学生に丁寧に履修指導を行うことにより、卒業に至るまでの学習成果に繋がっていると思われる。

事務局は「総務課」「秘書広報課」「学科設置準備室」「教務・広報課」「学生支援課」「図書館事務室」が設置され、職員が配置されている。職員は専任も非常勤も全員が本学の「建学の精神」を理解したうえで、「教育方針」に沿って職務を遂行している。学生に対しての関与の直接、間接の職務の違いはあっても、学習成果の状況により学生の動向がどうなっていくのかを認識し理解している。

そして、直接学生と接する窓口業務では日常生活状況や授業等への出席状況の把握に務め、学生が継続的に目標達成のための取り組みが十分に行えるように指導をしている。

一方、間接的に学生の大学生活を支援する部署では、学習環境の整備に配慮し学生が教育研究活動に専念できるキャンパス整備に取り組んでいる。

また、職員は所属部署の業務を通じて学科の教育目的・目標を理解し、年次計画に基づいた学習成果達成のための取り組みがどの程度達成できたかを把握している。

こうした取り組みを推進するために、職員は学生の夏期休暇中に、SD研修会に参加して学生支援のための職務の充実を図っている。また、日本私立短期大学協会等主催の各種研修会にも積極的に参加し、自己研鑽を積んで努力している。

職員は、異動があって直接学生と接する窓口業務を経験している。長い期間一つの部署に留まることを避けることにより、様々な部署にいても学生に対して履修及び卒業に至る支援ができています。

学生の学習成果を高めるために教職員は学内の施設や設備だけでなく、あらゆる教育資源を有効に活用しようと考えている。その一つとして、授業を図書館で行うなど工夫をしたり、シラバスに示された参考図書については教務委員会と図書・生涯学習委員会が緊密な連携をして準備をするなど、確実な整備を図っている。また授業以外の予習において図書館の活用を図書・生涯学習委員会をとおして各教員に呼びかけるとともに、学習資料の重点的な購入と配架（幼児教育科における絵本・紙芝居・児童文学書、音楽総合科における楽譜・ビジュアル資料、デザイン美術科におけるマンガ、美術資料、歯科衛生科における最新の口腔関係資料など）並びに図書館職員による資料検索の援助等を、各学科と図書館が連携しながら進めることで学びの利便性を高める努力を行っている。さらに、教育資源の有効活用の観点からコンピュータの確実な活用にも努めているところである。コンピュータの利用について学ぶ教養科目や専門科目では3室あるコンピュータ室を使用することはもちろん、その他の授業でも一般教室のプロジェクターとコンピュータを利用して学習成果の向上に役立てようとしている。加えて、事務局前のロビーや各学科のサロン等にもコンピュータを配置して、学生の学習のための自主的な活用に供している。

このように教育資源の有効活用を図っているが、図書館においては学生の学びを支える図書資料の継続的な充実が必要であり、平成23年度から進めている各学科の重点的な資料購入（たとえば幼児教育科の充実した「絵本資料」など）を進めるとともに、シラバスに示された参考資料については、平成24年度から一覧表を作成、提供して学習にあたっての利便性を高めていくこととしている。またコンピュータについては、教室での授業でインターネットを活用できるようにすることが必要であり、平成24年度から整備を進めていくこととしている。また教育課程など教務関係と学生支援関係のコンピュータを活用したシステムを統合的に活用して、より充実した学生への指導と支援にあたることで学習成果を高めることが課題となってきたが、これについても平成24年度中に整備される予定となっている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

今後、教員が学生の学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学習評価の改善が求められる。即ち、全学科で科目の学びの系統化とそこでつけていくべき力を明確に示したカリキュラム・マップの作成、これと関連して各授業において学習の評価基準のルーブリックを活用して明示していくことが課題である。また、FD研修会も年に1回の開催であるが、全学での開催の頻度を増やし、学科別にテーマを定めて研修会を定期的に行うなど活発化させることが、学習成果の獲得に向けた責任を果たすうえで重要な課題であると考えている。

また事務職員においても常に他の部署との連携を図り、カリキュラムの動向に対応できる能力を維持し高めていく努力をしたい。

担当の業務以外においても学生の様々な支援に貢献できるように自己啓発ができる研修等の機会を設定していくことも考えている。

教育資源の有効活用については、図書館においては学生の学びを支える図書資料の継続的な充実が求められているし、コンピュータについては、教室での授業でインターネットを活用できるようにすることも重要である。また教育課程など教務関係と学生支援関係のコンピュータを活用したシステムを統合的に活用して、より充実した学生への指導と支援にあたることで学習成果を高めることが課題となっているが、これについても平成24年度中に整備される予定となっている。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切

な指導助言を行う体制を整備している。

(5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

(6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

(7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

新年度の履修ガイダンスにおいて、成績評価と併せて行われる学習成果について、ディプロマポリシーを基に具体的な説明を行っている。さらに、各授業のオリエンテーションでは、その授業の特性やねらいと併せて、さらに具体的な説明を行なっている。このようにして、学生が主体的に獲得すべき成果の具体的な姿をイメージできる場面を設けている。

学習成果の基盤となる各学科のディプロマポリシーを含め、三つのポリシーなど本学の教育に関する基本方針は学生要覧に掲載し、常に意識化できるように支援している。また、シラバスにおいても、到達目標をすべての授業において明記し、ネット上でいつでもどこでも確認できる環境を整えている。

入学生を対象に、毎年基礎教養テストを行っている。その結果から学生のどの分野の能力が高く、また低いかなどをチェックし、そのうえで経年変化や学科別などで分析を行っている。その結果をクラスアワーなどで活用し、学力の向上をめざす取り組みを組織的にしている。

教員1名に対し、学生10名程度のチューター制度は、学生一人ひとりの学習課題や分析的確に行う環境として恵まれており、日常的に学生の指導を実施している。また、成績評価と同時に学習成果の到達度についても数値化しているので、特に観点別の評価が60%に満たなかった学生は、個別に面談を行っている。

一斉学習や一方向的教授などの授業形態から、小集団学習や討論、質問事項を続けたり、カンファレンスなど多様な授業形態へと、学生が主体的に学びを展開するアクティブラーニングを展開するように工夫している。この工夫により、学びを学生個人のものとして閉じられることのないよう、小集団の中で確かめたり再構成したりして、進度の早い学生はより学びを深化・統合できる機会を多く設け、進度の遅い学生には勉強方法の改善を図る工夫をしている。

平成22年度からユーラジウム校（フランス）から留学生を受け入れている。異国の学びのスタイルや文化の実際を肌で感じることは、広い意味で学習成果の意味を学生一人ひとりが問い直す機会となっている。また、平成23年度は短期ではあるが、本学がユーラジウム校に学生を派遣することとなり、こうして往還的關係の醸成によりさらに学習成果の獲得を図っていくつもりである。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

年度初めに前期だけでなく、後期の履修登録もおこなっている。これは年間を見通

して履修計画が立てられる利点もあるが、学習の動機付けおよび興味・関心の持続性においては課題となる。今後は、学習成果の獲得の視点に立ち、履修登録の方法や期間などについてさらに改善していく必要があると考えている。

学習成果についての説明はあらゆる機会を通して行っているが、シラバス上では記載されていない。今後は、常に学生が学習成果を意識できる一助として、手軽に閲覧・確認できるシラバスへの記載を検討していく。

学力調査を基にした指導は、各クラスやチューターに任される部分が多く、継続的・計画的な補充授業の実施には至っていない。今後は、卒業時の学力調査実施なども視野に入れ、計画的な取り組みを行う必要があると考えている。

学習成果を数値化し、それを学生への適切な学習指導に活かしていくことをめざしているが、数値化が難しい芸術系統の科目については方法や手順がまだ未成熟である。これはがあるからである。学習成果の結果を、学生指導に反映させるための構造化と機能化について今後考えていきたい。

優秀な学生のみならず、すべての学生において満足できる授業へと改善するために、今以上の工夫が求められる。具体的には、学生の授業評価の積極的活用や、教員が授業を参観し合う機会の増加、FDによる具体的な授業改善の視点の描き出しなどが考えられる。学習の習熟度と併せた指導について模索中である。

留学生の学びのスタイルの発見やキャンパスライフでの交流は、当該学科や一部の学生に限定されない取組、学習成果等を見直し新たな価値観を主体的に学生が再構築できる環境整備を推進し、留学制度の在り方等も含めて今後検討していく必要がある。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

学生の気質は年々変化し、生活環境も人間関係も様々な状況にあり、学生が抱える不安や不安定さへの対応は一括りではできない状況にある。そういう状況のなかで学生たちが学習に専念できるように大学生活全般における様々な不安を取り除く必要がある。

そのためにきめ細かなチューターによるサポートなど厚生補導等学生指導の大切さを感じている。

本学には「学生支援委員会」が組織され、各学科から委員の教員と学生支援課が学生の厚生補導を中心に問題点や課題を討議し、各学科にその内容をフィードバックしながら全学での対応を実施している。

同時に学生の組織として「学友会」を組織し、「学生支援委員会」の指導のもとでクラブ活動、大学祭、新入生歓迎会等に主体的に取り組んでいる。これも厚生補導の重要な活動だと本学では位置づけている。

また、学生にとって先輩、友人や教職員と語らい憩える場所も必要だとの考え方から、構内には学生食堂（カフェテリア）、売店、サロン、ギャラリーみずき、和室等、また建物外には前庭（みずきの郷）の緑化や中庭にベンチを配したりキャンパスアメニティも整備している。

自宅通学が困難な学生に対しては、本学近隣に原則として本学学生だけを対象としたアパートを120室ほど準備して通学上の便宜を図っている。このアパートは、管理人相互により「大垣女子短期大学下宿管理者協議会」を組織し、本学の教育活動を理解した管理人が常駐する学生の生活の場となっている。管理人と本学学生支援課の連携が密に取れる体制になっている。

本学の最寄りの駅はJR東海道本線大垣駅であり、本学までは約3kmと通学には至便な位置にある。大垣市を拠点とする名阪近鉄バスの路線が設置され、本学正門前まで1時間に1本の割合でバスが運行され、JR大垣駅と12分で結んでいる。朝夕の登下校時にはこの路線に直行のスクールバスが運行されている等、学生の便宜を図っている。路線バスもスクールバスも学生は無料で乗車できる。また、自転車、自動車を利用して通学する学生には駐輪場（本学所有地内）、駐車場（民間）を準備している。これは登録制を採り、駐車場は有料（年額24,000円）となっている。どちらもスペースは十分に確保されており、学生の便宜をはかっている。

学生への経済的援助の面では、「日本学生支援機構」をはじめとする外部の奨学金制度、本学等が独自に支援する奨学金制度を設けている。本学等の奨学金制度としては、「大垣女子短期大学奨学金（学力・人物ともに優秀者）（経済的修学困難者）（在学生、卒業生の子女・姉妹）（社会人入学者）（科目等履修生入学特例適用者）」、「子育て支援事業記念特別奨学金（平成25年度までの時限措置）」、「みずき会奨学金（保護者組織）」、「大垣女子短期大学同窓会奨学金」がある。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制に関しては、入学時に行われる健康診断の結果を本人に通知し、健康管理を指導している。「保健室」「学生相談室」では、専門の保健師（常勤）とカウンセラー（常勤と非常勤）を配置している。また、学生相談の体制については、保健室の保健師、「学生支援委員会」が中心

となり、チューターをはじめ全教員が取り組んでいる。

学生生活に関しては、「教育環境調査」「学生生活アンケート調査」「学生満足度調査」等をアンケートにより実施し、学生の意見や要望の聴取に努めている。

留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制については、本学ではここ2年間フランスからの学生をデザイン美術科マンガコースに受け入れているが、日本語教育については来日前に基本的な意思の疎通が図られる程度の能力を身につけるように先方に要請し、来日後は大垣市国際交流協会が開催する日本語講座を毎週2時間程度受講させている。滞在は後期の6ヶ月間であるが、授業を聴く能力は今のところ支障はない。学生生活や滞在中の日常の生活は、担当教員、学生支援課、学生支援委員会、学友会が相談にのり、順調にきている。

社会人学生の学習を支援する体制については、人数も少なく、他の学生と同じ環境のなかで学んでいる。一般に社会人を経験した学生は、学習意欲も日常の生活も学生の模範となる学生が多く、逆に他の学生の方が学ぶことが多い現状である。

障がい者受け入れのための施設は十分とは言えない。現在エレベーターを設置する建物は10棟中2棟あり、来春竣工予定の新学科棟にはエレベーターを設置することになっている。身障者用トイレとスロープはほぼ全館に設置を終えているが、今後建物を改修する折にはエレベーターの設置を考えていくこととしている。

長期履修学生を受け入れる体制については、学則に定め「長期履修学生規程」により整備し受け入れる体制は整えている。しかし今までに実績はない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対する評価は、教養科目のなかに社会人基礎という分野を設け「社会活動演習」という科目を開設している。在学期間を通じて1単位をその活動内容、状況に応じて評価し単位認定している。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

学生の厚生補導に関する業務は多岐にわたり、時代とともにその内容は様変わりしている。本学においても学生が大学生活を有意義に過ごし、将来の進路選択に向けて充実した教育活動が推進できるように日々改善に取り組んでいる。

特にこの基準に関する課題としては、「学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制」と「障がい者受け入れのための施設整備」が主体となっている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制については、教職員全員が何らかの不安を抱える学生の把握と、相談を受ける者への対応のさらなる充実を考えている。現在、こうした状況を受けて平成25年度稼働をめざして新しい教務・学生システムの導入を考えている。これにより、学生のあらゆる情報を共有できるポータルフォリオが構築され、少しでも課題の解消につながると考えている。

障がい者受け入れのための施設整備については、エレベーターの設置、バリアフリーや身障者用トイレの設置等が考えられる。まず、エレベーターの設置は従来の建物に設置することが難しいので、新しい建物への設置を考えていくことにしており、平成24年度末竣工予定の新学科棟には設置することが決まっている。障がい者学生を受け入れた場合には、受け入れ学科にもよるが、演習や実習科目については学生等の協

力を得ることとして、講義科目についてはエレベーターが設置された建物での授業を考えていくこととしている。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

学生の就職支援のために「学生支援委員会」を組織し、学生支援課と連携しながら進めている。学生個々には、チューターが面談により進路の希望を把握しながら、教育懇談会において保護者と確認を取りあっている。学科の特性を生かした専門職への就職希望者が多く、チューターが中心となり就職の支援にあたっている。

学生が就職活動をより良く進められるよう、学生支援課内に「学生支援コーナー」を設置し、就職、進学等の進路相談にいつでも応じられるように門戸を開いている。ここには求人票を配し、学生が自由に情報を入手することができるようにしてある。また、学生支援課職員といつでも相談ができるようにカウンターを設けている。

また、同じフロアに「キャリアサポートセンター」を設置し、週3日はキャリアサポーター2名が勤務し、学生の各種相談に応じている。

就職のための資格取得については、学科の特性を生かしたものに取り組んでいる。幼児教育科では卒業時に「保育士資格」「幼稚園教諭二種免許状」「音楽療法士2種」が、歯科衛生科では「歯科衛生士国家試験受験資格」が取得できる。デザイン美術科では「CGクリエイター検定」「Webデザイン検定」、音楽総合科では「音楽療法士2種」「音楽検定」、4学科にわたり取得に取り組んでいる資格は「訪問介護員2級」「ピアヘルパー」などがある。また、就職試験対策講座として卒業年次直前の3月に講座を開講している。

この他に、「キャリアセミナー」を1年次後期に15コマ開講し、1単位を認定している。同時に各学科においても、これとは別に学科の特性に合わせて「キャリアガイダンス」を実施している。

また、学科ごとに卒業時の就職状況を把握・検討して、その結果を学生の就職支援に活用している。同時に学生支援委員会、学生支援課においてもその状況を把握・検討し、各学科における就職支援活動の内容や方法を改善している。

進学に対する支援については、「学生支援コーナー」に進学に関する資料を設置し、学生が自由に閲覧できるように配慮している。同時に学生支援課職員が情報を管理し、学生の進学相談にのっている。また、全教職員もチューターを中心として進学希望の学生に対応している。

留学については希望する学生はここ 5 年間においては少ない。希望する学生に対しての支援は学生支援課の職員があたるとともに、平成 24 年度に設置した「国際交流センター」の職員も相談にのることとしている。一昨年度より本学で始まったフランスの学校からの留学生の受け入れやその他海外の学校との交流が一層促進されると考えている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

現在、4 学科では事情が異なるが、一部の学科では若者の就職に対する意識の希薄さが助長されているように思える。また経済不況により雇用情勢が厳しいといった状況もあって、特に親と同居し自分の都合にあわせて働きたいときにアルバイトをするといった風潮があり、社会と積極的に関わりながら社会の構成員として自己や日本の将来を考えることが、若者になくなってきているように感じる。文部科学省や経済産業省が「働く力」や「就業力」の育成を重要課題として取り組んでいる状況にあるのも時代を反映しているものである。

本学では「幼児教育科」と「歯科衛生科」の学生については、入学時から将来の職業観が明確であり、ここ数年専門職として保育職や歯科衛生士としてほぼ 100%の就職率を達成している一方、芸術系統における「音楽総合科」や「デザイン美術科」においては、より一層進路指導をきめ細かく進めていきたい。「音楽総合科」においては、音楽講師はもちろん、音楽療法士として各種施設への就職や一般企業への就職をめざして就職活動に取り組んでいるが、「デザイン美術科」における就職率は全国の美術系短期大学と比べても低い数字ではないが、コミュニケーションをとることが苦手な学生も見受けられる。学生の満足度を高めるためにも今後の学生支援と就職指導を学生支援委員会、各チューター、学生支援課職員やキャリアサポーターが一体となって関わっていききたい。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

全学及び各科ごとの入学者受け入れの方針は、入試要項の 1 ページに記載し、受験生に明確に示している。また、相談会やオープンキャンパスでの各学科の説明においても、受け入れの方針や入学後の具体的な取り組みを説明し、理解を図っている。

受験生の問い合わせに対する対応は、主に、学生募集担当である教務・広報課職員が、入試要項・大学案内などの資料をもとに行っているが、問い合わせの内容によっては、

他の事務職員や教員が行い、全職員が対応できる体制となっている。

入試事務は、願書受付、入試判定資料作成、入試結果通知など、教務・広報課が行い、試験前日の準備、当日の受験生誘導、片付けなどは、事務職員全員で行っている。受験者確定後は、全職員に配布する「入学試験実施体制」を作成し、当日のスケジュールや役割をそれぞれが確認し、特に事務職員は、当日の運営が円滑に進むように、事前打ち合わせも行っている。

入試方法は、一般入試の他に、指定校推薦入試、専門学科・総合学科推薦入試、公募推薦入試、自己推薦入試、特別選抜入試（社会人・海外帰国子女・外国人）があり、選抜は、それぞれの方法により行っている。入試区分、選抜方法等は、毎年度、各学科で見直し、入学試験管理委員会で検討し、入試要項の作成となる。なお、選抜にあたっては、入学試験の手順、心得、評価基準等が記載された「入学試験監督要領」を作成し、公正かつ正確に行われるよう、該当する教職員に配布、内容確認を行っている。入試結果は、各学科の判定結果を入学試験管理委員会に諮った後、入試判定資料を作成、判定資料にもとづき、教授会において合否判定となる。

入学手続き者には、入学後の学習につながる「入学前課題」として全学科共通の課題と各学科の専門性を高めるための課題を準備し、デザイン美術科は、卒業制作展への、音楽総合科は、卒業演奏会やウインドアンサンブル定期演奏会への案内も併せて行っている。また、幼児教育科では課題の他に入学前面談を行い、平成 23 年度には、在学生との交流会やピアノのミニレッスンを行った。

入学後は、学科教員と事務局の担当部署とが、学科ガイダンス、履修ガイダンス、学生生活ガイダンス、図書館ガイダンス、クラスアワーの時間を設け、学習面や生活面のオリエンテーションを行っている。また、新入生歓迎会、クラブ紹介等を行う F S C の日を 1 日設け、上級生との学年交流、学科間交流を行っている。

（b）自己点検・評価を基にした課題

入学前課題は、4 学科全て入学後の授業と関連付けた内容で提供しているが、学生生活については、幼児教育科が、平成 23 年度に行った在学生との交流以外では、特に情報提供を行っていないため、今後各学科において検討をすすめたい。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

特記事項なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

(a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約

大垣女子短期大学の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。教員の年齢構成は、非常勤教員を含め若手・中堅・ベテランとバランスよく構成されている。人事に関する取扱いも、各種規程に基づき適切に運営されている。

専任教員の研究活動は、ホームページで広く公表している。

科学研究費は、平成 23 年度においては 4 名応募のうち 3 名の教員（1 名は共同研究者）が採択された。

教員の研究活動に関する規程は、大垣女子短期大学研究倫理規程で定め、学術研究が適切な方法で進められ、その信頼性と公平性を確保することを目的として、研究者が研究遂行の上で遵守すべき行動や態度の倫理的基準を定めている。

本学では、「紀要」を発行しており、この他の媒体も含めて研究成果発表の場は多い。

専任教員は全て、研究を行う十分な個人研究室を確保している。また、専任教員は本学での勤務時間以外に、研究や研修等を行う時間が確保されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、「研究費取扱規程」、「海外旅費規程」が整備され、この規定により運用されている。

専任教員の F D 活動は、毎年夏、全教員参加の研修会を実施し、外部の研修会にも参加している。

事務組織の責任体制は、学校法人大垣女子短期大学組織・職務権限規程において、明確にされており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

近い将来発生が予測される大規模地震に備え、全館耐震補強事業の中期計画に基づき、平成 16 年度中に教室棟全館および体育館の耐震補強工事を完了させ、学生が安心して授業を受けられる体制をいち早く整えた。

情報セキュリティー対策は、個人情報書類・パソコン等については、サーバー機を含め施錠できる場所で管理し、夜間は外部に警備を依頼している。また随時、情報セキュリティーに関する研修会を行い、教職員の意識向上を図っている。

事務局の S D 活動は、毎年夏、教員の F D 研修会と同日に、全職員参加の研修会を実施するとともに、外部の研修会にも積極的に参加するなど事務職員としての多方面にわたる研修を行っている。

学習成果を向上させるため、事務局では課長会議を月 1 回開き、その内容を各課員へ伝えることで積極的に情報交換を図り、教員に対しても同様に連携を密にしている。

教職員の就業に関する規程も定められており監督官庁との連絡も怠っていない。

教員の就業については、勤務表（前・後期別）に基づき、自らの責任の下で就業している。職員は出退勤時刻を自らの責任の下で管理し、超過勤務をする場合は予め各課長の決裁を得た上で実施している。

なお教員・職員とも、出勤簿の押印によって日々の出勤管理がされている。

大垣女子短期大学は、校地、校舎面積とも短期大学設置基準を十分満たし、充実している。各校舎間はすべてバリアフリー通路でつながり、障がい者対応のキャンパスとなっている。エレベーターは、B 号館（4 階建）と C 号館（3 階建）に設置されてい

る。

体育館、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習室等の授業を行うための施設も十分に整備されている。

機器・備品は、教員及び学生からの要望に基づき整備され、点検も実施している。コンピュータ教室等の情報機器は、放課後や授業がない時間帯も課題制作に取り組む学生が多く、日常的なメンテナンスは教職員が行っている。

図書館は十分な広さと蔵書を誇り、教育研究活動にふさわしい環境を整えている。

火災・地震対策に関しては、「防火防災管理規程」を整備している。また、地震への備えと防犯対策に関しては、学生が注意すべき事項を学生要覧に掲載し注意を喚起している。年に一度は警察署による「防犯講座」を開催し、学生の防犯に役立てている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、外部有識者からコンピュータシステムの運用に関する助言を定期的に受けており、不正アクセス・コンピュータウイルス等について最善の対策が取れるよう配慮している。

省エネルギー対策は、電力使用量の削減を図ると同時に電気料金も削減する一方、学内の全構成員による省エネルギー対策に取り組んでいる。これは従来本学が長くISOを取得し、その経験が生かされているものと考えている。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援及び情報処理能力の向上のために、必要な学内LAN設備・コンピュータ設備を整備し、提供している。また、授業時間外にも活用できるようにコンピュータ教室の使用状況についてカリキュラム上の配慮をしており、コンピュータ教室以外にもコンピュータをできるだけ整備し、充実を図っている。

(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画

専任教員の募集は、基本的には独立行政法人科学技術振興機構が運営するJREC=IN（研究者人材データベース）に登録して公募をしている。しかし候補者を選任することが難しい一面もあり、地域の各種研究機関との連携を進め、必要とする人材の確保をめざしていきたい。

研究活動においては、科学研究費補助金などの外部資金の獲得実績はあるが、その他の補助金確保のため、教員の意識改革を促していきたい。

事務職員の数は、他の短大平均値と比較すると少なめであるが、現状の経営状況からすると安易な増員はできない。事務職員の数と学生サービスの質は、一概に比例するものではないが、今後も本務職員の数を増やすことなく、アルバイト等の非正規職員による対応により、いかに学生サービスの質保証ができるかが課題であり、研修を含め能力開発を推進したい。

教職員の人事管理は、諸規程も整備され、適正に行われている。

本学は開学して43年となり、学内各所で老朽化した箇所が多くなってきているが、ここ数年間の経営状況は厳しく、改修や修繕等が遅れる傾向にある。しかし、教育研究環境の維持向上を図るため、今後は限られた予算のなかで優先順位を付け、物的資源の整備を進めていく予定である。

各種設備に関するメンテナンスにおいては、業者へ委託する定期点検等も含め、適

切に維持管理ができていないが、学内各所で老朽化した施設設備が多くなっているため、維持管理は重要課題となっている。これについても今後は限られた予算のなかで優先順位を付け、物的資源の整備を進めていく予定である。

こうした現状と将来計画を見定め、年次計画により準備を継続的に進めなければならないと考えている。

[テーマ]

基準Ⅲ-A 人的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

大垣女子短期大学の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数（32名）を充足している。教員の年齢構成は「専任教員等の年齢構成表」のとおりで、非常勤教員を含め若手・中堅・ベテランとバランスよく構成されている。人事に関する取扱いも、各種規程に基づき適切に運営されている。

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教育活動に支障が出ない範囲で教員個人が取り組み、その研究活動状況の公開は、ホームページにより広く公表している。

科学研究費は、別添「科学研究費補助金等、外部資金の獲得状況一覧表」のとおり、平成23年度は4名応募のうち3名の教員（1名は共同研究者）が採択され、平成24年度は2名が応募したが残念ながら採択されなかった。

教員の研究活動に関する規程は、大垣女子短期大学研究倫理規程で定め、学術研究が適切な方法で進められ、その信頼性と公平性を確保することを目的として、研究者が研究遂行の上で遵守すべき行動や態度の倫理的基準を定めている。

本学には、毎年発行し既に53号を重ねた「紀要」があり、この他の媒体も含めて研究成果発表の場は多い。

専任教員は全て、研究を行う十分な個人研究室を確保している。また、専任教員は本学で勤務時間以外に、研究や研修等を行う時間が確保されている。授業がある期間は担当授業時間以外に研究に充てることができる。夏期・春期等の長期休暇期間は、基本的に全て研究等に充てるのが可能（勤務免除）となるよう配慮している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、「研究費取扱規程」、「海外旅費規程」が整備され、この規定により運用されている。

専任教員のFD活動は、毎年夏、全教員参加の研修会を実施し、外部の研修会にも参加している。学習成果を向上させるため、専任教員は毎週学科ごとで開く学科会議に出席し、各学科長は毎月の学科長会議に出席し、学科同志・教員同志において積極的に情報交換を図っている。また事務局に対しても、学科長会議・教職員懇談会等において連携を密にしている。

事務組織の責任体制は、学校法人大垣女子短期大学組織・職務権限規程において、明確化されており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

近い将来発生が予測される大規模地震に備え、全館耐震補強事業の中期計画に基づき、平成16年度中に教室棟全館および体育館の耐震補強工事を完了させ、学生が安心して授業が受けられる体制をいち早く整えた。

情報セキュリティー対策は、個人情報書類・パソコン等については、サーバー機を含め施錠できる場所で管理し、夜間は外部に警備を依頼している。また随時、情報セキュリティーに関する研修会を行い、教職員の意識向上を図っている。

事務局のSD活動は、毎年夏、教員のFD研修会と同日に、全職員参加の研修会を実施するとともに、外部の研修会にも積極的に参加するなど事務職員としての多方面にわたる研修を行っている。

更に事務局では、毎日の朝礼で建学の精神を唱和の後、業務報告・連絡によって連携を密にするとともに、週に一度事務職員が交代で5分間程度のスピーチを行い、自己研鑽に努めている。

学習成果を向上させるため、事務局の課長会議を月1回開き、その内容を各課員へ伝えることで積極的に情報交換を図り、教員に対しても同様に連携を密にしている。

教職員の就業に関する規程も定められており、監督官庁との連絡も怠っていない。規程は全教職員へ「学校法人大垣女子短期大学規程集」として配布・周知され、変更時には、「理事会広報」として全教職員へ周知徹底されるようにしている。

教員の就業については、勤務表（前・後期別）に基づき自らの責任の下で就業している。職員は、出退勤時刻を自らの責任の下で管理し、超過勤務をする場合は予め各課長の決裁を得た上で実施している。

なお教員・職員とも、出勤簿の押印によって日々の出勤管理がされている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

教員の募集は、基本的には独立行政法人科学技術振興機構が運営するJREC=IN（研究者人材データベース）に登録して公募をしている。しかし候補者を選任することが難しい一面もあり、地域の各種研究機関との連携を進め、必要とする人材の確保をめざしていきたい。

研究活動においては、科学研究費補助金などの外部資金の獲得実績は低く、教員の意識改革を促していきたい。

事務職員の数は、他の短大平均値と比較すると少なめであるが、現状の経営状況からすると安易な増員はできない。そういうなかでいかに学生サービスの質保証ができるかが課題であり研修を含め能力開発を推進したい。

教職員の人事管理は、諸規程も整備され、適正に行われている。

学内コンピュータ設備については、できるだけ整備し充実を図っているところではあるが、未だに充分とは言い切れず、機器の性能の改善及びこれに携わる高度な知識を持った人材の育成、あるいは最新機種への取替更新などが必要である。

また、より自由度の高いネットワーク環境提供のため無線LAN環境の整備が課題であり、平成24年度には一部の教室等で試験的に無線LAN環境を構築し運用を開始しており、今後要望をふまえ順次増設していく予定である。また、セキュリティリスクも増大する可能性が高まるため、これに対応できる人材の育成が必要である。

資金収支差額のマイナスが数年間も続いており、財政状態の改善が大きな課題である。各学科が入学定員50名を確実に達成することで、収容定員500名の小規模短大としての経営がはじめて成り立つが、財政基盤を安定させるには学生数の確保の他にない。

平成 25 年度に開設を目指す看護学科計画の他に、既存 4 学科をどのように運営していくかの方向性を理事会が示し、それを全教職員が理解し、経営の安定化に向かって構成員が一丸となれるかという計画を、現在策定中である。

[区分]

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

大垣女子短期大学の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数(32名)を充足している。教員の年齢構成は「専任教員等の年齢構成表」のとおりで、若手・中堅・ベテランとバランスよく構成されている。非常勤教員は各学科とも、科目の重要性等を鑑みながら委嘱しているが、補助教員は配置していない。教員の採用・昇任については、「教育職員の採用に関する規程」および「教育職員資格基準に関する規程」に基づき適切に行われている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

教員の欠員が生じた場合、基本的には独立行政法人科学技術振興機構が運営する J R E C = I N (研究者人材データベース) に登録して公募をしている。しかし過去の事例において、応募者数は多くあっても業績や年齢等の条件が合わず、候補者を選任できないことがあった。

本学専任教員の公募条件に妥協をせず優秀な人材を確保し、設置基準数をクリアできる採用が安定的にできていくのが今後の課題である。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。

- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教育活動に支障が出ない範囲で教員個人の意志に任せている。各教員の研究活動状況の公開は、ホームページのトップページにある教育情報公開にて、主な教育研究業績・所属学会・社会的活動業績として広く公表している。

科学研究費は、「科学研究費補助金等、外部資金の獲得状況一覧表」のとおり、平成23年度は4名応募のうち3名の教員（1名は共同研究者）が採択されているが、平成24年度は2名応募で採択されなかった。科研費への応募件数は、以前は低かったものの近年は徐々に増加傾向にあり、教員の意欲は向上している。

教員の研究活動に関する規程は、大垣女子短期大学研究倫理規程で定め、学術研究が適切な方法で進められ、その信頼性と公平性を確保することを目的として、研究者が研究遂行の上で遵守すべき行動や態度の倫理的基準を定めている。

本学には、毎年発行し既に53号を重ねた「紀要」があり、これらの研究はそれぞれの学会に寄与し、学生教育に資す所も多大なものがある。紀要の投稿については、大垣女子短期大学紀要投稿に関する内規として定め、運用している。

専任教員は全て、研究を行う個人研究室を確保している。研究室の面積は平均24㎡程度の広さがあり、オフィスアワー等を行う際でも十分に足りる広さを確保している。

専任教員は、本学での教育に費やす時間以外に、研究や研修等を行う時間が確保されている。授業がある期間については週32時間の学内勤務となっており、担当授業時間以外は研究に充てることになる。また授業のない夏期・春期等の長期休暇期間は、基本的に全て研究等に充てることが可能（勤務免除）となるよう配慮している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、「研究費取扱規程」、「海外旅費規程」が整備され、この規定により運用されている。

専任教員のFD活動は、毎年夏、全教員参加の研修会を実施し、外部の研修会にも参加している。この研修会の中身は、毎年、総合教育センターにて企画・運営されている。なおFD活動に関する規程は整備されていない。

学習成果を向上させるため、専任教員は毎週学科ごとで開く学科会議に出席し、各学科長は毎月の学科長会議に出席し、学科同志・教員同志において積極的に情報交換を図っている。また事務局に対しても、学科長会議・教職員懇談会等において学科の連携を密にしている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

本学は地方の小規模短大である利点を生かし、学生と教員の距離がたいへん近く、一人ひとりを大切にしている教育が実践されている。これは全教員の教育活動に対する意識の高さと、努力の成果であると評価している。

一方で研究活動においては、科学研究費補助金などの外部資金の実績はあるが、教員の意識改革をさらに促していく必要がある。

一般に教育は、理論と技術、それに教育に携わるというところ（教育の発展途上にある生徒・学生に対する愛情）の3本柱によって構成されていると考える。

現在、教育現場でFDが重視されているが、教育を実践する際の3本柱の一つであるどのように教育をするのが良いのかという教育現場でのテクニックを論ずる場になっている可能性がある。少なくとも教育の原理に基づいて教員は崇高な教育を担当しているという意識を持ち、教育者としての使命を十分に理解する必要がある。

グレッグ・アンダーソンによれば、「理想」＋「奉仕」×「情熱」＝「使命」としているが、この論を引用すれば、少なくとも教員は良い教育とは何かの理想を掲げ、学生の教育に対する情熱を傾けることによって教員の使命が全うできると思われる。この中でとくに「奉仕」という概念はややもすると薄れてきている現在においては貴重である。学業が振るわない生徒・学生に対して熱血教師は時間を度外視して分かるまで教えるという姿勢は教員を聖職とみなしていた時代には良くみられていたように思う。こういう混迷の続く社会である現代において、心身の悩み、家庭環境に悩む生徒・学生が増えてきている。学業以外に多くの問題を抱えている。

今こそ、教員は自分の教育という人を作る崇高な仕事についているという自覚し、その使命を全うする努力、姿勢を構築していくことが課題である。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

事務組織の責任体制は、学校法人大垣女子短期大学組織・職務権限規程において、明確化されており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

近い将来発生が予測される大規模地震に備え、全館耐震補強事業の中期計画に基づき、平成16年度中に教室棟全館および体育館の耐震補強工事を完了させ、学生が安心

して授業が受けられる体制をいち早く整えた。

毎年度全学生に配布する「学生要覧」に、地震防災のしおり（地震に対する学生の心得）のページを載せ、「東海地震判定会が招集された場合」、「注意警報が発令された場合」、「突発的に地震が発生した場合」、「学外にいる場合」の4パターンで学生が取るべき行動を分かりやすく指示している。

情報セキュリティ対策は、個人情報書類・パソコン等については、終業時には必ず施錠して保管し、成績等の重要なデータについては、個々のパソコンにデータを保存せずサーバー機に一元管理しており、このサーバー機についても施錠できる場所に設置し、夜間は外部に警備を依頼している。また随時、情報セキュリティに関する研修会を行い、教職員の意識向上を図っている。平成23年度には、従来のコンピュータネットワーク上のセグメント構成を見直し、より機密性の高い構成に再構築した。

事務局のSD活動は、毎年夏、教員のFD研修会と同日に、全職員参加の研修会を実施し、事務職員としての多方面の研修を行っている。また外部への研修として、日本私立短期大学協会をはじめ各種団体等が行う研修会へ積極的に派遣し、事務職員としての能力開発を行っている。

更に事務局では、毎日の朝礼で建学の精神を唱和の後、業務報告・連絡によって連携を密にするとともに、週に一度、事務職員が交代で5分間程度のスピーチを行い、自己研鑽に努めている。

学習成果を向上させるため、事務局の課長会議を月1回開き、その内容を各課員へ伝えることで積極的に情報交換を図り、教員に対しても同様に連携を密にしている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

事務職員の数は、他の短大平均値と比較すると少なめであるが、現状の経営状況からすると安易な増員はできない。事務職員の数と学生サービスの質は、一概に比例するものではないが、今後も本務職員の数を増やすことなく、アルバイト等の非正規職員による対応により、いかに学生サービスの質保証ができるかが課題である。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

教職員の就業に関する規程は、「就業規則」として制定し、変更時にはその都度、大垣労働基準監督署へ届出をしている。この規程は全教職員へ「学校法人大垣女子短期大学規程集」として配布・周知され、何時も教職員自らが確認することができる。規程の変更時には、理事会決定後すぐに「理事会広報」として学内用ネット掲示板(Group Session)にて、全教職員へ周知徹底されるようになっている。

教員の就業については、勤務表（前・後期別）にて教員自らが申告し、学科長を経

て学長が決裁した後、自らの責任の下で就業している。職員は、出退勤時刻を自らの責任の下で管理し、超過勤務をする場合は予め所属長の決裁を得た上で実施している。なお教員・職員とも、出勤簿の押印によって日々の出勤管理がされている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題
特記事項なし。

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

大垣女子短期大学は、校地に関しては短期大学設置基準上十分な面積を有している。校舎に関しても同様であり、各校舎間はすべてバリアフリー通路でつながり、障がい者対応のキャンパスとなっている。エレベーターは、B号館（4階建）とC号館（3階建）に設置されている。

体育館、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習室等の授業を行うための施設も十分に整備されている。

機器・備品は、学生及び職員からの要望に基づき整備され、点検も実施している。コンピュータ教室等の情報機器は、放課後や授業がない時間帯も課題制作に取り組む学生が多く、日常的なメンテナンスは教職員が行っている。

図書館は十分な広さと蔵書を誇り、教育研究活動にふさわしい環境を整えている。

固定資産の管理に関しても規程の整備を進め、管理や調達についても問題なく進められている。

火災・地震対策に関しては、「防火防災管理規程」を整備している。また、地震への備えと防犯対策に関しては、学生が注意すべき事項を学生要覧に掲載し注意を喚起している。年に一度は警察署による「防犯講座」を開催し、学生の防犯に役立てている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、外部有識者からコンピュータシステムの運用に関する助言を定期的に受けており、不正アクセス・コンピュータウィルス等について最善の対策が取れるよう配慮している。

省エネルギー対策は、平成23年4月より、電力購入先を中部電力から特定規模電気事業者＝PPS（エネット）へ変更し、年間電気料金100万円ほどの削減（対前年度比）を達成している。同年12月からは、A号館1階（事務局）の照明を全てLEDに取り替え、電力使用量の削減を図ると同時に電気料金も削減する一方、学内の全構成員による省エネルギー対策に取り組んでいる。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

本学は開学して43年となり、学内各所で老朽化した建物が多くなってきているが、ここ数年間の経営状況はたいへん厳しい数字が続いており、改修や修繕等を先送りしてきたことも事実である。

しかし、このまま放置し続けては教育研究環境の低下は避けられないため、今後は限られた予算内での優先順位をつけ、メリハリのある物的資源の整備を進めなければ

ならない。

業者へ委託する定期点検等も含め、適切に維持管理ができていますが、学内各所で老朽化した施設設備が多くなっているため、維持管理は重要課題となっている。その中でも一番大きな課題は、不具合個所の改修や修繕等に係る予算の捻出である。

こうした現状と将来計画を見定め、年次計画により準備を継続的に進めなければならないと考えている。

[区分]

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

大垣女子短期大学は、校地を 35,952 m²所有しており、短期大学設置基準の規定を充足している。そのうち運動場は 13,916 m²所有しており、適切な面積となっている。

校舎は、20,027 m²を所有しており、短期大学設置基準の規定を充足している。各校舎間はすべてバリアフリー通路でつながっており、障がい者対応のキャンパスとなっている。エレベーターは、B号館（4階建）とC号館（3階建）に設置されている。

体育館は2階建てで、1,928 m²の面積があり、教育課程上適切な広さとなっている。

講義室は全 12 室、演習室は全 37 室、実験実習室は全 9 室、情報処理学習室は全 2 室を用意し、授業を行うための十分な整備がされている。

授業を行うための機器・備品は、教員及び学生からの要望に基づき整備されている。講義室に設置している視聴覚機器などの点検は半期ごとに行っており、不良個所があれば修理をしている。楽器についても半期ごとに専門業者による調律を行っており、

修理が必要であればその都度業者に連絡をしている。吹奏楽楽器は、大編成ができる種類と数量の楽器を所有しており、特に打楽器については名品を揃えている。コンピュータ教室等の情報機器は、放課後や授業がない時間帯も課題制作に取り組む学生が多い。バージョンアップが必要になれば担当教員がデータのインストールを行っている。

歯科臨床実習用ユニットに関しては、教育の一環として教員の指導のもとに、1カ月に1回学生たちが簡単な点検及び業者による定期点検を行っている。

授業用機器・備品の設置状況を下表に示す。

| 設置場所 | 機器備品名称 | 台数 |
|---------------------------------------|--------------------|----|
| 講義室 | プロジェクター | 7 |
| | DVDビデオ一体型デッキ | 6 |
| | ビデオデッキ | 3 |
| | DVDデッキ | 2 |
| | 資料提示装置 | 8 |
| 演習室・視聴覚教室・多目的教室 | プロジェクター | 1 |
| | DVDビデオ一体型デッキ | 2 |
| 演習室・レッスン室・オルガン教室・電子オルガン教室・ウインドアンサンブル室 | グランドピアノ | 24 |
| | アップライトピアノ | 24 |
| | 電子ピアノ | 60 |
| | 電子オルガン | 33 |
| | 3連タイプオルガン | 15 |
| | 和太鼓 | 18 |
| | 津軽三味線 | 12 |
| | 二胡 | 15 |
| | 吹奏楽用楽器 | 一式 |
| | その他楽器 | 一式 |
| コンピュータ教室 | HP P C | 31 |
| | Fujitsu FMV P C | 31 |
| | HP Compaq P C | 10 |
| | YAMAHA S03 シンセサイザー | 10 |
| コンピュータ アート教室 | Apple iMac G5 | 31 |
| アニメ演習室 | HP Compaq P C | 5 |
| | Web カメラ | 5 |
| 歯科臨床実習室・歯科基礎実習室・模型実習室 | 歯科臨床実習用ユニット | 35 |
| | 資料提示装置 | 2 |
| | ビデオデッキ | 1 |

図書館は1,013 m²の面積を所有し、図書は102,587冊、CDやDVDなど視聴覚資料は1,515点を有し、閲覧室には96席を設けて学習、読書にふさわしい環境を整えている。また図書購入については、「学科推薦」、「学生希望」、「図書館推薦」として選定を進め、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」「図書管理に関する規程」により実施している。特に学生希望の図書についてはリクエストボックスを設けて早い対応にあたっている。また、廃棄システムについては、「経理規程」「固定資産及び物品管理規程」「図書管理に関する規程」により実施している。

平成23年度前期に行った図書館利用アンケートを見ると、利用している学生は71%と高い割合となっているが、利用回数でみると年に数回との回答が27%もいて、利用

促進対策の必要性を感じている。今後の課題は、増える図書の収納と急速に進む電子図書への対応、そして電子図書館の全体像を描き迅速に進めることと考えている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

本学は開学して 43 年となり、学内各所で老朽化した箇所が多くなってきているが、ここ数年間の経営状況は厳しく、改修や修繕等が遅れる傾向にある。しかし、教育研究環境の維持向上を図るため、今後は限られた予算のなかで優先順位を付け、物的資源の整備を進めていく予定である。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

固定資産の管理に関する規程は、経理規程第 32 条から 38 条にて整備している。併せて固定資産及び物品管理規程や、固定資産及び物品調達規程も整備している。

火災・地震対策に関しては、「防火防災管理規程」を整備している。また、地震への備えと防犯対策に関しては、学生が注意すべき事項を学生要覧に掲載し注意を喚起している。火災・地震対策の訓練として、毎年消防設備点検を委託する業者の支援の下、全教職員を対象とした避難バシゴ取扱訓練、消火器取扱訓練、AED 取扱訓練などを実施している。また、年に一度は警察署による「防犯講座」を開催し、学生の防犯に役立てている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、外部有識者からコンピュータシステムの運用に関する助言を定期的に受けており、不正アクセス・コンピュータウィルス等について最善の対策が取れるよう配慮している。また平成 23 年度においては、当該対策にかかるファイアウォール装置・サーバー機器を更新した。

省エネルギー対策は、平成 23 年 4 月より、電力購入先を中部電力から特定規模電気事業者＝PPS（エネット）へ変更し、年間電気料金 100 万円ほどの削減（対前年度比）を達成している。同年 12 月からは、A 号館 1 階（事務局）の照明を全て LED に取替え、電力使用量の削減を図ると同時に、電気料金も削減している。また平成 24 年 3 月には、A 号館（管理棟）玄関ホールの扉を二重化し、空調のロスを極力抑える工夫をしている。

日常的な省エネルギー対策として、平成 23 年 7 月より学内全てのエレベータ（2 基）と自動ドア（1 基）を停止し、必要時のみ稼働することにした。学内全ての空調機の

設定温度は、夏期 28℃、冬期 20℃に設定し、更に電力使用量の削減を図っている。また事務局内において、離席時や昼休みの休憩時等には不要な照明を小まめに消灯することを徹底している。

電気使用料金や電気使用量の実績は、毎月総務課において把握しており、安全衛生委員会の中で随時報告し、全教職員の省エネ意識の高揚を図っている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

業者へ委託する定期点検等も含め、適切に維持管理ができていますが、学内各所で老朽化した施設設備が多くなっているため、維持管理は重要課題となっている。今後、不具合個所の改修や修繕等に係る予算を計画的に配分していきたい。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援及び情報処理能力の向上のために、必要な学内LAN設備・コンピュータ設備を整備し提供している。また、授業時間外にも活用できるようにコンピュータ教室の使用状況についてカリキュラムを配慮しており、コンピュータ教室以外にもコンピュータをできるだけ整備し、充実を図っている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

学内コンピュータ設備についてはできるだけ整備し充実を図っているところではあるが未だに充分とは言い切れず、特にコンピュータ教室以外のコンピュータについては、今後利用率を高めるための環境整備をしていきたい。このため機器の性能の改善及びこれに携わる高度な知識を持った人材の育成、あるいは最新機種への取替更新などが必要である。

また、より自由度の高いネットワーク環境提供のため無線LAN環境の整備が課題であり、平成24年度には一部の教室等で試験的に無線LAN環境を構築し運用を開始しており、今後要望を踏まえ順次増設していく予定である。また、こうしたネットワーク環境の拡張に伴ってセキュリティリスクも増大する可能性が高まるため、ネットワーク管理・情報セキュリティについて、より高度な専門的知識を有した人材の育成が必要であると考えらる。

[区分]

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関する

トレーニングを学生及び教職員に提供している。

- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。
- (9) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援及び情報処理能力の向上のために、必要な学内 LAN 設備・コンピュータ設備を整備し提供している。また、授業時間外にも活用できるようにコンピュータ教室の使用状況についてカリキュラムを配慮しており、コンピュータ教室以外にもコンピュータをできるだけ整備し、充実を図っている。

学科ごとでは、デザイン美術科においてはコンピュータグラフィック、アニメーション制作等にかかるソフトウェアの充実とハードウェアの性能向上を図っており、平成 24 年度には一部のコンピュータ教室について、ソフトウェア及びハードウェアの最新機種を導入・整備する予定である。

音楽総合科においては、学生自ら作編集した楽譜、または録音から起こした楽譜を作成する、専用のコンピュータ教室を整備している。

歯科衛生科においては、近年多くの歯科医院等が、レントゲン写真撮影について従来のレントゲンフィルムを使用した撮影から、デジタル X 線装置での撮影に移行しているという現状を踏まえ、デジタル X 線装置を導入・整備し、専門的なコンピュータの利用技術の向上を図っている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

前述のとおり、学内コンピュータ設備についてはできるだけ整備し充実を図っているところではあるが、未だに充分とは言い切れず、特にコンピュータ教室以外のコンピュータについては、今後利用率を高めるための環境整備をしていきたい。このため機器の性能の改善及びこれに携わる高度な知識を持った人材の育成、あるいは最新機種への取替更新などが必要である。

また、より自由度の高いネットワーク環境提供のため、無線 LAN 環境の整備が課題であり、平成 24 年度には一部の教室等で試験的に無線 LAN 環境を構築し運用を開

始しており、今後要望があれば順次増設していく予定である。また、こうしたネットワーク環境の拡張に伴ってセキュリティリスクも増大する可能性が高まるため、ネットワーク管理・情報セキュリティについて、より高度な専門的知識を有した人材の育成が必要であると思われる。

特に歯科衛生科においてはデジタルX線装置を導入したが、より歯科医療の現場に近づけるためには、デジタルX線装置と歯科診療台との間で情報の連携をするシステムの導入などが課題である。

[テーマ]

基準Ⅲ-D 財的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

過去3年間の資金収支差額及び消費収支差額は、マイナスとなっている。支出超過の第一の理由は入学定員の未充足であるが、平成22年度より4学科の入学定員を全て50名に変更したことで、充足率の若干の改善は見られたが、依然として厳しい状況には変わらない。こうした中、幸い本法人は金融機関等からの借入金が全くない財政状態であり、定員確保ができれば短期大学として存続が可能であり、健全な財政状態の維持ができる。そのために全学を挙げて学生獲得に向けて全力を傾注している。

引当特定資産については、奨学金引当特定資産で2億円、減価償却引当特定資産で11.2億円が引き当てられている。退職金引当特定資産は、平成18年度に全教職員の退職金制度を廃止(清算)したので、該当はない。

資金運用は、学校法人大垣女子短期大学資金運用規程に基づき、適切に行われている。

帰属収入に対する教育研究経費の割合は、平成21年度が約35%、平成22年度が約32%、平成23年度が約34%であり、健全な値となっている。

定員充足率は、平成22年度に入学定員減を行ったことにより、その年の入学定員充足率は100%を確保できたが、以降は残念ながら入学定員、収容定員ともに確保できずに至っている。収容定員充足率100%が確保できてはじめて大学経営の安定化が確保できるものであり、未充足の現況下では、人件費や経費の予算圧縮方針は変えていない。

学校法人大垣女子短期大学は、平成24年度より、学校法人日本中央学園日本中央看護専門学校(3年課程)を傘下に入れ、大垣女子短期大学とともに看護専門学校の経営にも参画することとした。またその専門学校への経営参画を足がかりに、平成25年度に、大垣女子短期大学看護学科(3年課程・女子のみ)を設置すべく、文部科学省へ届け出を完了した。

本学では平成23年度より、全学的な学生募集プロジェクトとして、各学科長を中心とした組織を立ち上げた。従来からある事務局における募集・広報活動とは別に、各学科からの意見やアイデアをくみ上げ、行動に移し、積極的な募集展開を目指すものであり、プロジェクト用の別予算を計上している。

各学科における経費予算は、法人本部より各学科へ収容定員充足率を基に目標値を示し、学科はその範囲内で策定を行っている。

学内に対して経営情報を、毎年決算理事会（5月）後に「理事会広報」として、学内用ネット掲示板（Group Session）にて公開し、全教職員が危機意識の共有化を図れるようにしている。

（b）自己点検・評価に基づく改善計画

資金収支差額及び消費収支差額のマイナスが数年間も続いており、財政状態の改善が大きな課題である。各学科が入学定員50名を確実に達成することで、収容定員500名の小規模短大としての経営がはじめて成り立つので、財政基盤を安定させるには学生数の確保の他ない。

平成25年度に開設を目指す看護学科計画の他に、既存4学科をどのように運営していくかの方向性を理事会が示し、それを全教職員が理解し、経営の安定化に向かって構成員がさらに一丸となれるかという計画を現在策定中である。

〔区分〕

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

〔以下の観点に基づき現状と課題を記述〕

- (1) 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- (2) 消費収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は帰属収入の20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

（a）自己点検・評価を基にした現状

過去3年間の資金収支差額及び消費収支差額は、残念ながらマイナスとなっている。支出超過の第一の理由は入学定員の未充足であるが、平成22年度より4学科の入学定員を全て50名に変更したことで、充足率の若干の改善は見られたが、依然として厳しい状況には変わらない。こうした中、幸い本法人は金融機関等からの借入金全くない財政状態であり、定員確保ができれば短期大学として存続が可能であり、健全な財政状態の維持ができる。

引当特定資産については、奨学金引当特定資産で2億円、減価償却引当特定資産で11.2億円が引き当てられている。退職金引当特定資産は、平成18年度に全教職員の退職金制度を廃止（清算）したので、該当はない。

資金運用は、学校法人大垣女子短期大学資金運用規程に基づき、適切に行われている。

帰属収入に対する教育研究経費の割合は、平成 21 年度が約 35%、平成 22 年度が約 32%、平成 23 年度が約 34%であり、健全な値となっている。

定員充足率は、平成 22 年度に入学定員減を行ったことにより、その年の入学定員充足率は 100%を確保できたが、以降は残念ながら入学定員、収容定員ともに 100%は確保できずに至っている。収容定員充足率 100%が確保できてはじめて大学経営の安定化が確保できるものであり、その充足に向けて全教職員懸命に努力しているが、未充足の現況下では、人件費や経費の予算圧縮方針は変えていない。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

資金収支差額及び消費収支差額のマイナスが数年間も続いている財政状態が大きな課題である。各学科が入学定員 50 名を確実に達成することで、収容定員 500 名の小規模短大としての経営がはじめて成り立つので、財政基盤を安定させるには学生数の確保の他ない。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

学校法人大垣女子短期大学は、平成 24 年度より、学校法人日本中央学園日本中央看護専門学校（3 年課程）を傘下に入れ、大垣女子短期大学とともに看護専門学校の経営にも参画することとした。またその専門学校への経営参画を足がかりに、平成 25 年度に、大垣女子短期大学看護学科（3 年課程・女子のみ）を設置すべく、文部科学省へ手続き中である。

計画中の看護学科は、特色ある既存の 4 学科を本学の強みと捉え、さらに 5 つ目の学科となる看護学科を加えることで、5 学科が相乗効果で発展することを目指し、ひいては法人全体の経営安定化に寄与できるものと考えている。

今回の看護学科の設置計画は、本法人にとって積極的な経営判断であるとともに、失敗が許されない大きな舵切りでもある。今まで、既存 4 学科の将来性は 18 歳人口の減少で厳しいが、看護学科の構想は安定経営を目指す最後の切り札と言っても過言で

はない。現在の定員割れの最大の原因は、多くの短期大学幼児教育科が2年制であるのに、本学が3年制の教育課程を採用していることが挙げられる。今こそ幼児教育の3年制の魅力を最大限にアピールして定員確保のための努力を進めることである。

財政基盤が不十分な本法人は、今回の看護学科設置計画において、地元大垣市からの助成をはじめ、地元企業の寄附金が確約されている。

しかしながら看護学科が設置されることで、現在未解決となっている定員充足率や法人経営が一気に安定化するとは考えていない。各学科が自己責任の下で、確実に定員を確保することで、初めて法人全体の安定化が図られる。

本学では平成23年度より、全学的な学生募集プロジェクトとして、各学科長を中心とした組織を立ち上げた。従来からある事務局における募集・広報活動とは別に、各学科からの意見やアイデアを汲み上げ、行動に移し、積極的な募集展開を目指すものであり、プロジェクト用の別予算を計上している。

各学科における募集活動は、定員の充足をめざして法人本部より示される募集戦略に基づき、様々な施策を講じている。

学内に対して経営情報を、毎年決算理事会（5月）後に「理事会広報」として、学内用ネット掲示板（Group Session）にて公開し、全教職員が危機意識の共有化を図れるようにしている。

（b）自己点検・評価を基にした課題

平成25年度に開設を目指す看護学科設置計画の他に、既存4学科をどのように運営していくかの方向性を理事会が示し、それを全教職員が理解し、経営の安定化に向かって構成員がさらに一丸となれるかが課題である。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

特記事項なし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**(a) 基準Ⅳの自己点検・評価の要約**

学校法人大垣女子短期大学の理事会は、寄附行為のとおり構成されている。理事長は、平成 13 年度に理事就任以降 10 年余にわたり、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。

学長は、大垣女子短期大学学長選出・任命等規程に基づき選任され、強力なリーダーシップを発揮している。学長は、大学運営に関し全教職員から信頼され、建学の精神に基づき、学生への教育の質の保証に向けて、常に向上・充実の努力をしている。

教授会は、学則の下に設置され、教育活動について重要な事項を審議、議決している。教授会では、三つの方針「学位授与の方針」「教育課程・編成の方針」「入学者受け入れの方針」が明確に示され、その結果が「学習成果」に結び付き、最終的には「建学の精神の具現化」につながる認識を有している。

また、教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいてその内容について熟知するなど適切に運営している。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、監査を確実に実施している。

決算監査については、法人運営・教育活動・財務状況について事務局担当者より説明を受け、規程に基づき適正に実施されている。

評議員会は、寄附行為に基づき、構成されている。また評議員会は、定めのとおり、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞く体制の下、運営している。

学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を、前年 9 月末までに決定し、その後 11 月中旬を目途に予算編成を行っている。

日常的な出納業務は総務課経理担当者が行い、総務課長・事務局長を経て学長に報告されている。

計算書類・財産目録は、公認会計士の学校会計基準に則った指導の下、経営状況及び財産状態を適正に表示している。

資産及び資金の管理・運用は、規程に基づき、安全かつ適正に管理されている。

なお、寄付金の募集は現在、卒業生に対し、在学生への奨学金を目的として行っている。

月次試算表は経理担当者が毎月作成し、総務課長・事務局長を経て理事長に報告されている。

教育情報はホームページにて公表されているが、財務情報も学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

(b) 基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画

理事会は寄附行為に定められたとおり選任し、バランスよく構成され適切に運営がされている。今後は学科の増設とともに理事構成をさらに充実させ、一層活性化させていくことが検討課題である。

本学は小規模な短大であるため、教員は教学に関するいくつかの委員会の構成員になっており、負担の大きい教員もいる。この負担が、本来の教育研究活動に影響を及

ばさないような配慮と配置を考慮していきたい。

平成 23 年 9 月に行われた、文部科学省による学校法人運営調査委員による実地調査において、理事会・評議員会への監事出席率が低いとの指摘を受けた。以降、監事の重要性を改めて説明し改善してきたが、今後とも日程をうまく調整し出席率を上げることが課題である。

評議員会は寄附行為に定められたとおり選任し、バランスよく構成され適切に運営がされているが、今以上に活発な意見が出ることを期待されている。

理事長のリーダーシップの下、理事会メンバーの結束力で確実な運営ができています。しかし、今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断はたいへん難しいものになると予測されるので、一層意思の疎通を図っていかねばならないと考えています。

[テーマ]

基準IV-A 理事長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

学校法人大垣女子短期大学の理事会は、寄附行為第 5 条（役員）のとおり構成されている。理事長は平成 12 年度より大垣女子短期大学の教授を務め、平成 13 年度に理事就任以降 10 年余にわたり、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

理事会は寄附行為に定められた通り選任し、バランスよく構成され適切に運営がされているが、本学の将来を考えた場合、今後は、若手の学内者や学内外の高等教育に精通した経験者等を理事に抜擢するなどして、さらに活性化させていくことも検討課題である。

[区分]

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
- ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

- ③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。
 - ⑦理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。
- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
 - ②理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。
 - ③学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

学校法人大垣女子短期大学の理事会は、寄附行為第 5 条（役員）のとおり、理事（9 人以上 11 人以内）、監事（2 人）で構成されている。現員は、理事長の他に法人の将来に向けて安定を図るために副理事長 1 人、常務理事 1 人を置き、他に理事 8 人、監事 2 人を置いている。

理事長は平成 12 年度より大垣女子短期大学の教授を務め、平成 13 年度に理事就任以降 10 年余にわたり、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

理事会は寄附行為に定められたとおり選任し、バランスよく構成され適切に運営がされている。しかし本学の将来を考えた場合、今後は、若手の学内者や学内外の高等教育に精通した経験者等を理事に抜擢するなどして、さらに活性化させて行くことも検討課題である。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

学長は、大垣女子短期大学学長選出・任命等規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努め、強力なリーダーシップを発揮している。学長は大学運営に関し全教職員から信頼され、建学の精神に基づき、学生への教育の質の保証に向けて、常に向上・充実の努力をしている。

学長は理事長を兼務し、法人部門においては将来構想の策定、教学部門においては教育研究の充実に向けた実践計画の策定に取り組むなどその任務は多岐にわたる。今後の本学における教育研究活動をさらに充実させるために、平成 24 年度より副学長 2 名を置き、教学部門の一層の発展を期すこととなった。

教授会は、学則の下に設置され、大垣女子短期大学教授会規程に基づき学長が議長となり、短期大学の教育活動について重要な事項を審議、議決している。

教授会では、三つの方針「学位授与の方針」「教育課程・編成の方針」「入学者受け入れの方針」が明確に示され、その結果が「学習成果」に結び付き、最終的には「建学の精神の具現化」につながると認識している。

学長は、教授会の下に各種の委員会を設置し、委員会規程に基づいて適切に運営している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

本学は小規模な短大であるため、教員は教学に関するいくつかの委員会の構成員になっており、負担のかかる教員もいる。この片寄った負担が、本来の教育研究活動に影響を及ぼさないような配慮と配置を考慮を考慮したい。

第5回を迎える「学術シンポジウム」のテーマは「地域社会とともにある短期大学をめざして～新しい大垣女子短期大学はじまる～」である。従来の幼児教育科、デザイン美術科、音楽総合科、歯科衛生科の4学科に加え、来春開設予定の看護学科を視野に入れ、未来に向けてさらに本学が前進しようとする意志表示を内外に示すことを考えている。

ちなみにこの新しい看護学科の教育のキーワードは、看護の基礎となる学問の知識の獲得と思考力、看護の実践力、チーム医療の担い手の中心としての協働・協調能力、終身におよぶ知識の習得と技術を磨くという自律性の養成という4本柱としている。

従来の高校時代までの知識習得という学びから、いろいろな難問を自分自身で解決できるよう自ら学ぶところ、Active Learning へのギアチェンジを明確に打ち出していく。

[区分]

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

②学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

③ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

①教授会を審議機関として適切に運営している。

②教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。

③教授会の議事録を整備している。

④教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

⑤学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に

運営している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

学長は、大垣女子短期大学学長選出・任命等規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努め、強力なリーダーシップを発揮している。学長は人格が高潔で、学識に優れ、大学運営に関し全教職員から認められており、建学の精神に基づき、学生への教育の質の保証に向けて、常に向上・充実の努力をしている。

大垣女子短期大学では、「保護者満足度調査」、「学生満足度調査」、「初年次教育調査」、「教育環境調査」、「授業評価」、「授業交流会」、「初年次総合教育」、「教養学習支援講座」など、学長のリーダーシップの下、建学の精神に基づいた学習成果の保証に向け、日々の努力を惜しんでいない。

本学は文化都市、大垣市及び西濃地区の知の拠点としての様々な取り組みをおこなっている。特に、学長の強いリーダーシップのもとに、本学のもてる教育研究の成果を広く市民にアピールする機会を「学術シンポジウム」として設け、4年前から実施している。

第1回は平成20年7月6日、「口腔感染症と全身の健康を考える」をテーマとして大垣市民病院の内科系の医師、開業している整形外科医という医師団と、本学の歯科衛生科学科長の歯科医師、さらに看護師、歯科衛生士の多様な職種が一堂に会してのシンポジウムで市民も多く参加した。多くの分野の医師と歯科医師、さらに医療の担当者が同じテーブルについての討論したことがあまりない日本の現状で多くの注目を浴びた。第2回は平成21年5月31日「子どもの成長・発育における食育」をテーマとして、本学の幼児教育科、歯科衛生科の教員、大垣市民病院の小児科医、大垣市保健センターの栄養指導担当者等が集って食育の重要性を一般市民にアピールした。第3回は平成22年6月27日「子育て支援について考える」をテーマとして、本学の幼児教育科の教員と大垣市の子育て支援課長、大垣市立保育園長等が参加して、子育ての支援に関して教育、行政及び実践されている現場の立場など多方面からの関係者による討論がなされた。第4回は平成23年12月3日「似顔絵の世界～描く楽しさ、描かれる楽しさ～」をテーマとして、本学デザイン美術科の教員、卒業生と似顔絵作家による討論会のあと、似顔絵描きのワークショップを開催し、マンガの楽しさを広く市民にアピールした。

教授会は、大垣女子短期大学学則第48条（教授会）の下に設置され、大垣女子短期大学教授会規程第4条（会議の招集）に基づき学長が議長となり、短期大学の教育活動について重要な事項を審議、議決している。開催は月1回を原則とし、学長の判断でそのつど臨時開催している。議事録は、教授会規程第9条（記録）に基づき、教務・広報課において作成し保管している。

教授会では、三つの方針「学位授与の方針」「教育課程・編成の方針」「入学者受け入れの方針」が明確に示され、その結果が「学習成果」に結び付き、最終的には「建学の精神の具現化」につながると認識している。

学長は、教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。議事録は、委員会庶務を担当する事務局各課において作成され、

適切に保管されている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

本学は小規模な短大であるため、教員は教学に関するいくつかの委員会の構成員になっており、負担のかかる教員もいる。この片寄った負担が、本来の教育研究活動に影響を及ぼさないような配慮と配置を考慮を考慮したい。

なお、第5回を迎える「学術シンポジウム」のテーマは「地域社会とともにある短期大学をめざして～新しい大垣女子短期大学はじまる～」である。従来の幼児教育科、デザイン美術科、音楽総合科、歯科衛生科の4学科に加え、来春開設予定の看護学科を視野に入れ、未来に向けてさらに本学が前進しようとする意志表示を内外に示すことを考えている。

ちなみにこの新しい看護学科の教育のキーワードは、看護の基礎となる学問の知識の獲得と思考力、看護の実践力、チーム医療の担い手の中心としての協働・協調能力、終身におよぶ知識の習得と技術を磨くという自律性の養成という4本柱としている。

このように従来の高校時代までの知識習得という学びから、いろいろな難問を自分自身で解決できるよう自ら学ぶところ、Active Learning へのギアチェンジを明確に打ち出していく。

教育系、医療系、美術系と多様な学科を有する本学ならでこそ可能な広い分野にわたる知識やTPOに応じて問題に対処できる知識を習得したり、人間性を備えた人材の育成のための教育を実現することを通して、本学全体が社会に認められる高等教育機関としての地位の確立をめざし、学長は新たな企画を実行に移している。そうした取組を本学の構成員全てが積極的、意欲的に参画できる意識改革が課題となっている。

[テーマ]

基準IV-C ガバナンス

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、監査を確実に実施している。また、理事会に出席をして、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施している。

決算監査については、法人運営・教育活動・財務状況について事務局担当者より説明を受け、公認会計士立ち会いのもと、実施している。監査結果については毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、寄附行為に基づき、構成されている。また評議員会は、定めのとおり、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営をしている。

学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を、前年9月末までに決定し、その後11月中旬を目途に予算編成を行っている。

日常的な出納業務は総務課経理担当者が行い、総務課長・事務局長を経て学長に報告されている。

計算書類・財産目録は、公認会計士の学校会計基準に則った指導の下、経営状況及

び財産状態を適正に表示している。

公認会計士は毎年度、監事の決算監査に立ち会い、監事からの質疑に対して分かりやすく適切に対応している。

資産及び資金の管理・運用は、規程に基づき、安全かつ適正に管理されている。

寄付金の募集は現在、卒業生に対し、在学生への奨学金を目的として行っている。

月次試算表は経理担当者が毎月作成し、総務課長・事務局長を経て理事長に報告されている。

教育情報はホームページにて公表しているが、財務情報も学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

平成 23 年 9 月に行われた、文部科学省による学校法人運営調査委員による実地調査において、理事会・評議員会への監事出席率の低さを指摘された。以降、監事の重要性を改めて説明し改善してきたが、今後とも日程をうまく調整し出席率を上げることが課題である。

評議員会は寄附行為に定められた通り選任し、バランスよく構成され適切に運営がされているが、今以上に活発な意見が出ることを期待している。

理事長のリーダーシップの下、理事会メンバーの結束力で確実な理事会運営ができている。しかし、今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断はたいへん難しいものになると予測され、一層意思の疎通を図って行かなければならないと考えている。

[区分]

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

監事は、寄附行為第 14 条（監事の職務）に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、別添のように監査を実施している。また、理事会へ出席をして、学校法人の業務及び財産の状況について、「監事の監査状況」のように監査を実施している。

決算監査については、法人運営・教育活動・財務状況について事務局担当者より説明を受け、公認会計士立ち会いのもと、質疑応答により実施している。監査結果については毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

平成23年9月に行われた、文部科学省による学校法人運営調査委員による実地調査において、理事会・評議員会への監事出席率の低さを指摘された。以降、監事の重要性を改めて説明し、改善してきた。2名の監事はいずれも学外者であるので、日程をうまく調整し出席率を上げることが課題である。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

評議員会は、寄附行為第18条（評議員会）に基づき、理事定数（9人以上11人以内）の2倍を超える数（21人以上25人以内）で構成されており、現員は25名である。また評議員会は、私立学校法第42条のとおり、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営をしている。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

評議員会は寄附行為に定められた通り選任し、バランスよく構成され適切に運営がされているが、今以上に活発な意見が出ることを期待している。特に本学の将来を背負って立つ、若い評議員から時代に適応した各種提言を引き出すことが課題である。

基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

[以下の観点に基づき現状と課題を記述]

(1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

(2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

(3) 年度予算を適正に執行している。

(4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

(5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

(6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

(7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

(8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

(9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

(10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

(a) 自己点検・評価を基にした現状

学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画を、前年 9 月末までに決定している。その後各部門に対し、11 月中旬を目途に予算編成を指示している。予算の執行については、部門ごとで認定された予算の範囲内である場合のみ執行許可をしている。

日常的な出納業務は総務課経理担当者が行い、総務課長・事務局長を経て学長に報告されている。

計算書類・財産目録は、公認会計士の学校会計基準に則った指導の下、経営状況及び財産状態を適正に表示している。

公認会計士は毎年度、監事の決算監査に立ち会い、監事からの質疑に対して分かりやすく適切に対応している。

資産及び資金の管理・運用は、学校法人大垣女子短期大学資金運用規程に基づき、安全かつ適正に管理されている。

寄付金の募集は現在、卒業生に対し、在学生への奨学金を目的として行っている。

月次試算表は経理担当者が毎月作成し、総務課長・事務局長を経て理事長に報告されている。

教育情報をホームページにて公表し、財務情報も学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

(b) 自己点検・評価を基にした課題

理事長のリーダーシップの下、理事会メンバーの結束力で確実な理事会運営ができている。しかし、今後さらに変化の激しくなる社会情勢の中で、理事会の経営判断はたいへん難しいものになると予測されるので、一層意思の疎通を図って行かなければならない。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

学長のリーダーシップに関連する事項として、学長は平成 19 年度に「第三者評価委員」として、短期大学基準協会から委嘱を受け、評価チームのリーダーとして活動した。また、副学長の一人は、平成 22 年度に評価チームの一員として活動した。このことにより、学長、副学長は、第三者評価を経験したことで研鑽を積み、短期大学のあり方、進むべき将来像等については造詣が深く、本学を導く強いリーダーシップが発揮されている。

選択的評価基準

1. 教養教育の取り組みについて

(a) 現状

基準 (1) 教養教育の目的・目標を定めている。

本学では基盤となる教育活動として教養教育を重視し、「教養」を個人が社会とのかかわりや経験をもとに体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付けていくものの見方や考え方に関する価値観の総体にとらえ、中教審の諸答申（平成 14(2002)年「新しい時代における教養教育の在り方について」、平成 17(2005)年「我が国の高等教育の将来像」、平成 20(2008)年「学士課程教育の構築に向けて」)の趣旨にそいながら、「建学の精神を基盤として各学科の目的を達成するために教養教育・基礎専門教育・専門教育と段階的要素を有しつつ総合的に行う教育の一部であり基盤となるもの」と位置づけて、全学的な目標を設定して取り組んでいる。

具体的な教養教育の全学目標として、

- ① 社会人となるための基礎的なコミュニケーション能力や社会生活の基本となる知識、技能及び行動様式を身につける。
- ② 基礎専門教育や専門教育につながる基本としての学問的な知識、技能及び思考方法等を学ぶことを定め、このもとに学科ごとの教養教育の目標を定めている（「大垣女子短期大学 教育に関する基本方針 別表」、以下の記述に関して同じ。）。

そしてこれらの目標のもとで、全学科の学生が 1 年生で履修する教養科目を教養教育を担う主要な科目群として、主体性と自律性を持って取り組むことで基礎的な思考力とコミュニケーション能力の基本を培い、専門的な学習につながる知識や技能と社会人に必要な一般教養や思考・行動様式等の基礎を身につけることを目指すべき学習成果としている。この目標等については、各学科会議をはじめ、教務委員会、管理職会議、学科長会議、教職員懇談会、教授会で全学的に教職員の共通理解を深めながら推進するよう努めている。

基準 (2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養教育の目的・目標を達成するために、教養科目を主として基礎専門教育や専門教育につながる基本としての学問的な知識、技能及び思考方法を学ぶ科目群である「教養基礎」と、主として社会人に必要な基礎的なコミュニケーション能力や社会生活の基本となる知識、技能及び行動様式を身につけ、あわせて就業力等の育成を図る科目群である「社会人基礎」とに内容的に分類している。なお、この「社会人基礎」の中では平成 23 年度から、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培っていくための中心的な科目として「キャリアセミナー」を開講している。

また教養教育にかかる実施体制に関し、本学における今後の短期大学教育の在り方を検討し、教育内容や方法の開発と改善を推進する機関として平成 21 年度に設置された総合教育センター（以下この項では「センター」という。）が、学長の命を受けて教養教育を全体的に総括し担当することとしている。センターには 2 名の教員（平成 23 年度は 3 名）が配置され、ここで計画した目標等を各学科及び事務局から担当者が参

加するセンターの専門部会で調整・立案したものを教務委員会で検討し、学長に報告・提案して了承を得たのちに学科長会、教授会で決定していくこととしている。また教養科目の開講に当たっては、非常勤教員に対して事前にセンターがシラバスの記入方法をはじめ、目標等や到達目標、学習成果を明確にしていくための評価方法を説明して、共通理解のもとでの教養教育の実施を目指している。

基準 (3) 教養教育を行う方法が確立している。

教養教育の方法について、まず学生による適切な選択並びに履修を促す指導と支援が重要であるとの認識のもとに、各学科チューター及び教務・広報課職員がこれを確実に行うよう努めている。

そして、授業を担当する教員も本学の教養教育の目標にそって全学的に定めた、

- ① 学習に主体性と自律性を持って取り組む大切さを学び、基礎的な思考力とコミュニケーション能力の基本を身につけるよう努める。
- ② 専門的な学習につながる幅広い学問的な知識や技能などを身につけて、総合的な判断力の基礎を培うよう努める。
- ③ 社会人に必要な基礎的基本的な教養、行動様式、就業力等を身につけ、社会性の基盤を養うよう努める、という教養科目の到達指標のもとに科目ごとに到達目標を確実に定め、これにそって授業を行うとともに、学習の総括的な評価においては学生の学習成果をこの観点に基づいて明示する。

こととしている。

また教養科目の授業だけでなく、毎年1年生に対して入学直後の4月当初に中等教育で学習する基礎的な内容（漢字の読み・書き・語彙等の国語、算数・数学の計算、人文・社会・自然の一般常識）について「基礎教養テスト」を実施し、分野別に定着している内容を学生に理解させるとともに、不十分な内容の補習に努めるようチューターを中心として指導・支援することとしている。さらに、様々な機会をとらえて教養教育を充実させていくための取組も行っており、専門科目も含めたすべての科目の授業において、一般常識やコミュニケーション力の向上を目指すことを意識した「教養ミニトーク」を行っている。この取組では、それぞれの科目の内容や形態に即し、学生の一般教養を高めることと学びのきっかけづくりを目的に各授業時間の学習の導入等において短時間でも一般常識についての話題提供を実施している。そして、実施内容等について半期ごとに個別の報告書を作成して取りまとめている。加えて、学習支援の観点から基礎的学力の定着を目指すリメディアル教育(補習教育)や基礎的教養に関する補習学習の支援についても、単位を与えない特別講座として課外で基礎的な学力補習を目指す取組である「教養学習支援講座」をセンターが中心となって平成23年度から実施している。

基準 (4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果の測定と評価に関しては、それぞれの教員が目的・目標にそって科目ごとに到達目標を設定するとともに、その達成について確実に観点ごとの評価基準にもとづく評価を適切な方法で行っている。科目においては全体の評定だけでなく、

観点ごとの到達状況についても明示して、効果の測定を厳格なものとするよう努めている。また全体的には授業実施後の学習成果の状況についてセンターがGPAや観点ごとの到達状況等に基づいて総合的に検討し、次年度に向けて教養科目の在り方等の見直しを教務委員会とともに進めることとしている。

さらに授業以外の取組でも、センターが中心となって教務委員会・教務・広報課と連携しながら「基礎教養テスト」の実施後の全学的なまとめ、「教養ミニトーク」実施内容の取りまとめ、「教養学習支援講座」の実施と参加状況のまとめ、教養科目である「総合教養演習」の中での初年次教育（基本的な内容を実施し、他の授業等で取り組むためのきっかけづくりを行うスタートプログラム）、各学科の行う入学前教育の実施状況のまとめ等を行っており、取組及び学生への効果について評価することに努めている。

（b）課題

基準（1）教養教育の目的・目標を定めている。

教養教育の目的・目標と教養科目のそれぞれの授業とを、到達指標や科目ごとの到達目標に基づいて確実に結びつけていくことについての点検が十分であるとはいえない現状があることが一つの課題である。またそれとともに、社会の変化や社会的な要請を確実に踏まえつつ、一方で学生の学習成果もしっかりと把握して、現在の目的・目標で十分かどうか不断に検討を加えていくことも重要な課題であると認識している。

基準（2）教養教育の内容と実施体制が確立している。

教養教育の内容に関する課題としては、現在の内容を実施した結果の検討によって、教養科目の充実（理系科目を増やすことなどを含めた全体的なバランスの改善や、社会人基礎力を充実させていく科目の拡充など）が求められていることから、この内容的な改善と平成25年度からの新しい目的・目標にそったものにしていくことがあげられる。

また教養教育にかかる実施体制に関しては、社会人基礎力やキャリア教育の充実という観点から、教育課程・学習評価等を担当する教務委員会及び教務・広報課と、厚生補導・学生支援・就職支援等を担当する学生支援委員会及び学生支援課が、どのように連携してキャリア教育にも関連した教養教育の部分を指導・支援していくかを明確にしていくことが大きな課題であると考えている。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している。

教養教育の方法に関する課題としては、教養科目に限らず学生の主体的で効果的な学びを目指した授業方法の継続的な改善の必要性とともに、学生が身につけた学習成果を適切にとらえ、一人一人について教養に関する総合的な学びと成長を把握しながら指導・支援をできるようにしていくことがあげられると考えている。

基準（4）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果の測定や評価に関して、目的・目標、到達指標、教養科目ごとの到達目標とともに、それぞれの授業における観点の設定内容や測定の在り方、評価方法

が適切かどうかの見直しが必要であり、これとともに、科目全体の到達目標はもとより、観点別の基準に到達できなかった学生をどのように指導・支援していくのか、学科ごと、科目ごとにまかされている指導・支援の具体的な在り方や内容を検討して全体的に明確にしていくことが、今後の課題である。また、教養教育を組織的に実施するに当たって、P-D-C-Aサイクルが十分機能しているのかどうか、特にC（チェック）が適切になされ、これが確実な次への改善に十分活用されているのかどうかにつき不十分なところが見られることも課題であると認識している。

（c）改善計画

基準（1）教養教育の目的・目標を定めている。

こうした課題を踏まえながら本学が社会的要請に基づく大胆な基本教育理念の見直しを行い、看護学科を加えた5学科体制となる平成25年度以降に向けて、教養教育の目的・目標についても継続的に内容の検討と改善を進めていくべきであると考えている。平成25年度からの新しい目標等の方向としては、知識技能や知的技法、社会人に必要な力など現在のものに加えて、学生に社会変化に対応できる基礎的な知の基盤づくりと人間としての理解力などを学習成果として付加していくことを構想している。

基準（2）教養教育の内容と実施体制が確立している。

平成25年度からは、教養科目として「基礎教養」に分類した内容を「人文」「社会」「自然」「総合」の4つに区分して新たな科目を加え、専門分野に共通の基本となる学問的な知識、技能及び思考方法を学び、基礎的な知の基盤づくりと人間に関して理解力を高める科目群をバランスよく開講し、学生が興味や関心に応じた幅広い選択をできるようにしていくこととしている。また、「社会人基礎」に分類した科目でも、就業力等の育成を中心としてさらに充実させていくとともに、一般教養として必要な基礎学力を定着、深化・発展させるための新しい科目の開講についても計画しているところである。

実施体制に関しては、平成23年度から開始されている教務委員会と学生支援委員会の合同会議について、これをセンターを中心としながらさらに拡大・充実させていくこととしている。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している。

方法に関する課題を改善していくため、教職員の研修等を活用しながら教養教育の目的・目標にそった学習効果をあげるための継続的な授業方法改善の重要性に関する共通理解を一層深め、具体的な方法を確認しながら、指導と支援が確実に進んでいくようにしていきたいと考えている。

基準（4）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

評価方法等の改善についても、毎年開催しているFD研修会で学習評価のとらえ方や在り方の認識を深めていくことで、より学習効果をあげられるものへ改善していきたいと考えている。また現在、学科ごとに行っている単位が修得できていても学修内

容の一部で学習の成果が十分でない学生に対する指導・支援の在り方について、センターと教務委員会が連携して全学的な検討を行いながら具体的に改善策を立てていくこととしている。これについては、すべての組織が実施しているP-D-C-Aサイクルが十分とはいえない現状とも関連しており、教養科目の授業や取組実施後のC(チェック)を中心として、事前に立てた目標が達成されたのかどうか、達成されなかった場合の十分な手だての実施ということを中心にして、確実に改善に取り組んでいくことが、教養教育における質の保証の観点からも重要であると考えている。そして、授業及び他の取組の実施状況と成果について総括し、学長に報告するとともに管理職会議、学科長会議、自己点検・評価委員会、教授会に報告・提案等を行って、教養教育に当たっての体制的な一元化、総合化を図っていく必要がある。このためにも、学生の指導や支援に当たって、教養教育だけでなく専門教育等も含めた総合的なラーニング・ポートフォリオをできるだけ早期に整備し、学生、教職員がともに活用していくべきであると考えている。

選択的評価基準

2. 職業教育の取り組みについて

(a) 現状

基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

本法人の建学の精神は「中庸を旨とし勤労を尊び職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成」としている。

また、学則にはその目的のなかに「民主的にして、平和な国家社会の成員に枢要な広い教養を培うとともに実生活に則した専門の学術技芸を教授・研究し有為な女性を育成するとともに、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に貢献することを目的とする。」と定めている。さらに4学科においてはその教育研究上の目的のなかに「職業人の養成」を謳っている。

このとおり本学は「職業教育」を教育の柱として、教職員は常に学生が卒業後、実社会において活躍できる能力の育成に努力を傾注している。

各学科での教育活動はもちろん、全学を横断する委員会においても「学生支援委員会」に職業教育の推進が委ねられ、全学にわたる社会人として身につけておくべき素養の育成に取り組んでおり、職業教育の役割・機能、分担は明確に定められている。

基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

高等学校とは高大連携の協定等は取り交わしていないが、毎年学生を受け入れている学校とは、年間数回にわたり出前講座等を実施し、本学の職業教育の取り組みについて理解を深めていただき、進学して早く大学教育に馴染めるような連携を図っている。

出前講座の取り組みも定着してきており、毎年出講を期待されている状況にある。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

職業教育に関しては現在全学科1年生後期において「キャリアセミナー」を卒業必修単位として1単位開講している。正課の教育課程のなかで実施しているもので、「学生支援委員会」で企画立案し、「教務委員会」との協議、連携をとりながら取り組んでいる。

また、各学科においてはその独自性もあるため、別の時間を設けて独自のキャリア支援を実施している。これは単位認定はしていないが、学科の特色に合わせた15週の取り組みとなっており、社会人としての基本的なスキルが身に付くように努力している。

基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

本学では、系統立てた取り組みは十分ではない。幼児教育科においては、「免許状更新講習」を、歯科衛生科においては地域の歯科医師会と連携した「歯科衛生士講習会」を利用した学び直しの機会として案内している。音楽総合科、デザイン美術科については研究生として技能を高めることをめざす卒業生を受け入れる制度を設けている。

基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

学生支援委員会委員の教員を中心として、各種情報を各学科でフィードバックし、就職支援の状況や課題を共有することに務め、社会の求める人材像や社会人として必要な資質等を理解し、教育の場に生かせるように取り組んでいる。これには学生支援課就職担当者が主体的に関わって社会の情報や学科への要望等を提供し、教員は原則毎週開催される学科会議等を利用して資質の向上に取り組んでいる。

また、毎月開催される「教職員懇談会（教職員全員出席）」、夏期休暇に開催される「FD研修会」等にも必要に応じて情報を提供し、各学科の教員も積極的に資質の向上をめざし研鑽を積んでいる。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

測定・評価については、学生が「キャリアセミナー」や学科のキャリア支援講座の際に記載する「受講ノート」の感想等を集約し分析のうえで、授業内容や方法の改善に全学を挙げて取り組んでいる。

(b) 課題

基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

特記事項なし。

基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

高大連携を考えるときに、一層円滑で信頼感を得るためにも連携協定等を取り交わし、職業教育において大学が求める考え方、高等学校が望む教育内容を明確にし、双方の目的が一致して同じ方向をめざせるようにすることが課題として挙げられる。高大連携協定が実現すれば、その目的、教育方法や内容も明確になり、目標も定まることにより、本学に入学後専門教育によりスムーズに移行できると考えている。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

学生支援委員会での「キャリアセミナー」の企画立案、実施、検証については今後一層の教職員の資質の向上が課題となっている。社会情勢の変化も早く、複雑化している現在、本学学生の進路はそれほど多様ではないが、社会の変化を的確に把握し教育に生かせる情報収集力とそれに裏打ちされた企画力の向上に全学を挙げて取り組みたい。

基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

4学科のなかでも特に幼児教育科と歯科衛生科に関しては学び直しの機会を設けたい。現状では開設できていないが、いったん退職をして再度就職を希望している人や職階が上がることに伴い、より専門的な技術技能を身につけたいなどの社会的ニーズに応えていくことは地域に立脚した大学の使命であると考えている。

基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

まず、就職支援だけに留まらない厚生補導全般に対しての全教職員の理解を深めたい。

そこから出発して職業教育をどう捉えていくのかを考えていきたい。教員は教育研究活動に多忙ではあるが、本学の建学の精神の具現化にも繋がる教育であるので、様々な研修会等を通じて一層の教員の資質向上に努めたい。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

現在の取り組みをさらに深め、他大学の取り組みからも学びながら充実したものに改善をしていきたいと考える。

(c) 改善計画

基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

特記事項なし。

基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

高等学校が職業教育を、特に大学との連携のなかでどのようなことに期待をしているのかを把握し、確認のうえ連携協力体制を確立していくことが必要であると考えている。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

職業教育の内容については一般論ではなく、社会が求めている本学への期待感やどういった社会人が望まれるのかといった具体的な情報を掘り起こし、その情報を体系づけて教育に反映させることが必要であり、そのためにも就職活動に関する専門員を配置し、教育方法の充実を図っていくことが急務であると考えている。実施体制については、現在の体制を維持していきたい。

基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

事業所へのアンケート調査等により、社会からのニーズを把握し、夜間や週末など要請に応えられるように学び直しの講座の開講を検討したい。

基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

事業所の人事担当者等からの生の情報を有効に活用できるように懇談会や研修会を開催する。他方近隣の短期大学の就職担当者からの情報も積極的に学内において共通の財産として職業教育に生かせる環境を確立する。

本学では2人のキャリアサポーター（非常勤）に学生の就職指導を依頼しているが、今後は各学科との懇談を通して教員の資質の向上にも寄与していきたい。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

正課教育の内外で実施できるように準備を進め、「キャリアセミナー」として正課活

動ですすめている職業教育ではあるが、学科ごとの達成目標をどこに定めるかについてはまだ手探りの状況である。今後本学の学生が社会人として身につけておくべき力についてのコンセンサスを得て、より有意義な科目となるように議論を深めて改善に結びつけていきたい。

選択的評価基準

3. 地域貢献の取り組みについて

(a) 現状

基準(1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

長年にわたり公開講座や公開授業を継続して実施してきている。材料費を徴収する程度で受講料は無料で開講している。

受講生の年齢層は60歳代以上の高齢者が多く、地域の方々から期待される講座となっている。

4学科からそれぞれプログラムを出し合いそれを組み立てて「健康な生活をめざす」といったテーマにより実施している。

幼児教育科では「子育て」、音楽総合科では「ピアノ」、デザイン美術科では「造形」、歯科衛生科では「健康」、一般教養では「地域の歴史」に関する内容になっている。

基準(2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

平成19年度において地元大垣市との間に「地域包括協定」を締結し、従来から継続してきた地域との交流活動が一層活発になった。現在までに地域において様々な分野で調査研究を実施し、大垣市の将来計画に対する提言を行ったり、地域との連携のなかで「子育てサロン」が開設されたり、大垣市の広報誌にマンガによる各種啓発活動に関する作品提供したりするなど地域行政との連携は親密な関係にある。

また、商工業事業者や各種団体との関係においても、デザイン美術科では学生等によるポップデザインや、シャッター等への描画、音楽総合科では賑わいを創出するためのコンサートなどが実施されている。歯科衛生科では大垣歯科医師会への協力体制が確立しており、毎年「歯の健康フェスティバル」などの事業に学生等を派遣し協力している。幼児教育科では、子育て支援に関する相談室の開放や地域の保育所・幼稚園の職員研修に講師を派遣するなど地域との連携は活発だと考える。

基準(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

幼児教育科では各種団体からの依頼に応え人形劇などの上演や出前講座等の講演、音楽総合科においては子供会から高齢者団体までは幅広く演奏会活動に出演している。デザイン美術科ではマンガ似顔絵描きが人気で地域市民に喜ばれている。歯科衛生科では歯と健康に関する講演依頼が多く、地域の要請に対応している。

こうして、全学を挙げて地域に愛される大学づくりをめざし活動している。

(b) 課題

基準(1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

ここ数年の受講者の様子をみると幅広く地域市民の要請に応えられているのかは検証が必要だと考える。幅広い社会的ニーズを把握することが課題となっている。

また、学びの喜びを感じていただけるように広く「科目等履修生制度」を利用していただくことも考えている。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

短期大学では四年制大学と異なり研究部門が十分ではない。大学や大学院等のように研究を深める環境にはなく、専門課程のゼミ活動も大学等と比べその内容は異なる。そういう環境のなかで教員も学生も特に行政や学校関係において、地域連携活動に関し比較的要請が多い平日での対応が極めて困難となっている。こうした場合においても授業のやりくりなどをしながら、意義あるものであれば内容を勘案し出かけることもあるものの地域連携から学ぶ様々な要素と正課活動との兼ね合いをどう考えていくのかが課題である。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

特に課題もなく、今後とも継続して実施していきたい。

（c）改善計画

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

ここ数年の受講者の様子をみると幅広く地域市民の要請に応えられているのかは検証が必要だと考える。高校生が参加できる環境づくりや高齢者ばかりではなく子育て世代を支援する講座等、将来本学がめざす大学の姿を見据えた講座の内容にしていくことが必要であると考えます。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

学生の活動に対する評価は「社会活動演習」における単位認定で一定の成果をみているが、全学においてできるものとできないものを整理し、社会に発信できるように改善していきたい。本学の教育活動が十分な成果をあげることができるような地域貢献プログラムを検討していきたい。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

社会からの要請と本学がめざす教育活動をうまくマッチングできるように、地域社会から本学に寄せられているニーズを的確に捉え、その期待に応えられる活動を企画立案していくことを考えていきたい。